

規 則 集

2015(平成 27)年度版



静岡大学人文社会科学部

目 次

I	人文社会科学部学術憲章	1
	学位授与方針	6
	教育課程編成・実施の方針	9
II	規則集	13
1	国立大学法人静岡大学学則	15
2	静岡大学学部共通細則	34
3	静岡大学学位規程	36
4	静岡大学学生懲戒規程	42
5	静岡大学人文社会科学部規則	44
	別表第Ⅰ 学科別授業科目表	
	（社会学科）	49
	（言語文化学科）	56
	（法学科・昼間コース）	67
	（法学科・夜間主コース）	71
	（経済学科・昼間コース）	73
	（経済学科・夜間主コース）	78
	付表〔教養科目〕	81
	付表〔専門科目〕	83
	別表第Ⅱ 卒業所要単位数	84
	別表第Ⅲ 教職に関する科目表	86
6	静岡大学における履修科目の登録単位数の上限に関する規則	87
7	留学生科目に関する申合せ	89
8	夜間主コース学生の昼間コース開講の教養科目の履修及び修得単位に関する内規	90
9	夜間主コース学生の昼間コース開講の専門科目の履修及び修得単位に関する内規	91
10	教員免許状取得に関する単位履修要領	92
	教員免許状取得に関する「教科に関する科目」一覧	97
	社会学科（中一種免・社会）	97
	社会学科（高一種免・公民）	99
	社会学科（高一種免・地理歴史）	101
	言語文化学科（中一種免／高一種免・国語）	102
	言語文化学科（中一種免／高一種免・英語）	104
	言語文化学科（中一種免／高一種免・ドイツ語）	105
	言語文化学科（中一種免／高一種免・フランス語）	106
	言語文化学科（中一種免／高一種免・中国語）	108
	法学科・昼間コース（中一種免・社会）	109
	法学科・昼間コース（高一種免・公民）	111
	法学科・夜間主コース（中一種免・社会）	113
	法学科・夜間主コース（高一種免・公民）	115
	経済学科・昼間コース（中一種免・社会）	117
	経済学科・昼間コース（高一種免・公民）	119

経済学科・夜間主コース（中一種免・社会）	121
経済学科・夜間主コース（高一種免・公民）	123
11 学芸員資格取得に関する単位履修要領	125
12 他の大学等において修得した単位の認定に関する規程	126
13 大学以外の教育施設等における学修の単位の認定に関する規程	128
14 入学前の既修得単位等の単位の認定に関する規程	130
15 静岡大学人文社会科学部及び教育学部並びに静岡県立大学国際関係学部及び 経営情報学部間における単位互換に関する協議書についての覚書	133
16 追試験及び再試験に関する内規	134
17 試験等において不正行為をした学生の取扱いに関する内規	135
18 言語文化学科履修コースに関する内規	136
19 経済学科進級基準に関する内規	136
20 社会学科進級基準に関する内規	139
21 転学科等に関する内規	140
22 転学部生の既修得単位の認定に関する内規	141
23 転学科生の既修得単位の認定に関する内規	141
24 転入学及び編入学に関する内規	142
25 3年次編入学生の教育課程に関する内規	144
26 前学期末における卒業（9月卒業）に関する内規	147
27 社会学科卒業論文に関する内規	148
28 言語文化学科卒業論文に関する内規	149
29 経済学科卒業論文に関する内規	150
30 静岡大学研究生規程	152
31 人文社会科学部研究生に関する内規	153
32 静岡大学科目等履修生規程	154
33 人文社会科学部科目等履修生に関する内規	155
34 静岡大学特別聴講学生規程	156
35 静岡大学外国人学生規程	157
36 静岡大学授業料等免除及び徴収猶予の取扱いに関する規則	159
37 長期にわたる教育課程の履修に関する規程	165
38 人文社会科学部棟管理・使用等要項	167
人文社会科学部庁舎管理・使用等要項細目	169
39 法政資料室利用規程	171
40 経済資料室利用規程	172
41 静岡大学大谷地区構内交通規制要項	173
42 副専攻プログラムの履修について	176
III 人文社会科学部のあゆみ	179
IV 付録	185
1 静岡地区建物配置図（静岡キャンパス）	187
2 人文社会科学部A,B,C棟平面図	188
3 共通教育A,B,L,P棟，人文社会科学部E棟平面図	190

I 静岡大学人文社会科学部学術憲章

—教育と研究の発展のために—

2004年4月1日

2012年4月1日 改正

2014年2月13日 改正

前 文

静岡大学人文社会科学部は、旧制静岡高等学校の伝統を引き継いで戦後発足した文理学部の改組により、1965年に人文学部として設置され、2012年4月からさらなる発展を目指し、人文社会科学部に学部名称を変更した。この間、国立大学のなかでも最大規模の文科系総合学部にまで発展し、日本および国際社会で活躍する数多くの有為な人材を世に送り出してきた。新生人文社会科学部が新たな一步を踏み出すこの機にあたって、日本国憲法、教育基本法、世界人権宣言、高等教育に関するユネスコの宣言・勧告等の理念をふまえ、教育研究活動を通じて世界の平和、人類の福祉とその持続可能な発展に貢献するという使命を自覚し、ここに「静岡大学人文社会科学部学術憲章」を定める。

わたしたちは20世紀文明の巨大な発展を引き継いで、新世紀へと踏み込んだ。科学技術の発達にはわたしたちに大きな発展の可能性をもたらすとともに、同時に前例のない難問と数多くの課題を突きつけている。「グローバル経済」のもとでの富の集中と貧困化、いのちの存立基盤である地球生態系の危機、戦争とテロリズムに見られる暴力の無限連鎖、「豊かさ」のなかでの人間性の衰退等々、わたしたちの前には容易ならざる課題が山積している。科学技術が牽引する現代文明のこうした展開に、大学は「知の拠点」として貢献してきた。いまその「知」のあり方が根本から問い直されている。

科学技術が道具化するとき、そこに個別の「使用説明書」はついていても、その究極の目的に関わる規範の説明はない。技術知の一人歩きが懸念される今日、「なんのための学問研究・教育なのか」をたえず問い直していかなければ

ばならない。人類社会のこれまでの歴史的発展をふまえ、豊かな人間性を基盤にした持続可能な、さらなる発展を保証する道はなにか？ こうした問いが、人文科学・社会科学に関する教育研究に携わるわたしたち教職員と学生に提起されている。断片化された知ではなく、総合知が必要とされる時代に、静岡大学が総合大学としての力量を発揮していく上で、人文社会科学部の果たすべき役割は大きいと言わなければならない。このような人類史的・地球的規模の課題は同時に身近な地域社会においても出現している。地域社会をグローバルな課題の生きた現場としてとらえ、地域の特徴に根ざした教育研究の独創的展開を目指していかなければならない。

こうした創造的な学問研究・教育の発展を保証するためには、教育と研究における自由が不可欠である。その自由はしかし同時に、他者の自由の尊重と不可分であり、自己の社会的義務についての深い自覚に裏打ちされたものでなければならない。セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントなどあらゆる暴力を排除し、人間の尊厳と憲法に保証された基本的諸権利が尊重されなければならない。

以上の精神の上に立って、人文社会科学部において展開される教育・研究のあり方を明らかにする。

一. 教育の目標

1. 静岡大学人文社会科学部は、自由な知的活動が展開される知の共同体であり、次代を担う次のような市民が育っていく学びの場でなければならない。
 - 人文・社会科学の各分野の専門的知識を身につけるとともに、自身の専門と職業の意味を幅広い視野から見据えることのできる教養を兼ね備えた市民。
 - 地域社会の多元的な発展に寄与するとともに、国際社会にも通用する力量をもった多彩な市民。

- 現実の諸問題の核心をとらえるための総合的な理解力、さらに問題解決の道を切り拓く実践的な応用力を身につけた市民。
- 倫理感覚と責任意識をもった市民社会の担い手。

2. 社会の多様な教育ニーズに応えるため、社会人学生を広く受け入れ、リカレント教育を提供し、地域社会の多元的な発展に貢献する。
3. 外国人留学生を広く受け入れ、各分野における専門的教育を提供するとともに、日本の文化や社会事情を理解するための教育を提供する。異なる文化の相互理解を通じて国際的友好関係の発展に努める。

二. 教育目標の実現にむけて

1. 少人数教育と卒業研究または卒業論文の作成によって修学を集大成する教育を実施する。
2. 学生自身が「学びたい」という欲求にもとづき、能動的に学習できるよう努める。その一環として、実社会を体験しながら学び、地域に学び現場で考える「臨床型」思考を重視する。
3. 問題発見能力と課題解決能力が養われ、論理的思考力が鍛えられ、聴く力・対話力・表現力が身につく教育を展開する。
4. 各学科の専門的な基本の教育を重視するとともに、社会学科・言語文化学科・法学科・経済学科からなる四学科の連携によって総合的な視野が涵養される教育を提供する。
5. 自己点検評価、外部評価、学生による授業評価とそれへの教員の応答によって教育システムを系統的・継続的に自己点検し、教育改善に努める。

6. 教育面での国際交流を推進するために、交流協定を結んでいる大学との学生交流をさらに強化する。

三. 研究の目標

1. 静岡大学人文社会科学部は人文・社会科学の各分野において、創造的な研究活動を展開し、世界の平和と人類の福祉、学術文化の創造的発展に貢献する。
2. 研究成果を社会に還元し、人類社会の持続可能な発展に貢献する。それはけっして一方的関係ではなく、社会への応答（アカウンタビリティ）は新たな質の研究課題を設定し研究を活性化する上でも不可欠である。その点からも、とりわけ地域社会との連携を密にし、地域社会から研究活動のエネルギーを頂きながら、その成果をフィードバックしていく。
3. 未来にむけて現代の諸課題に取り組むためには、過去にも眼差しを向けなければならない。現在直面している問題が由来する歴史的な背景を理解し、過去の知的遺産をふまえてこそ、新たな知の創造も可能となる。人類文化の歴史と伝統を軽視することなく、未来を見据えて、現在の課題に取り組む。特にアジア諸国などとの交流を図るために、戦争責任問題の意味を理解し、偏狭なナショナリズムに陥ることのない国際性豊かな研究に注意を払う。

四. 研究目標の実現にむけて

1. 個別分野ごとの研究を高度に発展させるとともに、多様な専門分野の力を結集して、問題の理解と諸課題の解決をめざす分野融合的研究を展開し、基礎学と課題解決型研究とが補完的に発展するよう努める。そのために各研究スタッフは狭い専門分野に閉じこもることなく、「世界を読む」眼を鍛え、多様な研究領域の意味と連関を理解できるだけの広い視点を養うよう努力する。

2. 研究成果を社会に還元するとともに、地域社会のニーズに応える研究活動を推進し、地域発信型の文化と科学の創造的な発展をめざす。大学と地域との相乗的な活性化を支える拠点として、地域社会文化研究のための知のネットワークを構築する。
3. 研究成果は各分野の学会や学術誌に発表するだけでなく、公開講座などさまざまな機会を活用して公表し、地域文化の啓発に努める。
4. 研究活動内容をたえず自己点検・自己評価しつつ、その内容を社会に公開して評価を受け、研究活動の改善に努める。

五. 倫理規定

わたしたちは、教育と研究のあらゆる場面で以下の項目を遵守し、質の高い教育と研究をめざす。

1. 日本国憲法、教育基本法をはじめとした関連法規を遵守します。
2. 学生の人格権、学習を通じて発達する権利などの基本的人権を守ります。
3. すべての構成員が国籍、民族、性別、言語、宗教、政治的意見、出身、財産、門地その他の地位、性的指向（同性愛など）、婚姻上の地位、家庭における地位、障害、疾患、経歴、年齢などの事由によって差別されないことを保障します。
4. セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントのない教育・研究環境を構築し、それを維持します。
5. 構成員の安全と健康に留意した教育・研究環境を構築し、それを維持します。
6. 研究にあたっては真理の探究と人類の平和的発展という価値に従います。
7. 研究活動を通じた人権侵害をおこしません。

学位授与方針

静岡大学 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

静岡大学は、教職員、学生の主体性の尊重と相互啓発の上に立ち、平和で幸福な未来社会の建設への貢献をめざす「自由啓発・未来創成」のビジョンを掲げ、教育・研究に携わっている。このようなビジョンのもとで、国際感覚と高い専門性を有し、チャレンジ精神にあふれ、豊かな人間性を有する教養人を育成することが本学の教育目標であり、下記に示すそれぞれの資質・能力を身につけていることを学位授与の条件とする。

1. 専門分野についての基本的な知識を習得し、これを社会の具体的文脈のなかで活用することができる。
2. 外国語を含む言語運用能力、情報処理、キャリア形成等の基本的スキルを身につけている。
3. 多様性を認め、幅広い視点から物事を考え、行動することのできる国際感覚と深い教養を身につけている。
4. 主体的に問題を発見し、自らのリーダーシップと責任のもとで、様々な立場の人々と協同して、その解決にあたることができる。

人文社会科学部学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

人文社会科学部は、静岡大学が定める学位授与方針並びに「人文社会科学部学術憲章」に従い、豊かな人間性を基礎にした「総合知」を体得した個人を育成することを教育目標とし、学位授与の条件として学生に以下のことを求める。

1. 論理的思考力、問題発見力、課題解決力を伴う人文社会科学の領域における深い専門性を備えている。
2. 専門的な知識や技能を社会の具体的な場面で展開するための幅広い教養と学際的総合力を備えている。
3. 国際化した社会における文化と個の多様性を理解するとともに、そのなかで適切に自己を発信するための対話力、情報技術、言語力の基礎を備えている。

4. 社会を構成する市民としての自覚を備え、他者と協力して課題に取り組むことができる。

○社会学科 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

社会学科は、人間学、社会学、心理学、文化人類学、歴史学の5つの専門分野から構成され、学生はこれらの分野を横断的に学びつつ、一つの分野に所属し、学修成果を卒業論文にまとめる。すべての履修課程を通して、下記に示すそれぞれの資質・能力を身につけていることを学士（社会学）の学位を授与する条件として重視している。

1. 各専門分野で蓄積された知識と探究方法を身につけ、それを地域社会や職場などの現場で、課題を見出しその解決に向けて活用できる力を修得している。
2. 多様な人間・社会について、歴史・民族・文化・制度といったさまざまな条件を考慮し、深く理解することができ、同時に共生への志向を尊重できる。
3. 社会を構成する一員としての自覚を前提に、確かな論理的思考力、情報リテラシー、協働的対人能力を修得している。

○言語文化学科 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

言語文化学科は、〈日本・アジア言語文化〉〈欧米言語文化〉〈比較言語文化〉という3つの専門コースとそれに付随する7つの専門分野から構成される。言語文化学科の学生は、上記の3つの専門コースの何れかに所属し、所定の科目を履修し、学修成果を卒業論文にまとめ、学士（文学）の学位を授与されることとなる。その際、学位を授与されるにふさわしい知識・技能が身についているかどうかを判断するための目安として、以下の項目を重視する。

1. 人間・社会・自然について調和の取れた教養を備え持ち、多様な課題を発見、分析、解決できる情報リテラシーを修得している。
2. 高度な日本語表現能力を有することはもちろん、外国語を高いレベルで学習し、外国文化を深く理解することによって、グローバル社会に対応できる国際的感覚とコミュニケーション能力を身につけている。
3. 個々の専門分野の立場から自らの研究課題を設定し、その解決に向けて

情報を収集・分析できる探究力と、批判的かつ論理的思考によって独自の見解を導き出せる問題解決力と、自己の見解を文字媒体あるいは口頭で適切かつ的確に伝える表現力を身につけている。

○法学科 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

法学科は、静岡大学及び人文社会科学部の学位授与の方針に従い、以下の能力を修得した者に学士（法学）の学位を授与する。

1. 現代社会に生じる諸事象・諸問題を読み解き、これを解決するための法学、政治学の専門的知識を修得している。
2. 日々生起する新たな法的・政治的な諸事象に対応できる柔軟な思考力や、専門知識を統合して使いこなすことのできる実践的応用力を身につけている。
3. これからの社会を担うにふさわしい基礎的能力として、法律学・政治学を基礎とした、社会と人間に対する洞察力と理解力を身につけている。

○経済学科 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

経済学科は、静岡大学及び人文社会科学部の学位授与の方針に従い、以下の能力を修得した者に学士（経済学）の学位を授与する。

1. 社会科学のうち、経済・経営分野に関する総合的・基本的な知識を修得している。経済理論、経済政策、経済史、経営学、会計学といった関連諸分野のうち、各人の興味・関心に基づいてより専門的・発展的・実践的な知識を修得している。
2. 問題発見能力、コミュニケーション力（協調性、独創性、自己主張、問題整理等）、問題解決能力等を身につけている。
3. 現代の経済・社会的諸課題の所在を的確に認識したうえで、それらに対して自発的に学習・行動し、その成果を社会に還元していこうとする積極的姿勢を備えている。
4. 地域のさまざまなアクターとも積極的に関わりを持ち、地域社会における多様な意見・ニーズを吸収できる。

教育課程編成・実施の方針

静岡大学 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

静岡大学は、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、下記の方針に従って教育課程を編成し実施する。

1. 全学教育科目においては、基礎的な学習方法、外国語の運用能力、情報処理、キャリア形成等の基本的スキルを身につけるために「基軸教育科目」を、国際感覚と教養を身につけるために「現代教養科目」を、理系の基礎的知識習得や教職等の資格取得のために「理系基礎科目」及び「教職等資格科目」をおく。
2. 専門科目においては、各学部の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、それぞれの専門分野についての主体的な学びを促し、基本的知識・方法を身につけるための系統的な授業配置を行う。
3. 自ら問題を発見し、その解決のために他者と協同して行動できるようにするため、学生参加型授業、フィールドワーク、実験・実習等の授業を配置すると共に、地域社会との交流や国際交流の機会を積極的に提供する。
4. すべての授業について十分な学習時間を確保すると共に、客観的な評価基準に基づく成績評価を行う。

人文社会科学部 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

人文社会科学部は、静岡大学が定める教育課程の編成・実施の方針並びに「人文社会科学部学術憲章」に従い、学生の主体的判断を尊重しつつ、学習の系統性に配慮して、以下のような方針で教育課程を編成し実施する。

1. 全学教育科目の「基軸教育科目」では英語・初修外国語の運用能力の修得を重視するとともに、「現代教養科目」では学際科目の他に自然科学分野の科目履修を指定して、人文社会科学分野の専門教育と調和する教養の修得を図る。
2. 人文社会科学部を構成する四学科の連携によって総合的な視野が涵養される教育を「学部共通専門科目」「自由科目」として提供する。

3. 各学科の特質を活かした専門教育を重視し、十分な質と量を備えた「学科専門科目」を展開する。
4. 教育システムを系統的・継続的に自己点検し、教育改善に努め、質の高い教育実践を行う。成績評価は、学生の各授業への取り組み姿勢を適正に反映したものとする。

○社会学科 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

社会学科は、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、以下の方針に従って教育課程を編成し実施する。

1. 専門的知識と主体的な探求の基礎を築くために、基盤科目を開講する。
2. 関心を高め、幅広く探究するために、各専門分野の研究知見を講義する発展科目を開講する。
3. 現場のリアリティに即した課題発見と問題解決の力を養成する、実践型の専門科目として、専門分野ごとに専門コア科目を開講する。
4. 基盤科目・発展科目・専門コア科目を通じて培われた主体的な探究と問題解決の力を集大成するものとして、3年次研究演習Ⅰ・Ⅱ、4年次卒業演習Ⅰ・Ⅱおよび卒業論文の作成を必修とする。
5. 修得した力を専門的職業等に展開するための資格等科目を開講する。

○言語文化学科 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

言語文化学科は、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、以下の方針に従って教育課程を編成し実施する。

1. 1年次には、「日本・アジア言語文化基礎論」「英米言語文化基礎論」「ヨーロッパ言語文化基礎論」「比較言語文化基礎論」といった基礎科目を配置する。これらの基礎科目を履修することによって、7つの専門分野に関わる導入的基礎知識を得ることができる。またこれらの基礎科目の履修は、2年次での所属コース選択においての判断材料となる。
2. 2年次には、「文学概論」と「言語学概論」という学際性の強い2つの必修科目を配置し、1年次に得た基礎知識を深めるとともに、言語文化一般における視野の一層の拡大を目指す。同時に、所属コースの専門領域に関わるさまざまなコア科目を展開し、卒業論文執筆に向けた基礎を固

めていく。

3. 3～4年次には、講義と演習のバランスが十分に考慮された発展的科目を多数配置し、1～2年次に培った知識とスキルを応用・発展させる。さらに、卒業論文執筆に必要なスキルや方法論を修得する場として「課題研究」を科目設定し、卒業論文執筆に向けた無理のない段階的指導を実践していく。

○法学科 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

法学科は、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、以下の方針に従って教育課程を編成し実施する。

1. 基礎から応用への段階的学習に応じた科目を設定する。1年次において、法律学と政治学の入門科目、ならびに、憲法、民法、刑法の法律基本3科目の総論部分を開講し、これにより、法律学・政治学の基礎を修得させる。2年次以降は、法律学・政治学の専門科目を選択科目として広く開講し、法律的・政治的問題を分析する力を養う。
2. 少人数教育に重点を置く。1年次においては法学科専任教員が大学教育センターと連携して新入生向けの演習科目を開講し、法学・政治学リテラシーを磨く機会を提供する。2年次以降（夜間主コースは3年次以降）は多彩な専門演習を開講し、4年次には卒業研究を課す。これらにより法律学・政治学の特定の分野についての専門的知見と応用力を身につけてもらう。オフィスアワーを毎週提供し、きめ細やかな学習指導を行う。
3. 講義・演習を問わず、授業時間以外の積極的な自主学習を求める。そのための環境整備として、法政資料室において多種多様な資料を閲覧に供するとともに、法情報室を設置し、法情報へのアクセスを容易にする。

○経済学科 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

経済学科は、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、以下の方針に従って教育課程を編成し実施する。

1. 経済学科には、「理論と情報」、「経済と政策」、「企業と経済」の3分野からなる昼間コースと、夜間主コースが設置されている。カリキュラムは、講義・演習を問わず、基礎から応用へ、一般から専門へと系統的・階梯

的に設定する。

2. 演習形式の少人数教育に重点を置き、次のような学習活動の場を提供する。1年次には、入門的な演習（社会科学基礎演習）を通じて、経済学・経営学の基礎・視角を学ぶとともに、諸専門分野の中から自らが関心のある分野を発見する。2年次以降（夜間主は3年次以降）には、各専門ゼミナール（経済学演習）に所属し、そこでの学習、発表、討論等を通じてより専門的な知識を身に付けるとともに、自ら課題を設定し、それを解決する力を養う。また各ゼミナールでの諸活動を通じ、学生同士、学生と教員、学外者との交流も深める。4年次には自らの学びの総まとめとして、卒業演習を通じて卒業論文を執筆する。
3. 経済学科のカリキュラムにおいては、講義・演習を問わず、学生に授業時間外の積極的な自主学習を求める。とくに各ゼミナールにおいては、事前の文献読解、発表準備、討論で指摘された課題への事後的取り組みといった自主学習は必須となる。

II 規 則 集

1 国立大学法人静岡大学学則

(平成16年4月1日制定)

(目的, 使命)

第1条 国立大学法人静岡大学(以下「本学」という。)は、学術・文化の研究並びに教育の機関として、広く一般的教養を授けるとともに深く学術・教育の理論及び応用を教授研究し、平和的な国家及び社会における有為な人材を育成し、その教授研究の成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与することを目的・使命とする。

(自己評価等)

第2条 本学の教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、前項の点検及び評価の結果について、本学以外の者による検証を受けるものとする。

3 前2項の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(教育研究等の状況の公表)

第3条 本学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進を図るため、その教育研究活動等の状況を公表するものとする。

(教育研究上の目的の公表)

第3条の2 本学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の育成に関する目的その他の教育研究上の目的を学部規則に定め、公表するものとする。

(構成)

第4条 本学に、人文社会科学部、教育学部、情報学部、理学部、工学部及び農学部を置き、各学部の学科及び課程は、次のとおりとする。

人文社会科学部 社会科学

言語文化学科

法学科

経済学科

教育学部 学校教育教員養成課程

生涯教育課程

総合科学教育課程

芸術文化課程

情報学部 情報科学科

情報社会学科

理学部 数学科

物理学科

	化 学 科
	生 物 科 学 科
	地 球 科 学 科
工 学 部	機 械 工 学 科
	電 気 電 子 工 学 科
	電 子 物 質 科 学 科
	化 学 バイオ工 学 科
	数 理 シ ス テ ム 工 学 科
農 学 部	共 生 バイオサイエンス学 科
	応 用 生 物 化 学 科
	環 境 森 林 科 学 科

第5条 本学に、大学院を置く。

第6条 本学に、電子工学研究所及びグリーン科学技術研究所を置く。

第7条 本学に、次のとおり学部附属の教育研究施設を置く。

教育学部 教育実践総合センター

理 学 部 放射科学研究施設

農 学 部 地域フィールド科学教育研究センター

(共同利用)

第7条の2 前条に掲げる農学部附属の地域フィールド科学教育研究センターは、本学の教育研究上支障がないと認められるときは、他の大学の利用に供することができるものとする。

第8条 教育学部に、次のとおり附属学校を置く。

附 属 幼 稚 園

附 属 静 岡 小 学 校

附 属 浜 松 小 学 校

附 属 静 岡 中 学 校

附 属 浜 松 中 学 校

附 属 島 田 中 学 校

附 属 特 別 支 援 学 校

第9条 本学に、次のとおり学内共同教育研究施設を置く。

大学教育センター

学生支援センター

全学入試センター

国際交流センター

情報基盤センター

防災総合センター

浜松キャンパス共同利用機器センター

第9条の2 本学に、次のとおり学内共同利用施設を置く。

こころの相談室

キャンパスミュージアム

高柳記念未来技術創造館

第9条の3 本学に、教育研究成果を社会に積極的に還元し社会連携を推進するためイノベーション社会連携推進機構を置く。

第9条の4 本学に、全学情報基盤の一元的推進及び管理を行うため、情報基盤機構を置く。

第9条の5 本学に、アジアを中心とする海外で活躍するグローバル人材の育成を戦略的に推進するため、グローバル改革推進機構を置く。

第9条の6 本学に、全学の安全衛生を効率的・効果的に実施・推進するため、安全衛生センターを置く。

第9条の7 本学に、全学的な視点から男女共同参画を推進するため、男女共同参画推進室を置く。

第10条 本学に、附属図書館を置く。

第11条 本学に事務局を置く。

第11条の2 本学に、技術部を置く。

第12条 本学に、保健センターを置く。

第13条 第4条から前条までに関する規定は、別に定める。

(役員及び教職員)

第14条 本学に、次の役員を置く。

学長 理事 監事

2 本学に、次の教職員を置く。

学長 副学長 教授 准教授 講師 助教 助手 教頭 教諭 養護教諭 教務職員
技術職員 事務職員 医療職員 その他

第15条 学部には学部長を、電子工学研究所及びグリーン科学技術研究所に所長を置く。

2 学部附属の教育研究施設に長を置く。

3 附属学校に校長（幼稚園にあつては園長。）を置く。

4 学内共同教育研究施設に長を置く。

5 附属図書館に館長を置く。

6 事務局に事務局長を置く。

7 保健センターに所長を置く。

第15条の2 教育学部に附属学校園統括長を置くことができる。

2 附属学校に副校長（幼稚園にあつては、副園長）、主幹教諭、指導教諭及び栄養教諭を置くことができる。

(学長の職務)

第16条 学長は、本学を代表し、その業務を総理するとともに、校務をつかさどり、役員及び教職員を統督する。

(理事の職務)

第17条 理事は、学長の定めるところにより、学長を補佐して本学の業務を掌理し、学長に事故あるときは、あらかじめ学長が定める順位に従いその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。

2 理事に関し、必要な事項は、別に定める。

(監事の職務)

第18条 監事は、本学の業務を監査し、その結果に基づき、必要に応じて、学長又は文部科学大臣に意見を提出する。

2 監事に関し、必要な事項は、別に定める。

(副学長、学部長等)

第19条 副学長は、学長の職務を助ける。

2 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。

3 前項に定めるもののほか、第15条各項に定める組織の長は、当該組織に関する校務又は業務をつかさどる。

(学科長)

第20条 学科に学科長を置くことができる。

2 学科長は、当該学科の運営に関する事項を処理する。

3 学科長に関し、必要な事項は、当該学部の教授会が別に定める。

(役員会、学長選考会議、経営協議会、教育研究評議会、企画戦略会議、評価会議、教授会)

第21条 本学に役員会、学長選考会議、経営協議会及び教育研究評議会を置く。

2 本学に、企画戦略会議を置く。

3 本学に、評価会議を置く。

4 学部、電子工学研究所及びグリーン科学技術研究所に教授会を置く。

5 役員会、学長選考会議、経営協議会、教育研究評議会、企画戦略会議、評価会議及び教授会に関する規則等は、それぞれ別に定める。

(委員会)

第22条 本学に、委員会を置くことができる。

2 委員会に関する規定は、別に定める。

(学年、学期)

第23条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。ただし、後学期に入学した者の学年は、10月1日に始まり、翌年9月30日に終る。

第24条 学期は、次の2期とする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(授業期間)

第25条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(創立記念日)

第25条の2 本学の創立記念日は、6月1日とする。

(授業の休業日)

第26条 授業の休業日は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (2) 日曜日
- (3) 土曜日（人文社会科学部の夜間主コースを除く。）
- (4) 春季休業 3月25日から3月31日まで
- (5) 夏季休業 8月1日から9月15日まで
- (6) 冬季休業 12月26日から翌年1月5日まで

2 学長は、必要があると認める場合は、前項第4号から第6号までの休業期間を変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

3 学長が必要と認める場合は、休業日に授業を行うことができる。

(収容定員)

第27条 学生の収容定員は、別表Ⅰのとおりとする。

(修業年限等)

第28条 修業年限は4年とし、在学期間は8年を超えることはできない。

(教育課程)

第29条 本学における教育課程は、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために、次の各号に掲げる授業科目の区分をもって体系的に編成し、学部ごとに4年一貫した教育を行う。

- (1) 専門科目 専攻に係る専門の学芸を教授するための授業科目をいう。なお、専門科目として、理系基礎科目を置くことがある。
- (2) 教養科目 幅広い教養及び総合的な判断力を培うための授業科目をいう。

第30条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣の定めにより、多彩なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多彩なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても同様とする。

4 授業の方法及び内容並びに1年間の授業計画は、学生に対してあらかじめ明示するものとする。

第30条の2 学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するものとする。

2 前項に定めるもののほか、授業科目の単位認定、試験、成績評価等については、別に定める。
(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第30条の3 本学は、本学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第31条 授業科目、単位及び履修方法については、各学部及び大学教育センターが別に定める。

第32条 学生は、所定の教育課程に従って授業科目を履修し、124単位以上を修得しなければならない。

(履修科目の登録の上限)

第32条の2 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を別に定めるものとする。

2 所定の単位を別に定める基準以上の成績をもって修得した学生及び相当の理由があると認められた学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(他の学部における授業科目の履修)

第33条 学生は、別に定めるところにより、他の学部の授業科目を履修することができる。

(他の大学等における授業科目の履修)

第34条 教育上有益と認めるときは、学生が別に定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第35条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第36条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学（外国の大学又はこれに相当する高等教育機関を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得とした単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第34条並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

（長期にわたる教育課程の履修）

第37条 学生が、職業を有している等の事情により、第28条に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項に関し、必要な事項は、別に定める。

（特別な教育課程の履修）

第37条の2 本学は、本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了したものに對し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

2 前項に関し、必要な事項は、別に定める。

（卒業）

第38条 卒業の要件は、本学に4年以上在学し、所定の単位を修得することとする。

2 前項の規定により、卒業の要件として修得すべき所要の単位のうち、第30条第2項の授業方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。ただし、124単位を超える単位数を卒業の要件としている場合は、同条第1項の授業方法により64単位以上の修得がなされていれば、60単位を超えることができる。

（学士）

第39条 本学を卒業した者に、学士の学位を授与する。

2 学位に関し、必要な事項は、別に定める。

（教育職員免許状）

第40条 教育職員免許法及び同法施行規則に定める所要の単位を修得した者は、その修得単位によって教員の免許状授与の所要資格を得ることができる。

2 前項の規定により所要資格を得ることができる教員の免許状の種類及び免許教科は、別表IIのとおりとする。

（入学）

第41条 学生を入学させる時期は、学年の初めとする。ただし、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないと認めるときは、後学期の初めとすることができる。

第42条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 通常の課程以外の課程により、前号に相当する学校教育を修了した者
- (4) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（廃止前の大学入学資格検定規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (9) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

第43条 入学志望者に対しては、試験を行い、その成績等により選考し、教授会の議を経て、学長は、入学を許可する者を定める。

2 編入学、転入学又は再入学を志望する者については、選考により入学を許可することがある。（編入学）

第44条 次の各号のいずれかに該当する者で、編入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、学長は、相当学年に編入学を許可することがある。

- (1) 大学の学部を卒業した者又は2年以上在学し、所定の単位を修得し、中途退学した者
- (2) 短期大学を卒業した者
- (3) 教員養成学部2年課程を修了した者
- (4) 高等専門学校を卒業した者
- (5) 専修学校の専門課程を修了した者のうち、学校教育法第132条に規定する者
- (6) 学校教育法施行規則附則第7条に規定する者
- (7) 外国において、学校教育における14年以上の課程を修了した者
- (8) 外国の短期大学を卒業した者及び外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を我が国において修了した者

2 編入学を許可された者の修得単位の取扱い、並びに第28条に規定する修業年限並びに第28条

及び第38条に規定する在学期間の通算については、当該学部教授会が認定する。

(転入学)

第45条 他の大学に現に在学する者（我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程に在学する者を含む。）で、本学に転入学を志望する者があるときは、学部規則に基づき、教授会の議を経て、学長は、相当学年に転入学を許可することがある。

2 転入学を志望する者は、その現に在学する大学の学長の許可書を願書に添えなければならない。

3 転入学を許可された者の修得単位の取扱い、並びに第28条に規定する修業年限並びに第28条及び第38条に規定する在学期間の通算については、当該学部教授会が認定する。

(再入学)

第46条 退学又は除籍後2年以内に、同一学部にも再入学を願い出た者があるときは、教授会の議を経て、学長は、相当学年に再入学を許可することがある。ただし、第55条第1号の規定により除籍された者は、再入学を願い出ることができない。

(入学志望手続)

第47条 入学志望者は、所定の手続により、検定料を添えて、願書を学長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、編入学、転入学又は再入学の場合に準用する。

(入学手続及び入学許可)

第48条 学長は、入学選考に合格し、指定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、入学料を納付した者（入学料の免除又は徴収猶予を申請している者を含む。）に入学を許可する。

2 前項の規定は、編入学、転入学又は再入学の場合に準用する。

(転学部、転学科及び転課程)

第49条 学生で、他の学部にも転学部を志望する者があるときは、関係両学部教授会の議を経て、学長は、許可することがある。

2 学生で、同一学部の他の学科又は課程に転学科又は転課程を志望する者があるときは、教授会の議を経て、学長は、許可することがある。

3 第1項の規定により転学部を許可された者の修得単位の取扱い、並びに第28条に規定する修業年限並びに第28条及び第38条に規定する在学期間の通算については、当該学部教授会が認定する。

(他の大学等への入学)

第50条 学生は、他の大学又は本学他の学部の入学試験を受けようとするときは、所定の手続きにより、学長に願い出て許可を受けなければならない。

(転学)

第51条 学生は、他の大学に転学を志望するときは、所定の手続きにより、学長に願い出て許可

を受けなければならない。

(留学)

第52条 学生は、外国の大学又はこれに相当する高等教育機関に留学しようとするときは、所定の手続きにより、学長に願い出て許可を受けなければならない。

2 前項の留学の期間は、第28条に規定する修業年限並びに第28条及び第38条に規定する在学期間に算入する。

(休学)

第53条 学生は、病気その他の理由により、引き続き2か月以上修学できないときは、所定の手続きにより、学長の許可を得て休学することができる。

2 休学は、1年を超えることができない。ただし、特別の事情がある者は、学長の許可を得て、なお引き続き休学することができる。

3 休学期間は、通算して4年を超えることはできない。

4 休学期間は、在学期間に算入しない。

5 休学期間中に、休学の理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第54条 学生は、退学しようとするときは、所定の手続きにより、学長に願い出て許可を受けなければならない。

(除籍)

第55条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、教授会の議に基づき、除籍する。

(1) 第28条に規定する在学期間を超えた者

(2) 第53条第3項に規定する休学期間を超え、なお復学できない者

(3) 病気その他の理由により、成業の見込みがないと認められた者

(4) 授業料又は寄宿料が未納で、督促してもなお納付しない者

(5) 入学科について、免除が不許可となり若しくは半額免除が許可された場合又は徴収猶予が許可若しくは不許可とされた場合に、納付期日までに納付しない者

(6) 死亡した者又は行方不明の届出のあった者

(賞罰)

第56条 学生が、研究その他の行為において優れた業績があったときは、学長は、これを表彰することができる。

2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

第57条 学生が、本学の規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、学長は、教授会の議に基づき、教育研究評議会の議を経て懲戒する。

2 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第58条 懲戒の種類は、次のとおりとする。

(1) 訓告

(2) 停学

(3) 退学

第59条 停学2か月以上にわたるときは、その期間は在学期間に算入しない。

(授業料の納付)

第60条 学生は、授業料を納付しなければならない。

(授業料、入学科及び検定料)

第61条 授業料、入学科及び検定料（以下次条において「授業料等」という。）の額並びに納入方法については、別に定める。

(授業料等の免除等)

第62条 学長は、経済的理由によって納付が困難である者等に対しては、授業料等を免除し、又は徴収を猶予することができる。

2 前項に関し、必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第63条 本学において、特殊の事項につき研究を志望する者があるときは、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生として入学することのできる者は、その研究事項につき大学学部卒業者又はこれと同等以上の学力があると認めた者とする。

3 研究期間は、1年以内とする。ただし、事情によりその期間を更新することができる。

(科目等履修生)

第64条 本学（大学院を除く。）の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を履修しようとする者があるときは、選考のうえ、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生として入学することのできる者は、第42条各号のいずれかに該当する者又は当該授業科目を履修する学力があると認めた者とする。

3 科目等履修生は、履修した科目について試験を受け単位を修得することができる。

4 履修期間は、1年以内とする。ただし、事情によりその期間を延長することができる。

5 科目等履修生は、教育職員免許法上の単位を修得しようとする場合に、所要資格を得ることができる教員の免許状の種類及び免許教科は、別表Ⅱのとおりとする。

6 前項までの規定により、科目等履修生として、本学において一定の単位（大学の学生以外の者で、第42条の規定による入学資格を有した後、修得したものに限る。）を修得した後に本学に入学する場合で、当該単位の修得により、本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、その単位数等に応じて、相当期間を2年を超えない範囲で第28条に規定する修業年限並びに第28条及び第38条に規定する在学期間に通算することができる。

7 前項の修業年限及び在学期間の通算については、当該学部教授会が認定する。

(聴講生)

第65条 本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を聴講しようとする者があるときは、選

考のうえ、聴講生として入学を許可することがある。

2 聴講生として入学することのできる者は、第42条各号のいずれかに該当する者又は当該授業科目を聴講する学力があると認めた者とする。

3 聴講した授業科目の単位認定は行わない。

4 聴講期間は、1年以内とする。ただし、事情によりその期間を延長することができる。

(特別聴講学生)

第66条 他の大学又は短期大学（外国の大学又はこれに相当する高等教育機関を含む。）の学生が、所定の手続きにより、本学の授業科目の履修を願い出たときは、当該大学又は短期大学との協議に基づき、学長は、特別聴講学生として入学を許可することができる。

(短期交流特別学部学生)

第66条の2 外国の大学の学部学生が、本学における短期間の教育研究指導を願い出たときは、短期交流特別学部学生として受入れを許可することがある。

第67条 第63条から前条までに関する細部についての規程は、別に定める。

(外国人学生)

第68条 外国人で本学に入学を志望する者があるときは、学部において選考の上、入学を許可することがある。

2 外国人学生に関する規程は、別に定める。

(公開講座)

第69条 本学に、公開講座を設けることができる。

2 公開講座は、本学の専門的、総合的な教育・研究機能を開放することにより、地域社会に対し広く学習の機会を提供するために行うもので、学長又は学部長が主宰し、これに関する必要な事項は、別に定める。

(学寮、厚生保健施設)

第70条 本学に、学寮その他の厚生保健施設を置く。

第71条 学生が学寮に入寮を希望するときは、所定の手続により、学寮を管理する学長に願い出て、その選考を経て許可を受けなければならない。

2 退寮する場合も、所定の手続を取らなければならない。

第72条 入寮者は寄宿料を納付しなければならない。寄宿料の額は、別に定める額とし、毎月当月分を納めなければならない。ただし、休業期間中の分は、休業期間前に納めるものとする。

2 納付した寄宿料は、いかなる事情があっても還付しない。

3 死亡等やむを得ない事情で寄宿料の納付が困難である者に対しては、第1項の規定にかかわらず別に定めるところによりその事情を審査して学長は寄宿料を免除することができる。

第73条 厚生保健施設については、別に定める。

(雑則)

第74条 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、短期交流特別学部学生及び外国人学生

に対しては、別に定めあるもののほか、この学則中学生に関する規定を準用する。

第75条 学長は、必要に応じ、所管事項の一部を学部長その他に委任することができる。

第76条 この学則を実施するために必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和24年6月1日から実施する。

〈以下昭和27年4月1日から平成16年4月1日改正の附則省略〉

附 則（平成16年6月9日学則）

- 1 この規則は、平成16年6月9日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
2 平成15年度以前に入学した学生については、この規則による改正後の国立大学法人静岡大学学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成16年12月15日学則）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月16日学則）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
2 この規則による改正後の国立大学法人静岡大学学則別表Ⅰの規定にかかわらず、平成17年度から平成19年度における人文学部の収容定員及び収容定員の合計は、次のとおりとする。

区 分		平成17年度	平成18年度	平成19年度
人文学部	社 会 学 科	300	300	300
	言 語 文 化 学 科	300	300	300
	法 学 科			
	昼 間 コ ー ス	500	440	385
	夜 間 主 コ ー ス	155	150	140
	経 済 学 科			
	昼 間 コ ー ス	720	720	720
	夜 間 主 コ ー ス	160	160	160
計		2,135	2,070	2,005
合 計		8,435	8,370	8,305

附 則（平成17年6月15日学則）

この規則は、平成17年6月15日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成18年2月15日学則）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
2 平成17年度以前に入学した学生については、この規則による改正後の国立大学法人静岡大学学則第4条、第29条及び第31条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
3 この規則による改正後の国立大学法人静岡大学学則別表Ⅰの規定にかかわらず、平成18年度から平成20年度における人文学部、理学部、工学部及び農学部の収容定員及び収容定員の合計は、次のとおりとする。

区 分		平成18年度	平成19年度	平成20年度
人文学部	社 会 学 科	300	300	300
	言 語 文 化 学 科	300	300	300
	法 学 科			
	昼 間 コ ー ス	440	385	330
	夜 間 主 コ ー ス	150	140	130
	経 済 学 科			
	昼 間 コ ー ス	720	720	720
	夜 間 主 コ ー ス	160	160	160
	計	2,070	2,005	1,940
理 学 部	数 学 科	140	140	140
	物 理 学 科	180	180	180
	化 学 科	180	180	180
	生 物 科 学 科	45	90	135
	地 球 科 学 科	45	90	135
	生 物 地 球 環 境 学 科	270	180	90
	計	860	860	860
工 学 部	機 械 工 学 科			
	昼 間 コ ー ス	600	600	600
	夜 間 主 コ ー ス	60	60	60
	電 気 電 子 工 学 科			
	昼 間 コ ー ス	600	600	600
	夜 間 主 コ ー ス	60	40	20
	物 質 工 学 科			
	昼 間 コ ー ス	580	580	580
	夜 間 主 コ ー ス	30	20	10
	シ ス テ ム 工 学 科			
	昼 間 コ ー ス	360	360	360
	夜 間 主 コ ー ス	60	40	20
	計	2,350	2,280	2,210
農 学 部	共生バイオサイエンス学科	60	120	180
	応 用 生 物 化 学 科	170	180	190
	環 境 森 林 科 学 科	40	80	120
	人 間 環 境 科 学 科	90	60	30
	生 物 生 産 科 学 科	120	80	40
	森 林 資 源 科 学 科	120	600	40
	計	600	600	600
合 計		8,300	8,165	8,030

附 則（平成19年3月14日学則）

附 則（平成19年11月21日学則）

この規則は、平成19年11月21日から施行する。

附 則（平成20年1月16日学則）

- 1 この規則は、平成20年1月16日から施行し、平成19年12月26日から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第15条の2の規定は平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日学則第1号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年7月16日学則）

この規則は、平成20年7月16日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成21年4月1日学則第2号）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の国立大学法人静岡大学学則別表Ⅰの規定にかかわらず、平成21年度から平成23年度における教育学部の収容定員の合計は、次のとおりとする。

区 分		平成21年度	平成22年度	平成23年度
教育学部	学校教育教員養成課程	1,080	1,120	1,160
	生涯教育課程	200	180	160
	総合科学教育課程	165	150	135
	芸術文化課程	155	150	145
	計	1,600	1,600	1,600

附 則（平成22年2月17日学則第1号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月10日学則）

この規則は、平成22年度4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日学則）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月21日学則）

この規則は、平成22年4月21日から施行する。

附 則（平成22年5月19日学則）

この規則は、平成22年5月19日から施行し、平成22年4月21日から適用する。

附 則（平成22年12月15日学則）

この規則は、平成22年12月15日から施行する。

附 則（平成23年2月16日学則）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月14日学則第41号）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 人文学部は、この規則による改正後の国立大学法人静岡大学学則第4条の規定にかかわらず、

平成24年3月31日に当該学部 に在学する者が当該学部 に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

- 3 この規則による改正後の国立大学法人静岡大学学則別表Ⅰの規定にかかわらず、平成24年度から平成26年度における人文社会科学部及び人文学部の収容定員の合計は、次のとおりとする。

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度
人文社会科学部	社 会 学 科	75	150	225
	言 語 文 化 学 科	75	150	225
	法 学 科			
	昼 間 コ ー ス	90	180	272
	夜 間 主 コ ー ス	30	60	93
	経 済 学 科			
	昼 間 コ ー ス	170	340	510
	夜 間 主 コ ー ス	30	60	90
計		470	940	1,415
人文学部	社 会 学 科	225	150	75
	言 語 文 化 学 科	225	150	75
	法 学 科			
	昼 間 コ ー ス	247	164	82
	夜 間 主 コ ー ス	98	66	33
	経 済 学 科			
	昼 間 コ ー ス	540	360	180
	夜 間 主 コ ー ス	120	80	40
計		1,455	970	485
合 計		7,945	7,930	7,920

- 4 人文学部 に在学する者が所要資格を得ることができる教員の免許状の種類及び免許教科は、この規則による改正後の国立大学法人静岡大学学則別表Ⅱの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成24年7月18日学則第14号）

この規則は平成24年7月18日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成24年11月21日学則第32号）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度以前に入学した学生については、この規則による改正後の国立大学法人静岡大学学則第32条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成25年1月9日学則第41号）

- 1 この規則は平成25年4月1日から施行する。
- 2 工学部物質工学科及びシステム工学科は、この規則による改正後の国立大学法人静岡大学学則第4条の規定にかかわらず、平成25年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学し

なくなるまでの間、存続するものとする。

- 3 この規則による改正後の国立大学法人静岡大学学則別表Ⅰの規定にかかわらず、平成25年度から平成27年度における工学部の収容定員及び収容定員の合計は、次のとおりとする。

区 分		平成25年度	平成26年度	平成27年度
工学部	機 械 工 学 科	615	630	645
	電 気 電 子 工 学 科	555	510	465
	電 子 物 質 科 学 科	110	220	330
	化学バイオ工学科	105	210	315
	数理システム工学科	50	100	150
	物 質 工 学 科	435	290	145
	シ ス テ ム 工 学 科	270	180	90
	計	2,140	2,140	2,140
合 計		7,930	7,920	7,910

附 則（平成25年1月16日学則第49号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月6日学則第65号）

- 1 この規則は平成25年4月1日から施行する。
- 2 工学部物質工学科及びシステム工学科に在学する者が所要資格を得ることができる教員の免許状の種類及び免許教科は、この規則による改正後の国立大学法人静岡大学学則別表Ⅱの規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則（平成25年3月19日学則第81号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月19日学則第79号）

この規則は、平成26年3月1日から施行する。

別表Ⅰ（学則第27条）

学生収容定員表

	区 分	入 学 定 員	3 年次編入学定員	収 容 定 員
人文社会科学部	社 会 学 科	75		300
	言 語 文 化 学 科	75		300
	法 学 科			
	昼 間 コ ー ス	90	2	364
	夜 間 主 コ ー ス	30	3	126
	経 済 学 科			
	昼 間 コ ー ス	170		680
	夜 間 主 コ ー ス	30		120
	計	470	5	1,890
教育学部	学校教育教員養成課程	300		1,200
	生 涯 教 育 課 程	35		140
	総合科学教育課程	30		120
	芸 術 文 化 課 程	35		140
	計	400		1,600
情報学部	情 報 科 学 科	100		400
	情 報 社 会 学 科	100		400
	計	200		800
理学部	数 学 科	35		140
	物 理 学 科	45		180
	化 学 科	45		180
	生 物 科 学 科	45		180
	地 球 科 学 科	45		180
	計	215		860
工学部	機 械 工 学 科	165		660
	電 気 電 子 工 学 科	105		420
	電 子 物 質 科 学 科	110		440
	化学バイオ工学科	105		420
	数理システム工学科	50		200
	計	535		2,140
農学部	共生バイオサイエンス学科	60		240
	応 用 生 物 化 学 科	50	10	200
	環 境 森 林 科 学 科	40		160
	計	150	10	620
合 計		1,970	15	7,910

備考 「昼間コース」とは、昼間に授業を行うコース、「夜間主コース」とは、主として夜間に授業を行うコースをいう。

別表Ⅱ（学則第40条、第64条）

（正規の課程）

学部	学科・課程	免許状の種類	免許教科
人文社会科学部	社会科学科	中学校教諭一種免許状	社会
	言語文化学科		国語、英語、ドイツ語、フランス語、中国語
	法経済学科		社会
	社会科学科	高等学校教諭一種免許状	地理歴史、公民
	言語文化学科		国語、英語、ドイツ語、フランス語、中国語
	法学科		公民
	経済学科		公民
教育学部	学校教育教員養成課程	小学校教諭一種免許状	
		中学校教諭一種免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語
		高等学校教諭一種免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、書道、保健体育、工業、家庭、英語
		特別支援学校教諭一種免許状	
		幼稚園教諭一種免許状	
		総合科学教育課程情報コース	高等学校教諭一種免許状
学情部報	情報科学科	高等学校教諭一種免許状	情報
	情報社会学科		情報
理学部	数学科	中学校教諭一種免許状	数学
		高等学校教諭一種免許状	
		高等学校教諭一種免許	情報
	物理学科	中学校教諭一種免許状	理科
工学部	化学科	高等学校教諭一種免許状	
	地球科学科		
	機械工学科	高等学校教諭一種免許状	工業
	電気電子工学科		
	電子物質科学科		
農学部	化学バイオ工学科		数学
	数理システム工学科		
	共生バイオサイエンス学科	高等学校教諭一種免許状	理科 農業
	応用生物化学科		
	環境森林科学科		

2 静岡大学学部共通細則

(昭和24年12月21日制定)

(入学宣誓)

第1条 学生は、入学式において入学宣誓をするものとする。

(保証人)

第2条 入学に当たっては、宣誓・保証書を提出しなければならない。この場合において、外国人留学生にあつては、保証人を定めることを要しない。

第2条の2 保証人は、常に本学と学生の家庭とを連絡し、教育指導に協力するものとする。

第3条 保証人は、父母又は父母に準ずる者でなければならない。

第4条 保証人が住所を変更し、又は身上に著しい変動があつた場合は、速やかにこれを学部長に届け出なければならない。

(学生証)

第5条 学生は、学生証の交付を受け、登校の際は、必ずこれを携帯しなければならない。

第6条 学生証は、提出前1か月以内に撮影した、無帽の半身像写真1枚を学部長に提出し、その交付を受けるものとする。

第7条 学生証を携帯しないときは、教室、研究室又は図書館に入れないことがある。

第8条 学生証は、本学職員の検閲請求があつたときは、いつでもこれを提示しなければならない。

第9条 削除

第10条 学生証を紛失し、損傷し、又は汚損したときは、学部長に届け出て、再交付を受けなければならない。

第11条 削除

第12条 学生証は、卒業、退学又は除籍等の場合は、直ちにこれを学部長に返納しなければならない。

(宿所)

第13条 学生は、毎学年の初めに、その宿所を学部長に届け出なければならない。

2 宿所変更の場合は、その都度、速やかに学部長に届け出なければならない。

(健康診断)

第14条 学生は、学校保健法(昭和33年法律第56号)により健康診断を受けなければならない。

第15条 学部長は、学生の健康を管理し、必要に応じ治療を命じ、又は登校を停止することができる。

(団体、集会、出版物、宣伝及び掲示)

第16条 学生が団体を組織しようとするときは、団体の規則、会員の名簿を添えて、責任代表者から、学部長を経て学長に届け出なければならない。

2 団体の規則又は届出事項を変更しようとするときも、また前項に同じ。

第17条 団体が学外団体へ参加しようとするときは、その団体の規則、参加の目的、理由を添えて、責任代表者から、学部長を経て学長に届け出なければならない。

第18条 第16条及び第17条の規定において2学部以上の学生が関係するときは、それぞれの関係学部長を経て学長に届け出なければならない。

第19条 学生が集会をしようとするときは、集会の責任代表者2人以上の連署をもって、集会の目的、期日、場所、参加者の種類及び人員を記載した書類を、所定の期日までに、学部長に届け出なければならない。

第20条 学生が雑誌、新聞、小冊子、ビラ、ポスター等を作ったときは、そのものを添えて、速やかに学部長に届け出なければならない。

第21条 学生が学内に掲示をしようとするときは、そのものを添えて、学部長に届け出た後、指定の場所においてなさなければならない。

第22条 第19条から第21条までの規定において2学部以上の学生が関係するときは、それぞれの関係学部長に届け出なければならない。

第23条 学生の団体、学外団体への参加、集会、出版物、掲示等で、本学の教育目的に添わないところがあると認めた場合は、学長又は学部長がこれを許可しないことがある。

(施設の利用)

第24条 学生及びその団体は、学長又は学部長の使用許可を得ないで、本学の施設を任意に使用することはできない。

2 前項の許可は、その使用目的、種別、期間、責任者氏名を記した書類を提出し、その承認を得るものとする。

(補則)

第25条 この細則を実施するために必要な事項は、学部でこれを定めることができる。

附 則

この細則は、昭和25年9月13日から実施する。

〈以下、昭和30年10月19日から平成7年9月27日改正の附則省略〉

附 則 (平成11年3月17日)

この細則は、平成11年4月1日から施行する。

3 静岡大学学位規程

(昭和53年 7月19日制定)

(目的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条並びに国立大学法人静岡大学学則（昭和24年12月21日制定）第39条第2項及び静岡大学大学院規則（昭和39年4月27日制定）第21条第2項の規定に基づき、静岡大学（以下「本学」という。）が授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、教職修士（専門職）、博士及び法務博士（専門職）とする。

2 学位を授与するに当たって付記する専攻分野の名称は、別表のとおりとする。

(学士の学位授与の要件)

第3条 学士の学位の授与は、本学を卒業した者に対し行う。

(修士の学位授与の要件)

第4条 修士の学位の授与は、大学院の修士課程を修了した者に対し行う。

(教職修士（専門職）の学位の授与の要件)

第4条の2 教職修士（専門職）の学位の授与は、大学院の教職大学院の課程を修了した者に対して行う。

(博士の学位授与の要件)

第5条 博士の学位の授与は、大学院の後期3年の博士課程（以下「博士課程」という。）を修了した者に対し行う。

2 前項に定めるもののほか、博士の学位の授与は、大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することの確認（以下「学力の確認」という。）をされた者に対し行うことができる。

(法務博士（専門職）の学位授与の要件)

第5条の2 法務博士（専門職）の学位の授与は、大学院の法科大学院の課程を修了した者に対して行う。

(学位論文の提出)

第6条 提出する学位論文は、1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 審査のため必要があるときは、関係資料を提出させることがある。

(課程による者の提出)

第7条 大学院の課程による者の学位論文は、所属研究科長又は教育部長（以下「研究科長等」という。）に提出するものとする。

2 研究科長等は、前項の学位論文を受理したときは、研究科委員会又は教授会（以下「研究科委員会等」という。）にその審査を付託するものとする。

（課程を経ない者の学位授与の申請）

第8条 第5条第2項の規定により学位の授与を申請する者は、学位申請書に博士論文、履歴書、論文目録、論文内容要旨及び国立大学法人静岡大学授業料等料金体系規則に基づき定めた額の学位論文審査手数料を添え、申請する学位の専攻分野を指定して学長に提出しなければならない。

2 学長は、前項の申請を受理したときは、研究科委員会等にその審査を付託するものとする。
（学位論文及び学位論文審査手数料の還付）

第9条 受理した学位論文及び収納した学位論文審査手数料は、いかなる事情があっても還付しない。

（審査委員等）

第10条 研究科委員会等は、第7条第2項及び第8条第2項の規定により学位論文の審査を付託されたときは、当該専攻の教授及び准教授並びに関連する科目担当教授及び准教授のうちから3人以上の審査委員を選出して、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を行う。ただし、審査委員には教授1人以上を含むものとする。

2 前項の審査には、各研究科等の規則により、講師又は助教のうち、いずれか1人を含めることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、教育学研究科共同教科開発学専攻（以下「共同教科開発学専攻」という。）にあつては、第7条第2項及び第8条第2項の規定により学位論文の審査を付託されたときは、当該専攻並びに愛知教育大学大学院教育学研究科共同教科開発学専攻の教授及び准教授のうちから5人以上の審査委員を選出して、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を行う。ただし、審査委員には教授1人以上を含むものとする。

4 第1項及び第3項の審査に当たって、研究科委員会等が必要と認めたときは、大学院の他の研究科等又は他の大学院等の教員等の協力を得ることができる。

（審査期間）

第11条 博士論文の審査、博士の学位授与に係る最終試験及び学力の確認は、博士論文又は学位授与の申請を受理した後、1年以内に終了するものとする。ただし、特別の事由があるときは、研究科委員会等の議を経て、その期間を延長することができる。

（最終試験）

第12条 最終試験は、学位論文の審査が終わった後、学位論文を中心として関連のある科目について、口頭又は筆答により行う。

（学力の確認）

第13条 学力の確認は、博士論文に関連のある専攻分野の科目及び外国語について、口頭又は筆答により行う。

(学力の確認の特例)

第14条 大学院の博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、学位の授与を申請したときは、共同教科開発学専攻にあっては1年以内に限り、自然科学系教育部にあっては当該教育部で定める年限内に限り、学力の確認を免除することがある。

(審査委員の報告)

第15条 審査委員は、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認が終了したときは、速やかにその結果を研究科委員会等に報告しなければならない。

(研究科委員会等の議決)

第16条 研究科委員会等は、前条の報告に基づいて学位を授与すべきか否かを審議し、議決する。

2 前項の議決を行うには、研究科委員会等構成員(外国出張中及び休職中の者を除く。)の3分の2以上が出席し、かつ、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

(学部長等の報告)

第17条 学部教授会又は法務研究科委員会が所定の教育課程を修了したと認めたときは、学部長又は研究科長は、その氏名等を、文書をもって、学長に報告しなければならない。

(研究科長等の報告)

第18条 研究科委員会等(法務研究科委員会を除く。)が第16条第1項の議決をしたときは、研究科長等は、その氏名、論文審査の要旨及び最終試験の成績又は学力の確認の結果並びに議決の結果を、文書をもって、学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第19条 学長は、前2条の報告に基づいて可否を決定し、合格と決定した者には所定の学位を授与し、学位の授与できない者にはその旨を通知する。

(学位論文要旨等の公表)

第19条の2 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第20条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、研究科委員会等の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、当該研究科委員会等は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 前2項の規定により論文を公表する場合には、静岡大学において審査を受けた学位論文又は学位論文の要約であることを明記しなければならない。ただし、共同教科開発学専攻における

論文にあっては、当該共同教科開発学専攻を構成する大学において審査を受けた学位論文又は学位論文の要約であることを明記しなければならない。

- 4 博士の学位を授与された者が行う第1項及び第2項の規定による公表は、教育学研究科又は自然科学系教育部の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(学位の名称)

第21条 学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「静岡大学」と付記しなければならない。ただし、共同教科開発学専攻に係る学位については、当該共同教科開発学専攻を構成する大学名を付記しなければならない。

(学位の取消し)

第22条 学位を授与された者が、不正の方法により学位を受けた事実が判明したとき又はその名誉を汚辱する行為があったときは、学長は、学部教授会又は研究科委員会等の議を経て、授与した学位を取り消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

- 2 研究科委員会等が前項の議決を行う場合には、第16条第2項の規定を準用する。

(学位記及び書類の様式)

第23条 学位記及び学位授与申請関係書類は、別記様式のとおりとする。

附 則

- 1 この規程は、昭和53年7月19日から施行する。
- 2 静岡大学学位規程（昭和39年4月27日制定）は、廃止する。
- 3 第8条第1項の規定による学位授与の申請の受理は、第5条第1項の規定により学位を授与した日から行うものとする。

〈以下、昭和56年4月15日から平成8年2月21日までの改正の附則省略〉

附 則（平成9年2月19日）

- 1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際現に法学研究科に在学する者については、改正後の静岡大学学位規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規程施行の際現に法学研究科に在学する者に関する学位論文の審査及び最終試験の審査委員は、改正後の静岡大学学位規程附則第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成9年12月10日）

この規程は、平成9年12月10日から施行する。

附 則（平成12年2月16日）

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際現に電子科学研究科に在学する者については、改正後の静岡大学学位規程別表の規定によらず、なお従前の例による。

附 則（平成15年4月1日規程）

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年2月18日規程）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日規程）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年10月13日規程）

この規程は、平成16年10月13日から施行する。

附 則（平成16年11月17日規程）

この規程は、平成16年11月17日から施行する。

附 則（平成17年3月16日規程）

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

2 この規程施行の際、現に人文社会科学専攻法律経済専攻に在学する者については、改正後の静岡大学学位規程別表の規定によらず、なお従前の例による。

附 則（平成18年2月15日規程）

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 この規程施行の際、現に大学院理工学研究科及び大学院電子科学研究科に在学する者については、改正後の静岡大学学位規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月14日規程）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日規程）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年2月18日規程第4号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年12月15日規程）

この規程は、平成22年12月15日から施行する。

附 則（平成24年2月15日規程第26号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年2月1日規程第23号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年7月17日規程第36号）

1 この規程は、平成25年7月17日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

2 この規程による改正後の静岡大学学位規程第19条の2の規定は、平成25年4月1日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。

3 この規程による改正後の静岡大学学位規程第20条の規定は、平成25年4月1日以後に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従

前の例による。

別表（第2条関係）

学 位	学部・学科，又は研究科	付記する専攻分野の名称
学 士	人文社会科学部 社会学科 言語文化学科 法学科 経済学科 教育学部 情報学部 理学部 工学部 農学部	社会学 文学 法学 経済学 教育学 情報学 理学 工学 農学
修 士	人文社会科学研究科 教育学研究科 情報学研究科 理学研究科 工学研究科 農学研究科	臨床人間科学，文学又は経済学 教育学 情報学 理学 工学 農学
教 職 修 士 （ 専 門 職 ）	教育学研究科	
博 士	教育学研究科	教育学
	自然科学系教育部	学術，理学，工学，情報学又は農学
法 務 博 士 （ 専 門 職 ）	法務研究科	

別記様式

[省略]

4 静岡大学学生懲戒規程

(平成19年6月20日)
規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人静岡大学学則（以下、「学則」という。）第57条第2項の規定に基づき、静岡大学（以下、「本学」という。）の学生の懲戒に関して必要な事項を定める。

(基本理念)

第2条 学生に対する懲戒は、教育的配慮に基づき、適切、慎重かつ迅速に行わなければならない。

(懲戒の種類)

第3条 懲戒の種類及び効果は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 退学 学生としての身分を失わせること。
- (2) 停学 一定の期間登校を停止すること。
- (3) 訓告 懲戒対象行為を戒め、将来にわたって学生の本分にもとる行為を行わないよう注意を喚起すること。

(懲戒対象行為)

第4条 学長は、次の各号に該当する行為を行った学生（以下、「当該学生」という。）に対して懲戒を行う。

- (1) 法令に違反する行為
- (2) 学則に違反する行為
- (3) 本学の教育研究を妨げる行為
- (4) その他学生の本分にもとる行為

(懲戒処分手続)

第5条 学生が前条に該当する行為を行ったと認められるとき、当該学生の所属する学部の学部長（以下、「当該学部長」という。）は、学部学生委員会の申立てにより、教授会の議に基づき懲戒処分案を作成しなければならない。

- 2 学長は、当該学部長が懲戒処分案を学長に提出したときは、学生懲戒委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。委員会は、全学学生委員会をもってこれに充てる。
- 3 委員会は、当該学生に対する懲戒処分の当否について審査し、その結果を学長に報告する。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、当該学部長に対して再調査を求めることができる。
- 5 学長は、委員会の報告をうけ、教育研究評議会の議を経て懲戒処分を行う。
- 6 懲戒処分を決定したとき、学長は、すみやかにその内容を当該学生に通知しなければならない。

(弁明の機会)

第6条 委員会は、審議に際して、当該学生に対して口頭又は文書による弁明の機会を与えな

ればならない。

2 委員会は、弁明期日の2週間以上前に、弁明手続に係る事項を当該学生に通知しなければならない。

3 当該学生は、委員会に対して、付添人の同席を求めることができる。委員会は、付添人の同席を認めないときは、弁明期日前にその旨及び理由を当該学生に通知しなければならない。

(再審査)

第7条 懲戒処分を受けた者は、事実誤認、新事実の発見その他正当な理由があるときは、その証拠となる資料を添えて、学長に再審査を請求することができる。

2 学長は、再審査の必要があると認めるときは、第5条に準じてこれを行う。

(退学等の期日)

第8条 退学の日及び停学の始期は、教育研究評議会の議を経て、学長が決定する。

(停学の期間)

第9条 停学は、有期又は無期とし、その期間は次の各号に定めるとおりとする。

(1) 有期停学は1か月以上6か月以下とする。

(2) 無期停学は不確定期限とし、懲戒対象行為に対する反省の程度、指導の状況等を勘案しながら停学解除の時期を決定する。ただし、停学期間が6か月を超えなければ、これを解除することはできない。

(無期停学の解除)

第10条 無期停学の解除を決定するとき、第5条に定める手続を準用する。

(在学期間の計算)

第11条 停学の期間は、学則第28条に規定する在学期間に算入しない。ただし、停学期間が2か月未満の場合は、在学期間に算入する。

2 停学期間中の試験及び履修手続は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 停学中の試験の受験は認めない。

(2) 停学中の履修手続は、当該学部の定める期間に行う。

(自主退学)

第12条 懲戒処分の決定前に当該学生から自主退学の申し出があったときは、当該学部長はこれを受理しない。

(準用)

第13条 この規程は、大学院学生の懲戒処分について準用する。

2 前項の規定に基づき準用するに当たっては、規程中「学部長」、「学部」及び「教授会」をそれぞれ「研究科長又は教育部長」、「研究科又は教育部」及び「教授会又は研究科委員会」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成19年6月20日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

5 静岡大学人文社会科学部規則

(平成4年12月21日全部改正)

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人静岡大学学則（以下「学則」という。）に基づき、静岡大学人文社会科学部（以下「本学部」という。）における教育その他必要な事項を定める。

(人材育成に関する目的)

第1条の2 本学部は、人文・社会科学の各分野の専門的知識・能力を身につけるとともに、国際的な視野と幅広い教養を備え、社会の発展に貢献しうる人材を育成することを目的とする。

(学科等)

第2条 本学部は、学則第4条に規定する次の学科で構成し、法学科及び経済学科に夜間主コースを併せ置く。

社会学科

言語文化学科

法学科

経済学科

(履修コース)

第3条 言語文化学科に次の履修コースを置く。

日本・アジア言語文化、欧米言語文化、比較言語文化

(教育課程)

第4条 本学部の教育課程は、専門科目及び教養科目をもって編成する。

第5条 専門科目の授業は、各学科ごとに開設し、教養科目の授業は、この規則及び静岡大学全学教育科目規程の定めるところによる。

(単位の計算)

第6条 各授業科目の単位は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、当該授業による教育効果及び授業時間外に必要な学修を考慮して、次に定める基準により計算する。

2 1単位の授業時間は、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、授業科目ごとに次の基準により計算する。

(1) 専門科目

ア 講義については、1時間の授業に対して2時間の授業時間外の学習を必要とするものとし、15時間の授業をもって1単位とする。

イ 演習については、授業の内容により、1時間の授業に対して2時間又は0.5時間の授業時間外の学修を必要とするものとし、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。

ウ 実験、実習及び実技については、授業の内容により、1時間の授業に対して0.5時間の授

業時間外の学修を必要とするときは30時間、授業時間外の学修を要しないときは45時間の授業をもって1単位とする。

エ 講義、演習、実験、実習又は実技のうち、複数の方法の併用により授業を行う場合は、その組み合わせに応じ、次表の学修時間により計算した総学修時間数が45時間となる授業をもって1単位とする。

授業の種類	授業1時間当たりの学修時間
講義	3時間
演習	授業の内容により1時間又は3時間
実験、実習及び実技	授業の内容により1時間又は1.5時間

(2) 教養科目については、静岡大学全学教育科目規程の定めるところによる。

(3) 卒業論文は、必要な学修等を考慮して単位数を定める。

(授業科目及び履修方法)

第7条 各学科の授業科目及び履修方法は、別表第Ⅰのとおりとする。

(夜間主コースの履修の特例)

第8条 夜間主コースの学生は、昼間コース開講の法学科及び経済学科の専門科目を履修し、単位を修得することができる。

2 前項の規定により修得した単位は60単位を限度として、第15条に規定する卒業所要単位に含めることができる。

3 前2項に定めるもののほか、昼間コース開講の法学科及び経済学科の専門科目の履修及び修得単位の扱いについては、別に定める。

4 昼間コースの教養科目の履修及び修得単位の扱いについては、別に定める。

(履修登録)

第9条 学生は、履修しようとする授業科目について、所定の期日までに所定の手続きに従い登録しなければならない。

2 前項の規定により履修登録できる単位数の上限については、静岡大学における履修科目の登録単位数の上限に関する規則の定めるところによる。

(履修コースの決定)

第10条 言語文化学科学生の履修コースは第2年次当初に決定するものとし、その手続き等については、当該学科が別に定める。

(卒業論文)

第11条 卒業に必要な単位として、卒業論文を課することができる。

2 卒業論文の提出に必要な要件は、別に定める。

(単位の授与、成績評価)

第12条 履修した授業科目は、授業科目担当教員が試験の結果及び平常の学習状況を総合して成績を評価し、合格した者に単位を授与する。

2 成績の評価は、「秀」、「優」、「良」、「可」、及び「不可」とし、「秀」、「優」、「良」及び「可」を合格、「不可」を不合格とする。

(試験)

第13条 試験は、各学期ごとに期日を定めて行う。ただし、授業科目によっては、随時行うことがある。

2 病気その他正当な理由により試験を受けることのできなかった者は、別に定める手続きにより追試験を受けることができる。

第14条 削除

(卒業認定)

第15条 卒業の認定を受けるには、別表第Ⅱに定める単位を修得しなければならない。

(教員免許)

第16条 教育職員免許法に基づく教員の免許状を取得しようとする者は、教科に関する科目及び別表第Ⅲに定める教職に関する科目について、所要の単位を修得しなければならない。

2 教職に関する科目の単位は、卒業に必要な単位に含めることができる。

3 修得単位の扱いについては、別に定める。

(他学部における授業科目の履修)

第17条 学生は、別に定めるところにより、他の学部の授業科目を履修することができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第17条の2 本学部に入學する前に履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を卒業に必要な単位として、認定することができる。

2 認定の方法、既修得単位の扱いについては、別に定める。

(退学等)

第18条 学生が、退学、休学、留学又は転学等しようとするときは、所定の願書を人文社会科学部長に提出するものとする。

(編入学、転入学)

第19条 本学部編入学又は転入学を志望する者があるときは、選考のうえ、入学を許可することがある。

2 選考の方法、既修得単位の扱い等については、別に定める。

(再入学)

第20条 再入学を許可された者の在学期間は、残余年数とする。

(転学部、転学科)

第21条 学生が本学部への転学部又は他学科への転学科を志望するときは、編入学及び転入学の場合に準じて、これを取り扱うものとする。なお、転学部及び転学科を許可された者の既修得単位の認定については、別に定める。

(研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、短期交流特別学部学生)

第22条 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び短期交流特別学部学生について必要な事項は、別に定める。

(学生指導)

第23条 学生の勉学その他の相談に応ずるため、指導教員を置く。

- 2 学生は、学年の初めに、所属する学科の教員のうちから指導教員1人を選び、その承認を得て、人文社会科学部長に届け出るものとする。

(雑則)

第24条 学則、これに基づく別段の定め及びこの規則の定めによるほか、本学部の教育課程及び履修方法等について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 平成5年3月31日において現に在学する者については、改正後の静岡大学人文学部規則の規定は適用せず、なお従前の例による。

〈以下、平成7年3月15日から平成16年5月12日までの改正の附則省略〉

附 則（平成16年11月11日規則）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成16年度以前に入学した学生については、この規則による改正後の静岡大学人文学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成18年3月15日規則）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成17年度以前に入学した学生については、この規則による改正後の静岡大学人文学部規則の規定（第12条を除く。）にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成20年4月1日規則）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月16日規則）

この規則は、平成21年4月16日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成22年4月1日規則第1号）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度以前に入学した学生については、この規則による改正後の静岡大学人文学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、一部の授業科目については、別に指定するところにより、履修させることができる。

附 則（平成22年5月19日規則）

この規則は、平成22年5月19日から施行する。

附 則（平成22年 7 月 8 日規則）

- 1 この規則は、平成22年 7 月 8 日から施行し、平成22年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成21年度以前に入学した学生については、この規則による改正後の静岡大学人文学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成23年 3 月10日規則）

- 1 この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成22年度以前に入学した学生については、この規則による改正後の静岡大学人文学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

〈平成23年 9 月15日の改正の附則省略〉

附 則（平成23年10月13日規則第20号）

- 1 この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成23年度以前に入学した学生については、この規則による改正後の静岡大学人文社会科学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

〈以下、平成24年 2 月 1 日から平成24年11月 8 日までの改正の附則省略〉

附 則（平成24年12月 5 日規則第35号）

- 1 この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成24年度以前に入学した学生については、この規則による改正後の静岡大学人文社会科学部規則の規定にかかわらず、第 9 条第 1 項の規定を除き、なお従前の例による。ただし、一部の授業科目については、別に指定するところにより、履修させることができる。

〈以下、平成25年 2 月14日から平成25年 7 月11日までの改正の附則省略〉

附 則（平成25年12月12日規則第73号）

- 1 この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成25年度以前に入学した学生については、この規則による改正後の静岡大学人文社会科学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第Ⅰ

学科別授業科目表（第7条関係）

社会学科

区 分		授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
必修	学部 共通 専門 科目	人文社会科学の課題と探究Ⅰ	2	講	1～3	1年次後期以降2科目4単位を選択必修。 ほかに学部指定履修科目として2科目4単位（計4科目8単位）の履修を標準とする。 学期ごとに履修可能な単位は2単位とする。 4単位を超えて修得した単位は自由科目区分の所要単位数として算定する。
		人文社会科学の課題と探究Ⅱ	2	講	1～3	
		現代社会の変容とキャリア形成	2	講	1～3	
		地 域 社 会 と 企 業 活 動	2	講	1～3	
		地 域 の 文 化	2	講	1～3	
		こ と ば の 文 化	2	講	1～3	
		政 治 学 概 論	2	講	1～3	
		現 代 社 会 と 法	2	講	1～3	
		現 代 社 会 と 経 済	2	講	1～3	
		現 代 社 会 と 企 業	2	講	1～3	
		小 計	4以上			
	学科 専門 科目	研 究 演 習 Ⅰ	2	演	3	
		研 究 演 習 Ⅱ	2	演	3	
		卒 業 演 習 Ⅰ	2	演	4	
		卒 業 演 習 Ⅱ	2	演	4	
		卒 業 論 文	8	演	4	
		小 計	16			
	教養科目	(授業科目名及び単位数は付表「教養科目」による)	12			
選択	学科 専門 科目	人 間 学 概 論	2	講	1	《基盤科目》 3科目6単位以上を選択必修。 （別表第Ⅱの「学科共通専門科目」に当たる）
		社 会 学 概 論	2	講	1	
		心 理 学 概 論	2	講	1	
		文 化 人 類 学 概 論	2	講	1	
		歴 史 学 概 論	2	講	1	
		フィールドワーク基礎演習	2	講	1	
		哲 学 概 論	2	講	1	
		社 会 調 査 論	2	講	1	

区 分		授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
選 学	科 専 門 科 目	社 会 心 理 学 II	2	講	2～3	
		人 格 心 理 学 I	2	講	2～3	
		人 格 心 理 学 II	2	講	2～3	
		異 常 心 理 学 I	2	講	2～3	
		異 常 心 理 学 II	2	講	2～3	
		発 達 心 理 学 I	2	講	2～3	
		発 達 心 理 学 II	2	講	2～3	
		臨 床 心 理 学 I	2	講	2～3	
		臨 床 心 理 学 II	2	講	2～3	
		発 達 臨 床 心 理 学 I	2	講	2～3	
		発 達 臨 床 心 理 学 II	2	講	2～3	
		臨 床 社 会 心 理 学 I	2	講	2～3	
		臨 床 社 会 心 理 学 II	2	講	2～3	
		文 化 人 類 学 学 説 史 I	2	講	2～3	
		文 化 人 類 学 学 説 史 II	2	講	2～3	
		民 族 文 化 論 I	2	講	2～3	
		民 族 文 化 論 II	2	講	2～3	
		人 間 環 境 論 I	2	講	2～3	
		人 間 環 境 論 II	2	講	2～3	
		現 代 文 化 論 I	2	講	2～3	
		現 代 文 化 論 II	2	講	2～3	
		地 域 社 会 論 I	2	講	2～3	
		地 域 社 会 論 II	2	講	2～3	
		日 本 史 概 説	2	講	2	
		西 洋 史 概 説	2	講	2	
		ア ジ ア 史 概 説	2	講	2	
		考 古 学 概 説	2	講	2	
		比 較 文 明 史	2	講	2～3	
		比 較 地 域 史	2	講	2～3	
		文 化 交 渉 史	2	講	2～3	
		社 会 関 係 史	2	講	2～3	
		日 本 中 世 社 会 史	2	講	3～4	

区 分		授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
選 択 目 科	学 科 専 門	日 本 中 世 文 化 史	2	講	3～4	
		日 本 近 世 社 会 史	2	講	3～4	
		日 本 近 世 地 域 史	2	講	3～4	
		ア ジ ア 文 明 史 I	2	講	3～4	
		ア ジ ア 文 明 史 II	2	講	3～4	
		ヨ ー ロ ッ パ 文 明 史 I	2	講	3～4	
		ヨ ー ロ ッ パ 文 明 史 II	2	講	3～4	
		ア ジ ア 社 会 史 I	2	講	3～4	
		ア ジ ア 社 会 史 II	2	講	3～4	
		西 洋 社 会 史 I	2	講	3～4	
		西 洋 社 会 史 II	2	講	3～4	
		農 耕 文 化 論	2	講	3～4	
		農 耕 社 会 論	2	講	3～4	
		先 史 文 化 論	2	講	3～4	
		先 史 社 会 論	2	講	3～4	
	専 門 科 目	人間学の調査と探究 I	2	実	2～4	《専門コア科目》 (人間学) 10単位以上を選択必修 (別表第Ⅱの「個別分野専門科目」に当たる)
		人間学の調査と探究 II	2	実	2～4	
		応 用 倫 理 学 実 習 I	1	実	2～4	
		応 用 倫 理 学 実 習 II	1	実	2～4	
		ヨ ー ロ ッ パ 思 想 演 習	2	演	2～4	
		アジア・日本文化論演習	2	演	2～4	
		芸 術 文 化 思 想 演 習	2	演	2～4	
		人 間 学 演 習 I	2	演	2～4	
		人 間 学 演 習 II	2	演	2～4	
		倫 理 学 演 習 I	2	演	2～4	
		倫 理 学 演 習 II	2	演	2～4	
		哲 学 演 習	2	演	2～4	
		社 会 学 基 礎 演 習 I	2	演	2	
		社 会 学 基 礎 演 習 II	2	演	2	
		社 会 学 応 用 演 習 I	2	演	2	
		社 会 学 応 用 演 習 II	2	演	2	
		質 的 調 査 法 演 習 I	2	演	2～4	

区 分		授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
選 択 目 録	学 科	質 的 調 査 法 演 習 II	2	演	2～4	(心理学)
		計 量 社 会 学 演 習	2	演	2～4	
		量 的 調 査 法 演 習 I	2	演	2～4	
		量 的 調 査 法 演 習 II	2	演	2～4	
		量 的 調 査 法 演 習 III	2	演	2～4	
	専 門 科	社 会 心 理 学 演 習 I	2	演	2～4	
		社 会 心 理 学 演 習 II	2	演	2～4	
		臨 床 心 理 学 演 習 I	2	演	2～4	
		臨 床 心 理 学 演 習 II	2	演	2～4	
		発 達 臨 床 心 理 学 演 習 I	2	演	2～4	
		発 達 臨 床 心 理 学 演 習 II	2	演	2～4	
		心 理 学 研 究 法 I	2	実	2	
		心 理 学 実 験 実 習 I	2	実	2	
		心 理 学 研 究 法 II	2	実	3	
		心 理 学 実 験 実 習 II	2	実	3	
		グ ル ー プ ア プ ロ ー チ 実 習 I	1	実	2～4	
		グ ル ー プ ア プ ロ ー チ 実 習 II	1	実	2～4	
	科 目	文 化 人 類 学 調 査 法 I	2	演	2～4	(文化人類)
		文 化 人 類 学 調 査 法 II	2	演	2～4	
		民 族 文 化 論 講 読 演 習	2	演	2～4	
		人 間 環 境 論 講 読 演 習	2	演	2～4	
		現 代 文 化 論 講 読 演 習	2	演	2～4	
		地 域 社 会 論 講 読 演 習	2	演	2～4	
		民 族 文 化 論 演 習	2	演	2～4	
		人 間 環 境 論 演 習	2	演	2～4	
		現 代 文 化 論 演 習	2	演	2～4	
		地 域 社 会 論 演 習	2	演	2～4	
	目	フ ィ ー ル ド ワ ー ク 実 習 I	1	実	3	(歴史学)
		フ ィ ー ル ド ワ ー ク 実 習 II	1	実	3	
		日 本 史 基 礎 演 習 I	2	演	2	
		日 本 史 基 礎 演 習 II	2	演	2	
		世 界 史 基 礎 演 習 I	2	演	2	

区 分		授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
選 学 科 専 門 科 目	学 科	世 界 史 基 礎 演 習 II	2	演	2	
		考 古 学 基 礎 演 習 I	2	演	2	
		考 古 学 基 礎 演 習 II	2	演	2	
		日 本 史 学 史 料 講 読 I	2	演	3～4	
		日 本 史 学 史 料 講 読 II	2	演	3～4	
		ア ジ ア 史 文 献 講 読 I	2	演	3～4	
		ア ジ ア 史 文 献 講 読 II	2	演	3～4	
		西 洋 史 文 献 講 読 I	2	演	3～4	
		西 洋 史 文 献 講 読 II	2	演	3～4	
		ア ジ ア 史 史 料 講 読 I	2	演	3～4	
		ア ジ ア 史 史 料 講 読 II	2	演	3～4	
		西 洋 史 史 料 講 読 I	2	演	3～4	
		西 洋 史 史 料 講 読 II	2	演	3～4	
		考 古 学 資 料 講 読 I	2	演	3～4	
		考 古 学 資 料 講 読 II	2	演	3～4	
		古 文 書 実 習 II	2	実	3～4	
		古 文 書 実 習 III	2	実	3～4	
		考 古 学 実 習 II	2	実	3～4	
		考 古 学 実 習 III	2	実	3～4	
	専 門 科	生 涯 学 習 概 論	2	講	1	《資格等科目》 (学芸員科目)
		博 物 館 概 論	2	講	1	
		博 物 館 経 営 論	2	講	2	
		博 物 館 資 料 論 I	1	講	2	
		博 物 館 資 料 論 II	1	講	2	
		博 物 館 展 示 論	2	講	2	
		博物館情報・メディア論	2	講	2	
		博 物 館 資 料 保 存 論	2	講	3	
		博 物 館 教 育 論	2	講	3	
		博 物 館 館 務 実 習	1	実	3～4	
		古 文 書 実 習 I - a	1	実	2	
		古 文 書 実 習 I - b	1	実	2	
	目 録	考 古 学 実 習 I - a	1	実	2	

合わせて履修すること

合わせて履修すること

区 分		授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考	
選 択	学 科 専 門 科 目	考 古 学 実 習 I - b	1	実	2	┌ (教職地歴)	
		人 文 地 理 学	2	講	2～4		
		自 然 地 理 学	2	講	2～4		
		地 誌 学	2	講	2～4		
		イ ン タ ー ン シ ッ プ I	2	実	2	(キャリア)	
		イ ン タ ー ン シ ッ プ II	2	実	3		
		海 外 研 修 I	1	実	1～4		
		海 外 研 修 II	1	実	1～4		
	扱	小 計		56以上			56単位を超えて修得した単位は自由科目区分の所要単位数として算定する。
		(授業科目名及び単位数は付表〔教養科目〕による)		16以上			16単位を超えて修得した単位は自由科目区分の所要単位数として算定する。
自 由 科 目		本学部他学科の学科専門科目，他学部，他大学等の専門科目，及び教養科目区分，専門科目区分で所要単位数を超えた単位数。	20以上			他学部，他大学等の専門科目の履修については，所定の手続きを経て認められたもの。	
合 計 履 修 単 位 数			124単位以上				

言語文化学科

区 分		授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
必修	学部 共通 専門 科目	人文社会科学の課題と探究Ⅰ	2	講	1～3	1 年次後期以降 2 科目 4 単位を選択必修。 ほかに学部指定履修科目として 2 科目 4 単位（計 4 科目 8 単位）の履修を標準とする。 学期ごとに履修可能な単位は 2 単位とする。 4 単位を超えて履修した単位は自由科目区分の所要単位数として算定する。
		人文社会科学の課題と探究Ⅱ	2	講	1～3	
		現代社会の変容とキャリア形成	2	講	1～3	
		地 域 社 会 と 企 業 活 動	2	講	1～3	
		哲 学 の 世 界	2	講	1～3	
		社 会 学 の 世 界	2	講	1～3	
		心 理 学 の 世 界	2	講	1～3	
		文 化 人 類 学 の 世 界	2	講	1～3	
		歴 史 学 の 世 界	2	講	1～3	
		政 治 学 概 論	2	講	1～3	
		現 代 社 会 と 法	2	講	1～3	
		現 代 社 会 と 経 済	2	講	1～3	
		現 代 社 会 と 企 業	2	講	1～3	
		小 計	4 以上			
	学科 専門 科目	言 語 学 概 論	4	講	2	
		文 学 概 論	4	講	2	
		課 題 研 究	4	演	3～4	
		卒 業 論 文	8		4	
		小 計	20			
	教養 科目	(授業科目名及び単位数は付表「教養科目」による)	12			
選択	学科 専門 科目	日本・アジア言語文化基礎論Ⅰ	2	講	1	日本・アジア言語文化コース
		日本・アジア言語文化基礎論Ⅱ	2	講	1	
		日 本 文 学 概 論 Ⅰ	2	講	2～4	
		日 本 文 学 概 論 Ⅱ	2	講	2～4	
		日 本 語 学 概 論 Ⅰ	2	講	2～4	
		日 本 語 学 概 論 Ⅱ	2	講	2～4	
		中 国 文 学 概 論 Ⅰ	2	講	2～4	
		中 国 文 学 概 論 Ⅱ	2	講	2～4	

区 分		授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
選 学	科	中 国 語 学 概 論	4	講	2～4	
		日 本 文 学 史 I	2	講	3～4	
		日 本 文 学 史 II	2	講	3～4	
		日 本 文 学 史 III	2	講	3～4	
		日 本 文 学 史 IV	2	講	3～4	
		中 国 文 学 史 I	2	講	2～4	
		中 国 文 学 史 II	2	講	2～4	
		中 国 語 史	2	講	2～4	
		中 国 事 情	2	講	2～4	
		日 本 言 語 文 化 各 論 I	2	講	2～4	
		日 本 言 語 文 化 各 論 II	2	講	2～4	
		日 本 言 語 文 化 各 論 III	2	講	2～4	
		日 本 言 語 文 化 各 論 IV	2	講	2～4	
		日 本 言 語 文 化 各 論 V	2	講	2～4	
		日 本 言 語 文 化 各 論 VI	2	講	1	
		中 国 言 語 文 化 各 論 I	2	講	2～4	
		中 国 言 語 文 化 各 論 II	2	講	2～4	
		中 国 言 語 文 化 各 論 III	2	講	2～4	
		中 国 言 語 文 化 各 論 IV	2	講	2～4	
		中 国 言 語 文 化 各 論 V	2	講	2～4	
		日 本 言 語 文 化 基 礎 講 読 I	2	講	2～4	
		日 本 言 語 文 化 基 礎 講 読 II	2	講	2～4	
		日 本 言 語 文 化 基 礎 講 読 III	2	講	2～4	
		日 本 言 語 文 化 基 礎 講 読 IV	2	講	2～4	
		日 本 言 語 文 化 基 礎 講 読 V	2	講	2～4	
		日 本 言 語 文 化 基 礎 講 読 VI	2	講	1	
択 目	科	日 本 文 学 講 読 I	2	講	3～4	
		日 本 文 学 講 読 II	2	講	3～4	
		日 本 文 学 講 読 III	2	講	3～4	
		日 本 文 学 講 読 IV	2	講	3～4	
		中 国 言 語 文 化 基 礎 講 読 I	2	講	2～4	
		中 国 言 語 文 化 基 礎 講 読 II	2	講	2～4	

区 分		授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
選 学	科	中国言語文化基礎講読Ⅲ	2	講	2～4	
		中国言語文化講読Ⅰ	2	講	3～4	
		中国言語文化講読Ⅱ	2	講	3～4	
		中国言語文化講読Ⅲ	2	講	3～4	
		中国言語文化講読Ⅳ	2	講	3～4	
		中国言語文化講読Ⅴ	2	講	3～4	
		日本言語文化基礎演習	4	演	2	
		中国言語文化基礎演習Ⅰ	2	演	2～4	
		中国言語文化基礎演習Ⅱ	2	演	2～4	
		中国言語文化基礎演習Ⅲ	2	演	2～4	
		日 本 文 学 演 習 Ⅰ	4	演	3～4	
		日 本 文 学 演 習 Ⅱ	4	演	3～4	
		日 本 文 学 演 習 Ⅲ	4	演	3～4	
		日 本 文 学 演 習 Ⅳ	4	演	3～4	
		日 本 語 学 演 習 Ⅰ	4	演	3～4	
		日 本 語 学 演 習 Ⅱ	4	演	3～4	
		中国言語文化演習Ⅰ	4	演	3～4	
		中国言語文化演習Ⅱ	2	演	3～4	
		中国言語文化演習Ⅲ	2	演	3～4	
		中国言語文化演習Ⅳ	2	演	3～4	
		中国言語文化演習Ⅴ	2	演	3～4	
		中国語コミュニケーション論	2	講	2～4	
		英 米 言 語 文 化 基 礎 論	2	講	1	欧米言語文化コース
		ヨーロッパ言語文化基礎論Ⅰ	2	講	1	
		ヨーロッパ言語文化基礎論Ⅱ	2	講	1	
		英 語 学 概 論 Ⅰ	2	講	2	
		英 語 学 概 論 Ⅱ	2	講	2	
		英 語 史	2	講	3～4	
		英 米 事 情	2	講	2	
		ド イ ツ 文 学 概 論	4	講	2	
		ド イ ツ 語 音 声 学	2	講	3～4	
		ド イ ツ 語 史	2	講	3～4	

区 分		授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
選 科 専 門 科 目	学 科	ド イ ツ 語 学 概 論	4	講	2	
		ド イ ツ 事 情 I	4	講	2～4	
		ド イ ツ 事 情 II	4	講	2～4	
		ド イ ツ 事 情 III	2	講	2～4	
		ド イ ツ 事 情 IV	2	講	2～4	
		フ ラ ン ス 文 学 概 論 I	2	講	2	
		フ ラ ン ス 文 学 概 論 II	2	講	2	
		フ ラ ン ス 語 学 概 論	4	講	2	
		フ ラ ン ス 事 情 I	2	講	2～4	
		フ ラ ン ス 事 情 II	2	講	2～4	
		フ ラ ン ス 事 情 III	2	講	2～4	
		フ ラ ン ス 事 情 IV	2	講	2～4	
		英 米 文 学 史 I	2	講	2	
		英 米 文 学 史 II	2	講	2	
		ド イ ツ 文 学 史 I	4	講	3～4	
		ド イ ツ 文 学 史 II	4	講	3～4	
		イギリス文学文化各論 I	2	講	3～4	
		イギリス文学文化各論 II	2	講	3～4	
		アメリカ文学文化各論 I	2	講	3～4	
		アメリカ文学文化各論 II	2	講	3～4	
		英 語 表 象 論 I	2	講	2～4	
		英 語 表 象 論 II	2	講	2～4	
		英 語 学 各 論 I	2	講	3～4	
		英 語 学 各 論 II	2	講	3～4	
		ドイッ言語文化各論 I	4	講	3～4	
		ドイッ言語文化各論 II	4	講	3～4	
		ドイッ言語文化各論 III	4	講	3～4	
		ドイッ言語文化各論 IV	2	講	3～4	
		ドイッ言語文化各論 V	2	講	3～4	
		ドイッ言語文化各論 VI	2	講	3～4	
		ドイッ言語文化特論 I	2	講	2～4	
		ドイッ言語文化特論 II	2	講	2～4	

区 分		授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
選 択 目	学 科 専 門 科	ドイツ言語文化特論Ⅲ	2	講	2～4	
		ドイツ言語文化特論Ⅳ	2	講	2～4	
		ドイツ言語文化講読Ⅰ	2	講	3～4	
		ドイツ言語文化講読Ⅱ	2	講	3～4	
		ドイツ言語文化講読Ⅲ	2	講	3～4	
		ドイツ言語文化講読Ⅳ	2	講	3～4	
		フランス言語文化各論Ⅰ	2	講	3～4	
		フランス言語文化各論Ⅱ	2	講	3～4	
		フランス言語文化各論Ⅲ	2	講	3～4	
		フランス言語文化各論Ⅳ	2	講	3～4	
		フランス言語文化各論Ⅴ	2	講	3～4	
		フランス言語文化各論Ⅵ	2	講	3～4	
		フランス言語文化特論Ⅰ	2	講	3～4	
		フランス言語文化特論Ⅱ	2	講	3～4	
		フランス言語文化特論Ⅲ	2	講	3～4	
		フランス言語文化特論Ⅳ	2	講	3～4	
		フランス言語文化特論Ⅴ	2	講	3～4	
		フランス言語文化特論Ⅵ	2	講	3～4	
		ドイツ言語文化基礎演習Ⅰ	4	演	2	
		ドイツ言語文化基礎演習Ⅱ	4	演	2	
		ドイツ言語文化基礎演習Ⅲ	2	演	2	
		ドイツ言語文化基礎演習Ⅳ	2	演	2	
		ドイツ言語文化演習Ⅰ	4	演	3～4	
		ドイツ言語文化演習Ⅱ	4	演	3～4	
		ドイツ言語文化演習Ⅲ	4	演	3～4	
		ドイツ言語文化演習Ⅳ	4	演	3～4	
		ドイツ言語文化演習Ⅴ	2	演	3～4	
		ドイツ言語文化演習Ⅵ	2	演	3～4	
		ドイツ文学演習Ⅰ	4	演	3～4	
		ドイツ文学演習Ⅱ	4	演	3～4	
		ドイツ文学演習Ⅲ	2	演	3～4	
		ドイツ文学演習Ⅳ	2	演	3～4	

区 分		授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
選 学	科 専 門 科 目	ド イ ツ 文 学 演 習 V	2	演	3～4	
		ド イ ツ 文 学 演 習 VI	2	演	3～4	
		フランス言語文化基礎演習 I	2	演	2	
		フランス言語文化基礎演習 II	2	演	2	
		フランス言語文化基礎演習 III	2	演	2～4	
		フランス言語文化基礎演習 IV	2	演	2～4	
		フランス言語文化演習 I	2	演	3～4	
		フランス言語文化演習 II	2	演	3～4	
		フランス言語文化演習 III	2	演	3～4	
		フランス言語文化演習 IV	2	演	3～4	
		フランス言語文化演習 V	2	演	3～4	
		フランス言語文化演習 VI	2	演	3～4	
		フランス文学演習 I	2	演	3～4	
		フランス文学演習 II	2	演	3～4	
		フランス文学演習 III	2	演	3～4	
		フランス文学演習 IV	2	演	3～4	
		フランス文学演習 V	2	演	3～4	
		フランス文学演習 VI	2	演	3～4	
		イギリス文学文化基礎読解 I	2	演	2	
		イギリス文学文化基礎読解 II	2	演	2	
		アメリカ文学文化基礎読解 I	2	演	2	
		アメリカ文学文化基礎読解 II	2	演	2	
		英語学基礎読解 I	2	演	2	
		英語学基礎読解 II	2	演	2	
		イギリス文学文化読解 I	2	演	3～4	
		イギリス文学文化読解 II	2	演	3～4	
		アメリカ文学文化読解 I	2	演	3～4	
		アメリカ文学文化読解 II	2	演	3～4	
		英語学読解 I	2	演	3～4	
		英語学読解 II	2	演	3～4	
		オーラルイングリッシュ I	2	演	2	
		オーラルイングリッシュ II	2	演	2	

区 分		授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
選 学 科 専 門 科 目	英 語	英 語 表 現 法 I	2	演	2	
		英 語 表 現 法 II	2	演	2	
		英語プレゼンテーション I	2	演	3～4	
		英語プレゼンテーション II	2	演	3～4	
		アカデミックライティング I	2	演	3～4	
		アカデミックライティング II	2	演	3～4	
		日 常 ド イ ツ 語 I	2	実	2～4	
		日 常 ド イ ツ 語 II	2	実	2～4	
		日 常 ド イ ツ 語 III	2	実	2～4	
		ド イ ツ 語 表 現 法 I	2	実	2～4	
		ド イ ツ 語 表 現 法 II	2	実	2～4	
		ド イ ツ 語 表 現 法 III	2	実	2～4	
		ド イ ツ 語 表 現 法 IV	2	実	2～4	
		ドイツ語コミュニケーション論 I	2	講	2～4	
		ドイツ語コミュニケーション論 II	2	講	2～4	
	フ ラ ンス 語	フランス語コミュニケーション論 I	2	講	2～4	
		フランス語コミュニケーション論 II	2	講	2～4	
		比較言語文化基礎論 I	2	講	1	比較言語文化コース
		比較言語文化基礎論 II	2	講	1	
		比 較 文 学 概 論 I	2	講	2～4	
		比 較 文 学 概 論 II	2	講	2～4	
		比 較 文 学 概 論 III	2	講	2～4	
	比 較 文 学	比 較 文 化 概 論 I	2	講	2～4	
		比 較 文 化 概 論 II	4	講	2～4	
		比 較 文 化 概 論 III	4	講	2～4	
		比 較 文 化 概 論 IV	2	講	2～4	
		対 照 言 語 学 I	2	講	2～4	
		対 照 言 語 学 II	2	講	2～4	
		対 照 言 語 学 III	4	講	3～4	
		対 照 言 語 学 IV	2	講	3～4	
		対 照 言 語 学 V	2	講	3～4	
		比較言語文化各論 I	2	講	2	

区 分		授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
選 学	科	比較言語文化各論Ⅱ	2	講	2	
		比較言語文化各論Ⅲ	2	講	3～4	
		比較言語文化各論Ⅳ	2	講	3～4	
		比較文学各論Ⅰ	2	講	2～4	
		比較文学各論Ⅱ	2	講	2～4	
		比較文学各論Ⅲ	2	講	3～4	
		比較文学各論Ⅳ	2	講	3～4	
		比較文学各論Ⅴ	2	講	3～4	
		比較文化各論Ⅰ	2	講	2～4	
		比較文化各論Ⅱ	2	講	2～4	
		比較文化各論Ⅲ	2	講	3～4	
		比較文化各論Ⅳ	2	講	3～4	
		比較文化各論Ⅴ	2	講	3～4	
		言語学各論Ⅰ	2	講	3～4	
		言語学各論Ⅱ	2	講	3～4	
	専 門 科	言語学各論Ⅲ	2	講	3～4	
		言語学各論Ⅳ	2	講	3～4	
		言語学各論Ⅴ	2	講	2～4	
		言語学各論Ⅵ	2	講	2～4	
		翻 訳 論 Ⅰ	2	講	3～4	
		翻 訳 論 Ⅱ	2	講	3～4	
		翻 訳 論 Ⅲ	2	講	3～4	
		翻 訳 論 Ⅳ	2	講	3～4	
		一 般 音 声 学	4	講	3～4	
	択 目	比較文学文化基礎講読Ⅰ	2	講	2	
		比較文学文化基礎講読Ⅱ	2	講	2	
		比較文学文化基礎講読Ⅲ	2	講	2	
		比較文学文化基礎講読Ⅳ	2	演	2	
		比較文学文化基礎講読Ⅴ	2	演	2	
		比較文学文化基礎講読Ⅵ	2	演	2	
		比較文学文化原書講読Ⅰ	2	演	3～4	
		比較文学文化原書講読Ⅱ	2	演	3～4	

区 分		授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
選 学	科	比較文学文化原書講読Ⅲ	2	演	3～4	
		言語学基礎講読Ⅰ	2	講	2	
		言語学基礎講読Ⅱ	2	講	2	
		言語学基礎講読Ⅲ	2	講	2	
		言語学基礎講読Ⅳ	2	講	2	
		言語学原書講読Ⅰ	2	講	3～4	
		言語学原書講読Ⅱ	2	講	3～4	
		言語学原書講読Ⅲ	2	講	3～4	
		言語学原書講読Ⅳ	2	講	3～4	
		比較言語文化基礎演習Ⅰ	2	演	2	
		比較言語文化基礎演習Ⅱ	2	演	2	
		言語学基礎演習	4	演	2～4	
		比較文学演習Ⅰ	2	演	3～4	
		比較文学演習Ⅱ	2	演	3～4	
		比較文学演習Ⅲ	2	演	3～4	
		比較文学演習Ⅳ	2	演	3～4	
	門	比較文化演習Ⅰ	2	演	3～4	
		比較文化演習Ⅱ	2	演	3～4	
		比較文化演習Ⅲ	2	演	3～4	
		比較文化演習Ⅳ	2	演	3～4	
	科	言語学演習Ⅰ	2	演	3～4	
		言語学演習Ⅱ	2	演	3～4	
		言語学演習Ⅲ	2	演	3～4	
		言語学演習Ⅳ	2	演	3～4	
択 目		小 計	48以上			(日本・アジア言語文化コース、欧米言語文化コース) ※各所屬コースの専門選択科目を48単位履修する。なお、48単位を超えて履修した単位は自由科目区分の所要単位として算定する。
			48以上			(比較言語文化コース) ※比較言語文化コースの専門選択科目を38単位、他コースの専門選択科目を10単位、計48単位を履修する。なお48単位を超えて履修した単位は自由科目区分の所要単位として算定する。
		専門英語基礎Ⅰ	2	演	1～2	学科共通専門科目
		専門英語基礎Ⅱ	2	演	1～2	
		専門ドイツ語基礎Ⅰ	2	演	1～2	

区 分		授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
選 択 科 専 門	学 科	専 門 ド イ ツ 語 基 礎 Ⅱ	2	演	1～2	
		専 門 フ ラ ン ス 語 基 礎 Ⅰ	2	演	1	
		専 門 フ ラ ン ス 語 基 礎 Ⅱ	2	演	1	
		専 門 フ ラ ン ス 語 基 礎 Ⅲ	2	演	2	
		専 門 中 国 語 基 礎 Ⅰ	2	演	1～2	
		専 門 中 国 語 基 礎 Ⅱ	2	演	1～2	
		専 門 韓 国 語 基 礎 Ⅰ	2	演	1～2	
		専 門 韓 国 語 基 礎 Ⅱ	2	演	1～2	
		専 門 ロ シ ア 語 基 礎 Ⅰ	2	演	1～2	
		専 門 ロ シ ア 語 基 礎 Ⅱ	2	演	1～2	
	専 門	独 会 話 ・ 作 文 Ⅰ	4	演	2～4	
		独 会 話 ・ 作 文 Ⅱ	4	演	2～4	
		独 会 話 ・ 作 文 Ⅲ	4	演	2～4	
		独 会 話 ・ 作 文 Ⅳ	4	演	2～4	
		仏 会 話 ・ 作 文 Ⅰ	2	演	2～4	
		仏 会 話 ・ 作 文 Ⅱ	2	演	2～4	
		仏 会 話 ・ 作 文 Ⅲ	2	演	2～4	
		仏 会 話 ・ 作 文 Ⅳ	2	演	2～4	
		中 国 語 会 話 ・ 作 文 Ⅰ	2	演	2～4	
		中 国 語 会 話 ・ 作 文 Ⅱ	2	演	2～4	
	科	韓 国 語 会 話 ・ 作 文 Ⅰ	2	演	2～4	
		韓 国 語 会 話 ・ 作 文 Ⅱ	2	演	2～4	
		日 本 語 上 級 作 文 Ⅰ	2	演	3～4	
		日 本 語 上 級 作 文 Ⅱ	2	演	3～4	
		静 岡 の 文 化	2	講	1	
		情 報 意 匠 論	2	講	1	
		音 声 言 語 ・ 文 章 表 現 Ⅰ	2	講	1～2	
		音 声 言 語 ・ 文 章 表 現 Ⅱ	2	講	1～2	
		日 本 語 教 授 法	2	講	3～4	
		情 報 言 語 論	2	講	2～4	
	目	コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 論	2	講	2～4	
		芸 能 文 化 論	2	講	2～4	

区 分		授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
選 択	学 科 専 門 科 目	映 像 文 化 論	2	講	2～4	
		伝 承 文 学	2	講	2～4	
		児 童 文 学	2	講	2～4	
		図 書 館 概 論	2	講	2～4	
		書 道 I	2	演	3～4	
		書 道 II	2	演	3～4	
		海 外 研 修 I	1	実	1～4	
		海 外 研 修 II	1	実	1～4	
		イ ン タ ー ン シ ッ プ I	2	実	2	
		イ ン タ ー ン シ ッ プ II	2	実	3	
	小 計		4 以上			2科目4単位選択必修。但し、その中にインターンシップを含めることはできない。 4単位を超えて履修した単位は自由科目区分の所要単位数として算定する。
	教 養 科 目	(授業科目名及び単位数は付表「教養科目」による)	16以上			16単位を超えて修得した単位は自由科目区分の所要単位数として算定する。
	自 由 科 目	本学部他学科の学科専門科目，他学部，他大学等の専門科目，及び教養科目区分，専門科目区分で所要単位数を超えた単位数。	20以上			他学部，他大学等の専門科目の履修については，所定の手続きを経て認められたもの。
合 計 履 修 単 位 数			124単位以上			

法学科（昼間コース）

区 分		授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
必修	学部共通専門科目	人文社会科学の課題と探究Ⅰ	2	講	1～3	1 年次後期以降 2 科目 4 単位を選択必修。 ほかに学部指定履修科目として 2 科目 4 単位（計 4 科目 8 単位）の履修を標準とする。 学期ごとに履修可能な単位は 2 単位とする。 4 単位を超えて修得した単位は自由科目区分の所要単位数として算定する。
		人文社会科学の課題と探究Ⅱ	2	講	1～3	
		現代社会の変容とキャリア形成	2	講	1～3	
		地 域 社 会 と 企 業 活 動	2	講	1～3	
		哲 学 の 世 界	2	講	1～3	
		社 会 学 の 世 界	2	講	1～3	
		心 理 学 の 世 界	2	講	1～3	
		文 化 人 類 学 の 世 界	2	講	1～3	
		歴 史 学 の 世 界	2	講	1～3	
		地 域 の 文 化	2	講	1～3	
		こ と ば の 文 化	2	講	1～3	
		現 代 社 会 と 経 済	2	講	1～3	
		現 代 社 会 と 企 業	2	講	1～3	
		小 計	4 以上			
	学科専門科目	憲 法 総 論 ・ 統 治 機 構	2	講	1	
		人 権 総 論	2	講	1	
		民 法 総 論	4	講	1	
		刑 法 総 論 Ⅰ	2	講	1	
		刑 法 総 論 Ⅱ	2	講	1	
		小 計	12			
	教養科目	(授業科目名及び単位数は付表「教養科目」による)	12			
選択	学科専門科目	法 学 入 門	2	講	1	
		刑 法 各 論 Ⅰ	2	講	2	
		刑 法 各 論 Ⅱ	2	講	2	
		政 治 学 Ⅰ	2	講	1	
		政 治 学 Ⅱ	2	講	1	
		法 哲 学	2	講	2～4	
		法 社 会 学	2	講	2～4	
		法 制 史 Ⅰ	2	講	2～4	
		法 制 史 Ⅱ	2	講	2～4	

区 分		授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
選 択 目	学 科 専 門 科	債 権 総 論 I	2	講	2	
		債 権 総 論 II	2	講	2	
		不 法 行 為 法	2	講	2～4	
		債 権 各 論	2	講	3	
		会 社 法	4	講	2	
		行 政 法 総 論	2	講	2	
		行 政 作 用 法	2	講	2	
		国 際 法	4	講	2～4	
		国 際 政 治	4	講	2	
		公 務 労 働 の 世 界	2	講	2	
		人 権 各 論	2	講	3～4	
		行 政 救 済 法	2	講	3～4	
		税 法	2	講	3～4	
		刑 事 訴 訟 法 I	2	講	3～4	
		刑 事 訴 訟 法 II	2	講	3～4	
		刑 事 政 策	2	講	3～4	
		国 際 人 権 法	2	講	3～4	
		国 際 経 済 法	2	講	3～4	
		親 族 ・ 相 続 法	2	講	3～4	
		物 権 総 論	2	講	2	
		担 保 物 権 法	2	講	3～4	
		民 事 訴 訟 法	4	講	3～4	
		商 法 総 則 ・ 商 行 為 法	2	講	3～4	
		手 形 小 切 手 法	2	講	3～4	
		金 融 商 品 取 引 法	2	講	3～4	
		保 険 法	2	講	3～4	
		経 済 法	2	講	3～4	
		知 的 財 産 法	2	講	3～4	
		労 働 法	4	講	3～4	
		社 会 保 障 法	4	講	3～4	
		行 政 学	4	講	3～4	
		比 較 政 治 I	2	講	3～4	

区 分		授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
選	学	比 較 政 治 II	2	講	3～4	
		政 治 過 程 論	2	講	3～4	
		政 治 思 想 I	2	講	2～4	
		政 治 思 想 II	2	講	2～4	
		国 際 関 係 論	4	講	3～4	
		国 際 政 治 史	4	講	3～4	
		地 方 自 治 論	2	講	3～4	
		外 国 書 講 読	2	演	3～4	
		法 律 系 特 殊 講 義 I	2	講	3～4	
		法 律 系 特 殊 講 義 II	2	講	3～4	
		政 治 系 特 殊 講 義 I	2	講	3～4	
		政 治 系 特 殊 講 義 II	2	講	3～4	
		イ ン タ ー ン シ ッ プ I	2	実	2	
		イ ン タ ー ン シ ッ プ II	2	実	3	
	科	海 外 研 修 I	1	実	1～4	
		海 外 研 修 II	1	実	1～4	
		法 学 ・ 政 治 学 案 内	2	講	1	
		政 治 学 演 習 I	4	演	2	
		国 際 政 治 史 演 習 I	4	演	2	
		国 際 関 係 論 演 習 I	4	演	2	
		政 治 思 想 演 習 I	4	演	2	
		行 政 学 演 習 I	4	演	2	
		法 制 史 演 習 I	4	演	2	
		法 哲 学 演 習 I	4	演	2	
		憲 法 演 習 I	4	演	2	
		行 政 法 演 習 I	4	演	2	
		民 法 演 習 I	4	演	2	
		刑 事 法 演 習 I	4	演	2	
		商 法 演 習 I	4	演	2	
		会 社 法 演 習 I	4	演	2	
		民 事 訴 訟 法 演 習 I	4	演	2	
		労 働 法 演 習 I	4	演	2	
択	目					

区 分		授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
選 科 専 門 科 目 択	学 科	社 会 保 障 法 演 習 I	4	演	2	
		国 際 法 演 習 I	4	演	2	
		政 治 学 演 習 II	4	演	3	
		国 際 政 治 史 演 習 II	4	演	3	
		国 際 関 係 論 演 習 II	4	演	3	
		政 治 思 想 演 習 II	4	演	3	
		行 政 学 演 習 II	4	演	3	
		法 制 史 演 習 II	4	演	3	
		法 哲 学 演 習 II	4	演	3	
		憲 法 演 習 II	4	演	3	
		行 政 法 演 習 II	4	演	3	
		民 法 演 習 II	4	演	3	
		刑 事 法 演 習 II	4	演	3	
		商 法 演 習 II	4	演	3	
		会 社 法 演 習 II	4	演	3	
		民 事 訴 訟 法 演 習 II	4	演	3	
		労 働 法 演 習 II	4	演	3	
	教 養 科 目	社 会 保 障 法 演 習 II	4	演	3	54単位を超えて修得した単位は自由科目区分の所要単位数として算定する。
		国 際 法 演 習 II	4	演	3	
		卒 業 論 文	4		4	
	小 計		54以上			
	(授業科目名及び単位数は付表「教養科目」による)		16以上			16単位を超えて修得した単位は自由科目区分の所要単位数として算定する。
自由科目		本学部他学科の学科専門科目，他学部，他大学等の専門科目，及び教養科目区分，専門科目区分で所要単位数を超えた単位数。	26以上			他学部，他大学等の専門科目の履修については，所定の手続きを経て認められたもの。
合 計 履 修 単 位 数			124単位以上			

法学科（夜間主コース）

区 分		授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
必修	教養科目	(授業科目名及び単位数は付表「教養科目」による)	14			
選 択 目	学 科	憲 法 総 論 ・ 統 治 機 構	2	講	1～4	
		民 法 総 論	4	講	1～4	
		政 治 学 I	2	講	1～4	
		政 治 学 II	2	講	1～4	
		刑 法 総 論 I	2	講	1～4	
		刑 法 総 論 II	2	講	1～4	
		法 学 入 門	2	講	1～4	
		刑 法 各 論 I	2	講	2～4	
		刑 法 各 論 II	2	講	2～4	
		人 権 総 論	2	講	1～4	
	専 門 科 目	法 哲 学	2	講	2～4	
		法 社 会 学	2	講	2～4	
		法 制 史 I	2	講	2～4	
		法 制 史 II	2	講	2～4	
		債 権 総 論 I	2	講	2～4	
		債 権 総 論 II	2	講	2～4	
		不 債 権 行 為 法	2	講	1～4	
		債 権 各 論	2	講	2～4	
		会 社 法	4	講	2～4	
		行 政 法 I	2	講	2～4	
択 目	行 政 法 II	2	講	2～4		
	国 際 法	4	講	2～4		
	税 法	2	講	2～4		
	刑 事 訴 訟 法 I	2	講	2～4		
	刑 事 訴 訟 法 II	2	講	2～4		
	刑 事 政 策	2	講	2～4		
	国 際 人 権 法	2	講	2～4		
	国 際 経 済 法	2	講	2～4		
	親 族 ・ 相 続 法	2	講	2～4		
	物 権 総 論	2	講	2～4		
択 目	担 保 物 権 法	2	講	2～4		
	民 事 訴 訟 法	4	講	2～4		
	商 法 総 則 ・ 商 行 為 法	2	講	2～4		

区 分		授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
選 択	学 科 専 門 科 目	手 形 小 切 手 法	2	講	2～4	
		金 融 商 品 取 引 法	2	講	2～4	
		保 險 法	2	講	2～4	
		経 済 法	2	講	2～4	
		知 的 財 産 法	2	講	2～4	
		労 働 法	4	講	2～4	
		社 会 保 障 法	4	講	2～4	
		政 治 思 想 I	2	講	2～4	
		政 治 思 想 II	2	講	2～4	
		国 際 政 治	4	講	2～4	
		外 国 書 講 読	2	演	1～4	
		法 律 系 特 殊 講 義 I	2	講	2～4	
		法 律 系 特 殊 講 義 II	2	講	2～4	
		政 治 系 特 殊 講 義 I	2	講	2～4	
		政 治 系 特 殊 講 義 II	2	講	2～4	
		専 門 演 習 I a	2	演	3	
		専 門 演 習 I b	2	演	3	
		専 門 演 習 I c	2	演	3	
		専 門 演 習 I d	2	演	3	
	科 目	専 門 演 習 II a	2	演	4	
		専 門 演 習 II b	2	演	4	
		専 門 演 習 II c	2	演	4	
		専 門 演 習 II d	2	演	4	
		海 外 研 修 I	1	実	1～4	
		海 外 研 修 II	1	実	1～4	
		法 学 ・ 政 治 学 案 内 I	2	講	1	
		法 学 ・ 政 治 学 案 内 II	2	講	1	
		小 計	66以上			66単位を超えて修得した単位は自由科目区分の所要単位数として算定する。
	教養科目	(授業科目名及び単位数は付表「教養科目」による)	10以上			
	自由科目	本学部の法学科及び経済学科で開講する学科専門科目	34以上			
合 計 履 修 単 位 数			124単位以上			

経済学科（昼間コース）

区 分		授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
必修	学部 共通 専門 科目	人文社会科学の課題と探究Ⅰ	2	講	1～3	1 年次後期以降 2 科目 4 単位を選択必修。 ほかに学部指定履修科目として 2 科目 4 単位（計 4 科目 8 単位）の履修を標準とする。 学期ごとに履修可能な単位は 2 単位とする。 4 単位を超えて修得した単位は自由科目区分の所要単位数として算定する。
		人文社会科学の課題と探究Ⅱ	2	講	1～3	
		現代社会の変容とキャリア形成	2	講	1～3	
		地 域 社 会 と 企 業 活 動	2	講	1～3	
		哲 学 の 世 界	2	講	1～3	
		社 会 学 の 世 界	2	講	1～3	
		心 理 学 の 世 界	2	講	1～3	
		文 化 人 類 学 の 世 界	2	講	1～3	
		歴 史 学 の 世 界	2	講	1～3	
		地 域 の 文 化	2	講	1～3	
		こ と ば の 文 化	2	講	1～3	
		政 治 学 概 論	2	講	1～3	
		現 代 社 会 と 法	2	講	1～3	
		小 計	4 以上			
	学科 専門 科目	ミ ク ロ 経 済 学 I	2	講	1	
		マ ク ロ 経 済 学 I	2	講	1	
		社 会 科 学 基 礎 演 習	2	演	1	
		経 済 学 演 習 I a	2	演	2	
		経 済 学 演 習 I b	2	演	2	
		経 済 学 演 習 II a	2	演	3	
		経 済 学 演 習 II b	2	演	3	
		経 済 学 演 習 III a	2	演	4	
		経 済 学 演 習 III b	2	演	4	
		小 計	18			
	教養科目	(授業科目名及び単位数は付表「教養科目」による)	12			
選択	学科 専門 科目	経 済 と 政 策 入 門	2	講	1	
		企 業 経 済 論	2	講	1	
		簿 記 I	2	講	1	
		簿 記 II	2	講	1	
		統 計 学 I	2	講	2	

区 分		授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考	
選 学 科 専 門 科 目	学 科	統 計 学 II	2	講	2	※24単位以上を選択必修	
		ミ ク ロ 経 済 学 II	2	講	2		
		マ ク ロ 経 済 学 II	2	講	2		
		経 済 政 策 I	2	講	2		
		経 済 政 策 II	2	講	2		
		金 融 論 I	2	講	2		
		金 融 論 II	2	講	2		
		経 営 学 I	2	講	2		
		経 営 学 II	2	講	2		
		会 計 学 I	2	講	2		
		会 計 学 II	2	講	2		
		日 本 経 済 論	2	講	2		
		経 済 学 説 史	2	講	2		
	専 門 科 目	経 済 情 報 処 理	2	講	1		
		経 済 数 学 I	2	講	1		
		経 済 数 学 II	2	講	2		
		ミ ク ロ 経 済 学 III	2	講	3～4		
		マ ク ロ 経 済 学 III	2	講	3～4		
		政 治 経 済 学	2	講	3～4		
		国 際 経 済 学 I	2	講	3～4		
		国 際 経 済 学 II	2	講	3～4		
		経 済 統 計 学	2	講	3～4		
		社 会 統 計 学 I	2	講	3～4		
		社 会 統 計 学 II	2	講	3～4		
		情 報 経 済 学 I	2	講	3～4		
		情 報 経 済 学 II	2	講	3～4		
		計 量 経 済 学 I	2	講	3～4		
		計 量 経 済 学 II	2	講	3～4		
		数 量 経 済 分 析 I	2	講	3～4		
		数 量 経 済 分 析 II	2	講	3～4		
		理 論 と 情 報 特 論 I	2	講	3～4		
		理 論 と 情 報 特 論 II	2	講	3～4		

区 分		授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
選 択	学 科 専 門 科 目	理 論 と 情 報 特 論 III	2	講	3～4	
		理 論 と 情 報 特 論 IV	2	講	3～4	
		日 本 経 済 史 I	2	講	3～4	
		日 本 経 済 史 II	2	講	3～4	
		経 済 史	2	講	3～4	
		地 域 政 策 I	2	講	3～4	
		地 域 政 策 II	2	講	3～4	
		財 政 学 I	2	講	3～4	
		財 政 学 II	2	講	3～4	
		国 際 金 融 論	2	講	3～4	
		地 域 金 融 論	2	講	3～4	
		社 会 経 済 論 I	2	講	3～4	
		社 会 経 済 論 II	2	講	3～4	
		地 方 財 政 論 I	2	講	3～4	
		地 方 財 政 論 II	2	講	3～4	
		環 境 政 策 I	2	講	3～4	
		環 境 政 策 II	2	講	3～4	
		都 市 政 策	2	講	3～4	
		政 策 特 論 I	2	講	3～4	
		政 策 特 論 II	2	講	3～4	
		政 策 特 論 III	2	講	3～4	
		政 策 特 論 IV	2	講	3～4	
		企 業 倫 理 学	2	講	3～4	
		世 界 経 済 論 I	2	講	3～4	
		世 界 経 済 論 II	2	講	3～4	
		世 界 経 済 論 III	2	講	3～4	
		マ ー ケ テ ィ ン グ I	2	講	3～4	
		マ ー ケ テ ィ ン グ II	2	講	3～4	
		社 会 保 障 論 I	2	講	3～4	
		社 会 保 障 論 II	2	講	3～4	
		経 営 分 析 論 I	2	講	3～4	
		経 営 分 析 論 II	2	講	3～4	

区 分		授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
選 科 専 門 科 目 択	学 科	税 務 会 計 論	2	講	3～4	教職免許取得希望者のみ受講可 教職免許取得希望者のみ受講可
		ア ジ ア 経 済 論 I	2	講	3～4	
		ア ジ ア 経 済 論 II	2	講	3～4	
		ア ジ ア 経 済 論 III	2	講	3～4	
		経 営 情 報 論	2	講	3～4	
		経 営 戦 略 論	2	講	3～4	
		管 理 会 計 論	2	講	3～4	
		観 光 経 営 論	2	講	3～4	
		企 業 経 済 特 論 I	2	講	3～4	
		企 業 経 済 特 論 II	2	講	3～4	
		企 業 経 済 特 論 III	2	講	3～4	
		企 業 経 済 特 論 IV	2	講	3～4	
		政 治 学 I	2	講	2～4	
		政 治 学 II	2	講	2～4	
		イ ン タ ー ン シ ッ プ I	2	実	2	
		イ ン タ ー ン シ ッ プ II	2	実	3	
		海 外 研 修 I	1	実	1～4	
		海 外 研 修 II	1	実	1～4	
		経 済 英 語 I	2	演	2～4	
		経 済 英 語 II	2	演	2～4	
		卒 業 論 文	4		4	
		小 計	62以上			62単位を超えて修得した単位は自由科目区分の所要単位数として算定する。
	教養科目	(授業科目名及び単位数は付表「教養科目」による)	16以上			16単位を超えて修得した単位は自由科目区分の所要単位数として算定する。

区 分	授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
自由科目	本学部他学科の学科専門科目，他学部，他大学等の専門科目，及び教養科目区分，専門科目区分で所要単位数を超えた単位数。	12以上			他学部，他大学等の専門科目の履修については，所定の手続きを経て認められたもの。
合 計 履 修 単 位 数		124単位以上			

経済学科（夜間主コース）

区 分		授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
必修	学科専門科目	社 会 科 学 基 礎 演 習	2	演	1	
		小 計	2			
	教養科目	(授業科目名及び単位数は付表「教養科目」による)	14			
選択	学 科	経 済 理 論 入 門	2	講	1～2	
		現 代 経 済 入 門	2	講	1～2	
		ミ ク ロ 経 済 学 I	2	講	1～4	
		ミ ク ロ 経 済 学 II	2	講	2～4	
		マ ク ロ 経 済 学 I	2	講	1～4	
		マ ク ロ 経 済 学 II	2	講	2～4	
		国 際 経 済 学 I	2	講	1～4	
		国 際 経 済 学 II	2	講	1～4	
		経 済 学 説 史	2	講	1～4	
		情 報 経 済 学	2	講	2～4	
	専 門	統 計 学 I	2	講	1～4	
		統 計 学 II	2	講	2～4	
		経 済 統 計 学	2	講	2～4	
		社 会 統 計 学 I	2	講	2～4	
	科 目	社 会 統 計 学 II	2	講	2～4	
		計 量 経 済 学 I	2	講	2～4	
		計 量 経 済 学 II	2	講	2～4	
		数 量 経 済 分 析	2	講	2～4	
	目	理 論 と 情 報 特 論 I	2	講	1～4	
		理 論 と 情 報 特 論 II	2	講	1～4	
		理 論 と 情 報 特 論 III	2	講	2～4	
		理 論 と 情 報 特 論 IV	2	講	2～4	
		社 会 経 済 論 I	2	講	1～4	
		社 会 経 済 論 II	2	講	1～4	
		環 境 政 策 I	2	講	1～4	

区 分		授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
選 学	科	環 境 政 策 II	2	講	1～4	
		財 政 学 I	2	講	1～4	
		財 政 学 II	2	講	1～4	
		地 方 財 政 論 I	2	講	1～4	
		地 方 財 政 論 II	2	講	1～4	
		金 融 論 I	2	講	1～4	
		金 融 論 II	2	講	1～4	
		地 域 金 融 論	2	講	1～4	
		経 済 政 策 I	2	講	1～4	
		経 済 政 策 II	2	講	1～4	
		地 域 政 策 I	2	講	1～4	
		地 域 政 策 II	2	講	1～4	
	専 門	社 会 保 障 論 I	2	講	1～4	
		社 会 保 障 論 II	2	講	1～4	
		経 済 史	2	講	1～4	
		日 本 経 済 史 I	2	講	1～4	
		日 本 経 済 史 II	2	講	1～4	
		日 本 経 済 論	2	講	1～4	
		政 策 特 論 I	2	講	1～4	
		政 策 特 論 II	2	講	1～4	
		政 策 特 論 III	2	講	1～4	
		政 策 特 論 IV	2	講	1～4	
		世 界 経 済 論 I	2	講	1～4	
		世 界 経 済 論 II	2	講	1～4	
	目	ア ジ ア 経 済 論 I	2	講	1～4	
		ア ジ ア 経 済 論 II	2	講	1～4	
		企 業 倫 理 学	2	講	1～4	
		経 営 学 I	2	講	1～4	
		経 営 学 II	2	講	1～4	
		経 営 情 報 論	2	講	1～4	
		観 光 経 営 論	2	講	1～4	
		会 計 学 I	2	講	1～4	

区 分		授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
選 択 科 目	学 科 専 門 科	会 計 学 II	2	講	1～4	
		管 理 会 計 論	2	講	1～4	
		経 営 分 析 論 I	2	講	1～4	
		経 営 分 析 論 II	2	講	1～4	
		税 務 会 計 論	2	講	1～4	
		マ ー ケ テ ィ ン グ I	2	講	1～4	
		マ ー ケ テ ィ ン グ II	2	講	1～4	
		企 業 経 済 特 論 I	2	講	1～4	
		企 業 経 済 特 論 II	2	講	1～4	
		企 業 経 済 特 論 III	2	講	1～4	
		企 業 経 済 特 論 IV	2	講	1～4	
		政 治 学 I	2	講	1～4	
		政 治 学 II	2	講	1～4	
		外 国 書 講 読 I	2	演	2～4	
		外 国 書 講 読 II	2	演	2～4	
		外 国 書 講 読 III	2	演	2～4	
		経 済 学 演 習 I a	2	演	3	
		経 済 学 演 習 I b	2	演	3	
		演 習 研 究 論 文	4		3	
		経 済 学 演 習 II a	2	演	4	
		経 済 学 演 習 II b	2	演	4	
		卒 業 論 文	4		4	
	目	海 外 研 修 I	1	実	1～4	
		海 外 研 修 II	1	実	1～4	
		小 計	64以上			64単位を超えて修得した単位は自由科目区分の所要単位数として算定する。
	教養科目	(授業科目名及び単位数は付表「教養科目」による)	10以上			
自由科目		本学部の法学科及び経済学科で開講する学科専門科目	34以上			
合 計 履 修 単 位 数			124単位以上			

付 表 [教養科目]

科目 区分	小科目区分	授業科目	単 位	必修・ 選択の別	授業 形態	履修 年次	備 考	
基 軸 教 育 科 目	新入生セミナー	新入生セミナー	2	選択	演習	1	学部指定履修科目	
	情報処理	* 情報処理	2	選択	演習	1	学部指定履修科目	
	英語	* 英語コミュニケーションⅠ	1	必修	演習	1		
		英語演習Ⅰ 基礎英語演習	1 1	選択必修 選択必修	演習 演習	1 1	この2科目は、1科目1単位を必修とし1単位を超えて単位修得できない。(英語演習Ⅰを必ず履修すること。不可の場合は再履修できないので、基礎英語演習を履修すること。)	
		* 英語コミュニケーションⅡ	1	選択	演習	1～2	英語コミュニケーションⅠの単位取得者が履修できる。	
		英語演習Ⅱ	1	選択	演習	1～2	TOEIC400点以上取得者が履修できる。	
		英語ライティングⅠ	1	選択	演習	2		
		英語リーディングⅠ	1	選択	演習	1～2		
		英語演習Ⅲ	2	選択	演習	1～2	TOEIC500点以上取得者が履修できる。	
		英語ライティングⅡ	2	選択	演習	2		
		英語リーディングⅡ	2	選択	演習	1～2		
		* 英語ディスカッション	2	選択	演習	1～2		
	英語 (夜間主コース)	* 英語インテンシブA	2	選択	演習	1	TOEIC600点以上取得者が履修できる。(集中講義)	
		* 英語インテンシブB	2	選択	演習	2		
		アカデミックイングリッシュⅠ	2	選択	演習	2～3	クラスごとに履修条件の設定がある。	
		アカデミックイングリッシュⅡ	2	選択	演習	2～3		
		アカデミックイングリッシュⅢ	2	選択	演習	2～3		
	英語 (夜間主コース)	ビジネスイングリッシュ	2	選択	演習	3		
		* 英語海外研修A	2	選択	演習	1～4		
	英語 (夜間主コース)	* 英語海外研修B	2	選択	演習	1～4		
	英語 (夜間主コース)	英語演習	1	必修	演習	1		
		* 英語コミュニケーションA	1	必修	演習	1		
		* 英語コミュニケーションB	1	選択	演習	2		
		* 英語海外研修A	2	選択	演習	1～4		
		* 英語海外研修B	2	選択	演習	1～4		
		初修外国語入門Ⅰ	1	必修	演習	1	初修外国語Ⅰ及びⅡを学部指定履修科目とする。初修外国語入門Ⅰ及びⅡと併せて同一言語を履修すること。異なる言語を追加して履修する場合は、別の科目として扱い、選択科目として卒業単位に含めることができる。	
	初修外国語	初修外国語入門Ⅱ	1	必修	演習	1		
		初修外国語Ⅰ	2	選択	演習	1		
		初修外国語Ⅱ	2	選択	演習	1		
		初修外国語Ⅲ	2	選択	演習	2		
		初修外国語Ⅳ	2	選択	演習	2		
	初修外国語 (夜間主コース)	初修外国語a	1	必修	演習	1	3科目とも同一言語を履修すること。異なる言語を追加して履修する場合は、別の科目として扱い、選択科目として卒業単位に含めることができる。	
		初修外国語b	1	必修	演習	1		
		初修外国語c	2	必修	演習	2		

科目 区分	小科目区分	授業科目	単 位	必修・ 選択の別	授業 形態	履修 年次	備 考
基礎 教育 科目	健康体育	* 健康体育Ⅰ * 健康体育Ⅱ	1 1	選択 選択	演習	1～4 1～4	
	キャリア形成科目	キャリアデザイン	2	選択	講義	1	
現 代 教 養 科 目	個別分野科目 〈人文・社会分野〉	* 日本国憲法	2	選択	講義	2	夜間主コースに「日本国憲法」は開設しない。
	〈自然科学分野〉	数学の世界	2	選択必修	講義	1～3	〈自然科学分野〉の科目から3科目6単位必修
		数理の構造	2	選択必修	講義	1～3	
		物理の世界	2	選択必修	講義	1～3	
		自然と物理	2	選択必修	講義	1～3	
		化学の世界	2	選択必修	講義	1～3	
		生活の科学	2	選択必修	講義	1～3	
		生命科学	2	選択必修	講義	1～3	
		生物と環境	2	選択必修	講義	1～3	
		地球科学	2	選択必修	講義	1～3	
		進化と地球環境	2	選択必修	講義	1～3	
		科学と技術	2	選択必修	講義	1～3	
	学際科目 テーマ「国際・ 地域」「環境・自然」 「現代社会(情報・福祉を含む)」「生命・人間(文化・芸術を含む)」「科学・技術」	各年度の初めに、各テーマに沿った授業科目を発表する。 一部の授業科目については、少人数形式の「学部横断セミナー」として実施する。		選択必修	講義 または 演習	2～3	1科目2単位必修 夜間主コースは1年次から履修できる。
留 学 生 科 目	日本語	日本語Ⅰ	2	選択	演習	1～2	日本語Ⅰ、Ⅱ、Ⅲは履修することが望ましい。
		日本語Ⅱ	2	選択	演習	1～2	
		日本語Ⅲ	2	選択	演習	1～2	
		日本語Ⅳ	2	選択	演習	1～2	
		日本語Ⅴ	2	選択	演習	1～2	
		日本語Ⅵ	2	選択	演習	1～2	
	日本事情	日本事情	2	選択	講義	1～2	
教 職 資 格 科 目	教職教養科目	* 教育の原理 * 発達と学習 * 教育と社会	2 2 2	選択 選択 選択	講義 講義 講義	2～4 2～4 2～4	教員免許状取得希望者のみ履修できる。

注意

1. 学部指定履修科目は、学部毎に標準的なカリキュラムとして必ず履修することが指定されている科目（もしくは区分単位数）である。
2. * 印の科目は、教員免許状取得希望学生が必ず履修しなければならない科目である。（英語については、必修の英語コミュニケーションⅠ（夜間主コースは英語コミュニケーションA）のほかに* 印の英語の授業科目から1単位以上（* 印、合計2単位以上）履修すること。）
3. 留学生科目の単位の取り扱い及び留学生以外の学生の留学生科目の履修等については、「留学生科目に関する申し合わせ」を参照すること。
4. 夜間主コース学生の「昼間コース開講科目」履修については、別に定める。

[専門科目（教職等資格科目）]

科目 区分	小 科 目 区 分	授 業 科 目	単 位	必修・ 選択の別	授業 形態	履修 年次	備 考
教	教職専門科目Ⅰ	教職入門Ⅰ	1		演習	2	
		教職入門Ⅱ	1		演習	3	
		教育課程の意義及び 編成の方法	1		講義	3～4	
		教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の 活用を含む)	1		講義	3～4	
		道德指導論	2		講義	2～3	
		特別活動論	2		講義	3	
		生徒指導(進路指導の 理論及び方法を含む)	2		講義	3	
		教育相談	2		講義	3	
育 等 資 格 科 目	教職専門科目Ⅱ	国語科教育法Ⅱ	2		講義	2	
		国語科教育法Ⅲ	2		講義	2	
		国語科教育法Ⅳ	2		講義	3	
		社会科教育法Ⅱ	2		講義	2	
		社会科教育法Ⅲ(地歴)	2		講義	2	
		社会科教育法Ⅳ(公民)	2		講義	2	
		英語科教育法Ⅱ	2		講義	2	
		英語科教育法Ⅲ	2		講義	2	
		英語科教育法Ⅳ	2		講義	3	
		ドイツ語教育法Ⅱ	2		講義	3	
		ドイツ語教育法Ⅲ	2		講義	3	
		ドイツ語教育法Ⅳ	2		講義	3	
		フランス語教育法Ⅱ	2		講義	3	
		フランス語教育法Ⅲ	2		講義	3	
		フランス語教育法Ⅳ	2		講義	3	
		中国語教育法Ⅱ	2		講義	3	
		中国語教育法Ⅲ	2		講義	3	
		中国語教育法Ⅳ	2		講義	3	
		教育実習事前・事後指導	1		演習	2～4	
		教職実践演習(中・高)	2		演習	4	
目	学芸員科目	生涯学習概論	2		講義	1	
		博物館概論	2		講義	1	
		博物館経営論	2		講義	2	
		博物館資料論Ⅰ	1		講義	2	
		博物館資料論Ⅱ	1		講義	2	
		博物館展示論	2		講義	2	
		博物館情報論・メディア論	2		講義	2	
		博物館資料保存論	2		講義	3	
		博物館教育論	2		講義	3	

別表第Ⅱ

卒業所要単位数（第15条関係）

科 目 区 分				社会科学科	言語文化学科	法学科	経済学科
教 養 科 目	必 修	基軸教育科目	英 語	2	2	2	2
			初修外国語	2	2	2	2
		現代教養科目	個別分野科目	6	6	6	6
			学際科目	2	2	2	2
		小 計			12	12	12
	選 択	基軸教育科目 (学部指定履修科目)	英 語	(2)	(2)	(2)	(2)
			初修外国語	(4)	(4)	(4)	(4)
			新入生セミナー	(2)	(2)	(2)	(2)
			情報処理	(2)	(2)	(2)	(2)
		その他 ※2		(6)	(6)	(6)	(6)
		小 計		16	16	16	16
	教 養 科 目 合 計			28	28	28	28
専 門 科 目	必 修	学部共通専門科目		4	4	4	4
		学科専門科目		16	20	12	18
		小 計		20	24	16	22
	選 択	学科専門科目	学科共通専門科目	6	4	—	24
			個別分野専門科目	10	48	—	—
			その他 ※3	40	—	54	38
		小 計		56	52	54	62
	専 門 科 目 合 計			76	76	70	84
自 由 科 目	本学部他学科の学科専門科目、他学部、他大学等の専門科目、及び教養科目区分、専門科目区分で所要単位数を超えた単位数	学部共通専門科目 (学部指定履修科目)	(4)	(4)	(4)	(4)	
		その他	(16)	(16)	(22)	(8)	
	自 由 科 目 合 計			20	20	26	12
合 計（卒業所要単位数）				124	124	124	124

※1 （ ）内の単位数は学部指定履修科目を指定された単位数修得した場合の単位数を示す。

※2 現代教養科目の修得単位数のうち、必修区分の所要単位数を超えた単位数を含む。

※3 定められた範囲から選択必修と指定された科目の修得単位数のうち、所要単位数を超えた単位数を含む。（法学科を除く。）

(夜間主コース)

科 目 区 分				法学科	経済学科
教 養 科 目	必 修	基軸教育科目	英 語	2	2
			初修外国語	4	4
		現代教養科目	個別分野科目	6	6
			学際科目	2	2
		小 計		14	14
	選 択	基軸教育科目 (学部指定履修科目)	新入生セミナー	(2)	(2)
			情報処理	(2)	(2)
		その他 ※2		(6)	(6)
		小 計		10	10
		教 養 科 目 合 計			24
専 門 科 目	必 修 (学科専門科目)		—	2	
	選 択 (学科専門科目)		66	64	
	専 門 科 目 合 計		66	66	
自 由 科 目	本学部の法学科及び経済学 科で開講する学科専門科目			34	34
合 計 (卒業所要単位数)				124	124

※1 () 内の単位数は学部指定履修科目を指定された単位数修得した場合の単位数を示す。

※2 現代教養科目の修得単位数のうち、必修区分の所要単位数を超えた単位数を含む。

教職に関する科目表（第16条関係）

授 業 科 目	高等学校教諭 一種免許状	中学校教諭 一種免許状	年次	履修方法	免許法に掲げる科目
日 本 国 憲 法	◎2単位	◎2単位	1～2	※1	教育職員免許法施行規則第66 条の6に定める科目 ※3
健 康 体 育Ⅰ	◎2単位	◎2単位	1～4	※2	
健 康 体 育Ⅱ	◎2単位	◎2単位	1～4	※2	
英語コミュニケーションⅠ	◎1単位	◎1単位	1	昼間コースの み1単位以上 選択必修	
英語コミュニケーションⅡ	○1単位	○1単位	1～2		
英語ディスカッション	○2単位	○2単位	1～2		
英語インテンシブA	○2単位	○2単位	1		
英語インテンシブB	○2単位	○2単位	2		
英語海外研修A	○2単位	○2単位	1～4	夜間主コース のみ1単位以上 選択必修	
英語海外研修B	○2単位	○2単位	1～4		
英語コミュニケーションA	◎1単位	◎1単位	1		
英語コミュニケーションB	○1単位	○1単位	2		
英語海外研修A	○2単位	○2単位	1～4		
英語海外研修B	○2単位	○2単位	1～4		
情 報 処 理	◎2単位	◎2単位	1		
教 職 入 門Ⅰ	◎1単位	◎1単位	2	教職の意義等に関する科目 ※4	
教 職 入 門Ⅱ	◎1単位	◎1単位	3		
教 育 の 原 理	◎2単位	◎2単位	2～4	教育の基礎理論に関する科目 ※4	
発 達 と 学 習	◎2単位	◎2単位	2～4		
教 育 と 社 会	◎2単位	◎2単位	2～4	教育課程及び指導法に関する 科目 ※4	
教育課程の意義及び 編成の方法	◎1単位	◎1単位	3～4		
教育方法及び技術 (情報機器及び教材の 活用を含む)	◎1単位	◎1単位	3～4		
国 語 科 教 育 法Ⅱ	2単位	2単位	2		取得する免 許の教科ご とに高等学 校教諭一種 免許状では 4単位、中 学校教諭の 一種免許状 では6単位 を選択必修。 社会科教育 法を選択す る場合は、同 教育法Ⅱは 必ず修得す ること。
国 語 科 教 育 法Ⅲ	2単位	2単位	2		
国 語 科 教 育 法Ⅳ		2単位	3		
社 会 科 教 育 法Ⅱ	2単位	2単位	2		
社会科教育法Ⅲ(地歴)		2単位	2		
社会科教育法Ⅳ(公民)	2単位	2単位	2		
英 語 科 教 育 法Ⅱ	2単位	2単位	2		
英 語 科 教 育 法Ⅲ	2単位	2単位	2		
英 語 科 教 育 法Ⅳ		2単位	3		
ドイツ語教育法Ⅱ	2単位	2単位	3		
ドイツ語教育法Ⅲ	2単位	2単位	3		
ドイツ語教育法Ⅳ		2単位	3		
フランス語教育法Ⅱ	2単位	2単位	3		
フランス語教育法Ⅲ	2単位	2単位	3		
フランス語教育法Ⅳ		2単位	3		
中国語教育法Ⅱ	2単位	2単位	3		
中国語教育法Ⅲ	2単位	2単位	3		
中国語教育法Ⅳ		2単位	3		
道 徳 指 導 論		◎2単位	2～3		
特 別 活 動 論	◎2単位	◎2単位	3		
生徒指導（進路指導の 理論及び方法を含む）	◎2単位	◎2単位	3	生徒指導、教育相談及び進路 指導等に関する科目 ※4	
教 育 相 談	◎2単位	◎2単位	3		
教職実践演習(中・高)	◎2単位	◎2単位	4	教育実践演習 ※4	
教 育 実 習	◎2単位	◎4単位	3～4		
教育実習事前・事後指導	◎1単位	◎1単位	2～4	教育実習 ※4	

* ◎印は必修科目 ○印は選択必修（この区分は教職に関する科目区分です。）

* 上記以外に、中学校免許状授与には、介護等体験（社会福祉施設5日間、盲・聾・養護学校2日間）が必要です。

※1 夜間主コースの学生は、憲法総論・統治機構の履修をもって日本国憲法の学習に充てる。

※2 免許状を取得しようとする場合は、健康体育Ⅰ及び健康体育Ⅱは、2年次までに修得すること。

※3 「10 教員免許状取得に関する単位履修要領」2. 単位修得方法1) を参照のこと。

※4 「10 教員免許状取得に関する単位履修要領」2. 単位修得方法2)～5) を参照のこと。

6 静岡大学における履修科目の登録単位数の上限に関する規則

平成24年11月8日制定

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人静岡大学学則第32条の2の規定に基づき、静岡大学（以下「本学」という。）において1年間又は前学期及び後学期（以下「各学期」という。）に履修科目として登録できる単位数の上限及びその特例に関し必要な事項を定める。

(対象科目)

第2条 学生の履修登録の上限単位数の対象となる授業科目は、本学において卒業の要件として履修する授業科目（集中講義として開講する授業科目を除く。）とする。

(履修登録上限単位数)

第3条 学生の授業科目の履修登録単位数の上限は、1年間において48単位、各学期24単位とする。ただし、教育学部学校教育教員養成課程は、1年間において52単位、各学期26単位とする。

2 通年開講科目の履修登録単位数は、その2分の1をそれぞれ各学期の履修単位とみなし、上限単位の計算を行うものとする。

3 次の各号に掲げるものについては、履修登録単位数の上限から除くものとする。

- (1) 教職等資格科目のうち、各学部が指定した授業科目
- (2) 本学のカリキュラムとは別に他大学等で修得し、単位認定を受けた授業科目

(成績等に基づく履修登録単位数の特例)

第4条 前条各項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は履修登録単位数の上限を超えてそれぞれ定められた単位数まで履修科目の登録をすることができる。

- (1) 直前学期のGPAの値（以下「GPA値」という。）が2.0以上の学生は、26単位まで、また、GPA値2.5以上の学生は、28単位までとする。ただし、教育学部学校教育教員養成課程の学生は、GPA値2.0以上は、上限28単位まで、また、GPA値2.5以上は、30単位までとする。
- (2) 各学部の教務委員会が相当の理由があると認めた者は、各委員会が個別に定めた単位数までとする。

2 前項第1号に掲げる手続きは次の各号のとおりとする。

- (1) GPA値は、履修登録期間の終了日の前日までに報告された成績を基に算出する。
ただし、履修登録期間の開始以降にGPA値が下がることで履修登録単位数の上限が低くなった学生で、既に変更後の上限単位数以上を履修登録している場合には、変更前の上限単位数を適用することができる。
- (2) GPA値及びこれに基づく履修登録単位数の上限は、学務情報システムを利用し各学生に通知するものとする。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、履修登録科目の上限に関する必要事項は、学部において定める。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度以前に入学した学生については、この規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

静岡大学における履修科目の登録単位数の上限に関する規則における人文社会科学部内規

静岡大学における履修科目の登録単位数の上限に関する規則3条3項1号で人文社会科学部が指定する科目は、教職専門科目Ⅰ及び教職専門科目Ⅱとする。

附 則

- 1 この内規は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度以前に入学した学生については、この規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

7 留学生科目に関する申合せ

平成24年11月8日制定

平成25年10月3日一部改正

大学教育センター会議

この申合せは、静岡大学全学教育科目規定別表Ⅰ（第4条関係）に規定する、留学生科目の修得単位の振替及び履修に関し、必要な事項を申し合わせる。

1 日本語について

- (1) 日本語Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ及びⅥは留学生対象の科目とし、修得した単位は英語（1単位科目及び2単位科目）、初修外国語（1単位科目及び2単位科目）又は現代教養科目の単位として振替えることができる。
- (2) 一定以上の日本語運用能力を有していると授業担当者が認定した場合を除いて、留学生は日本語Ⅰ、Ⅱ及びⅢの3科目を履修するものとする。（履修を希望しない場合は、必ず授業担当者の認定を受けなければならない。）
- (3) 留学生以外の学生は履修できない。

2 日本事情について

- (1) 日本事情は、原則として留学生対象の科目とし、修得した単位は現代教養科目の単位として振替えることができる。
- (2) 授業担当者が特に認めた場合は、留学生以外の学生も履修することができ、修得した単位は、学際科目の単位として振替えることができる。

附 則

- 1 この申合せは、平成25年4月1日から実施する。
- 2 平成24年度以前に入学した学生については、この申合せの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この申合せは、平成26年4月1日から実施する。
- 2 平成25年度以前に入学した学生については、この申合せの規定にかかわらず、なお従前の例による。

8 夜間主コース学生の昼間コース開講の教養科目の履修及び修得単位に関する内規

平成24年12月13日制定

静岡大学人文社会科学部規則第8条第4項が「別に定める」と規定する、昼間コース開講の教養科目の履修及び修得単位の扱いは、次のとおりとする。

1. 英語

夜間主コース学生は、昼間コース開講科目を履修することができない。

2. 初修外国語

- (1) 夜間主コース学生は、夜間主コース開講の初修外国語科目を必ず履修し、所要の単位を修得しなければならない。
- (2) 夜間主コース学生は、2年次以降、昼間コース開講の初修外国語（夜間主コース開講のものと同一の言語をのぞく）の各科目の受講定員に余裕があり、担当教員が受講を認める場合に、これらの科目を履修することができる。修得した単位は、選択科目として卒業所要単位に算入する。
- (3) 昼間コース開講科目の履修要件は、夜間主コースの学生にも適用される。昼間コースの初修外国語科目は、必修2科目、指定2科目の計4科目の履修を前提とするため、これら4科目全てを履修することが望ましい。

3. 個別分野科目、学際科目、教職教養科目

- (1) 夜間主コース学生は、昼間コース開講科目と同一の授業科目が夜間主コースで開講されていない年度にかぎり、受講定員に余裕があり、担当教員が受講を認める場合に、当該昼間コース開講科目を履修することができる。ただし、個別分野科目のうち、「日本国憲法」は、履修することができない。
- (2) (1)により修得した単位は、必修または選択科目として卒業所要単位に算入する。

4. 新入生セミナー、情報処理、健康体育、キャリア形成科目

夜間主コース学生は、昼間コース開講科目を履修することができない。

附 則

1. この規則は、平成25年4月1日から施行する。
2. 平成24年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。

9 夜間主コース学生の昼間コース開講の専門科目の履修及び修得単位に関する内規

平成24年12月13日制定

静岡大学人文社会科学部規則第8条第3項が「別に定める」と規定する、昼間コース開講の法学科及び経済学科の専門科目の履修及び修得単位の扱いは、次のとおりとする。

1. 卒業所要単位の上限、卒業所要単位算入の対象となる学科専門科目、配当年次
 - (1) 夜間主コース学生は、法学科及び経済学科の昼間コースで開講される学科専門科目を履修し、修得した単位を60単位まで卒業所要単位に算入することができる。ただし、演習もしくは実習形式の科目は卒業所要単位に算入することができない。
 - (2) 昼間コースの学科専門科目の配当年次に達しない年次の夜間主コース学生は、当該科目を履修することができない。
2. 同一年度に昼間コース及び夜間主コースで同一の学科専門科目が開講される場合の扱い
 - (1) 同一年度に昼間コース及び夜間主コースで同一の学科専門科目が開講される場合であっても、昼間コースの科目を履修することができる。
 - (2) 同一年度に昼間コース及び夜間主コースで開講される同一科目の双方を履修登録することができる。ただし、履修登録の時期が異なり、最初に登録した科目の評価が「不可」、「その他」である場合に限る。
3. 社会学科及び言語文化学科の学科専門科目
 - (1) 社会学科及び言語文化学科の学科専門科目は、履修することができない。ただし、担当教員が許可した場合をのぞく。
 - (2) (1)により修得した単位は、卒業所要単位に算入することができない。
4. 学部共通専門科目
夜間主コース学生は、学部共通専門科目を履修することができない。

附 則

1. この規則は、平成25年4月1日から施行する。
2. 平成24年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。

10 教員免許状取得に関する単位履修要領

平成18年3月9日（全部改正）

1. 学科課程と教職課程

学科ごとに取得できる免許状は

社会学科

中学校教諭一種免許状（社会），高等学校教諭一種免許状（地理歴史），高等学校教諭免許状（公民）

言語文化学科

中学校教諭一種免許状（国語），高等学校教諭一種免許状（国語）

中学校教諭一種免許状（英語），高等学校教諭一種免許状（英語）

中学校教諭一種免許状（ドイツ語），高等学校教諭一種免許状（ドイツ語）

中学校教諭一種免許状（フランス語），高等学校教諭一種免許状（フランス語）

中学校教諭一種免許状（中国語），高等学校教諭一種免許状（中国語）

法学科及び経済学科

（昼間コース）

中学校教諭一種免許状（社会），高等学校教諭一種免許状（公民）

（夜間主コース）

中学校教諭一種免許状（社会），高等学校教諭一種免許状（公民）

2. 単位修得方法

1）教育免許法第5条別表第一備考第4号に定める科目

教育免許状を取得する場合に必要な単位を本学では，下記のとおり開講しているので所定の科目を履修すること。（教育職員免許法施行規則第66条の6）

昼間コース

日本国憲法（2単位），健康体育Ⅰ（1単位），健康体育Ⅱ（1単位），情報処理（2単位），英語コミュニケーションⅠは，必修。英語コミュニケーションⅡ，英語ディスカッション，英語インテンシブA，英語インテンシブB，英語海外研修A，英語海外研修Bのうち，1科目を選択必修。

夜間主コース

憲法総論・統治機構（2単位），健康体育Ⅰ（1単位），健康体育Ⅱ（1単位），情報処理（2単位），英語コミュニケーションAの5科目必修。英語コミュニケーションB，英語海外研修A，英語海外研修Bのうち，1科目を選択必修。

※ 免許状を取得しようとする場合は，健康体育Ⅰ及び健康体育Ⅱは2年次までに修得すること。

2）教育免許法第5条別表第一に定める「教職に関する科目」については，下表のとおり所定の科目を履修すること。

授 業 科 目	高等学校教諭 一種免許状	中学校教諭 一種免許状	年次	履修方法	教職員免許法施行規則 第6条に定める科目	
教 職 入 門Ⅰ	◎1単位	◎1単位	2		教職の意義等に関する科目	
教 職 入 門Ⅱ	◎1単位	◎1単位	3			
教 育 の 原 理	◎2単位	◎2単位	2～4		教育の基礎理論に関する科目	
発 達 と 学 習	◎2単位	◎2単位	2～4			
教 育 と 社 会	◎2単位	◎2単位	2～4			
教育課程の意義及び 編成の方法	◎1単位	◎1単位	3～4		教育課程及び指導法に関する 科目	
教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の 活用を含む)	◎1単位	◎1単位	3～4			
国 語 科 教 育 法Ⅱ	2単位	2単位	2	取得する免 許の教科ご とに高等学 校教諭一種 免許状では 4単位、中 学校教諭の 一種免許状 では6単位 を 選 択 必 修。 社会科教育 法を選択す る場合は、 同教育法Ⅱ は必ず修得 すること。		
国 語 科 教 育 法Ⅲ	2単位	2単位	2			
国 語 科 教 育 法Ⅳ		2単位	3			
社 会 科 教 育 法Ⅱ	2単位	2単位	2			
社会科教育法Ⅲ(地歴)		2単位	2			
社会科教育法Ⅳ(公民)	2単位	2単位	2			
英 語 科 教 育 法Ⅱ	2単位	2単位	2			
英 語 科 教 育 法Ⅲ	2単位	2単位	2			
英 語 科 教 育 法Ⅳ		2単位	3			
ドイツ語教育法Ⅱ	2単位	2単位	3			
ドイツ語教育法Ⅲ	2単位	2単位	3			
ドイツ語教育法Ⅳ		2単位	3			
フランス語教育法Ⅱ	2単位	2単位	3			
フランス語教育法Ⅲ	2単位	2単位	3			
フランス語教育法Ⅳ		2単位	3			
中国語教育法Ⅱ	2単位	2単位	3			
中国語教育法Ⅲ	2単位	2単位	3			
中国語教育法Ⅳ		2単位	3			
道 徳 指 導 論		◎2単位	2～3			
特 別 活 動 論	◎2単位	◎2単位	3			
生徒指導(進路指導の 理論及び方法を含む)	◎2単位	◎2単位	3		生徒指導、教育相談及び進路 指導等に関する科目	
教 育 相 談	◎2単位	◎2単位	3			
教職実践演習(中・高)	◎2単位	◎2単位	4		教職実践演習	
教 育 実 習	◎2単位	◎4単位	3～4		教育実習	
教育実習事前・事後指導	◎1単位	◎1単位	2～4			

* ◎印は必修科目

* 上記以外に、中学校免許状授与には、介護等体験（社会福祉施設5日間、盲・聾・養護学校2日間）が必要です。

3) 教育免許法第5条別表第一に定める「教科に関する科目」については、次ページ以降の『教員免許状取得に関する「教科に関する科目一覧」』を参照し、各学科の教育課程で必修となっている科目及び選択科目に○印がつく科目は必ず履修すること。なお、各免許教科ごとに免許法施行規則に定める科目区分の履修方法は施行規則（抜粋）を掲載しておくので参照すること。

人文社会科学部においては、別表第一（5条関係）に定める単位数のうち、「教科又は教職に関する科目」の単位数について、「教科に関する科目」の単位のみで修得することが望ましい。

免許状の種類	人文学部における最低取得単位数	
	教科に関する科目	教職に関する科目
中学校教諭一種免許状	28 ※	31
高等学校教諭一種免許状	36 ※	25

※「教科又は教職に関する科目」の単位数を含みます。

4) 教職実践演習履修に関する注意事項

「教職実践演習（中・高）」は4年次後期に開講する。履修に当たっては、当該年度の教員採用試験の受験が義務付けられているので、履修登録の際に併せて教員採用試験の受験票を学務係に提出すること。受験票は学務係で確認後、返却する（受験票の提出がない場合は履修登録をすることができないので、注意すること）。

なお、当該年度の教員採用試験を受験しない場合は、将来教員になることの意味確認書の提出をもって、受験票の提出に代えることができる。意味確認書の書式等については、学務係に問い合わせること。

5) 教育実習の履修方法に関する注意事項

教育実習は、3年次に2週間、4年次に2週間の実習を行うことを原則とする。教育実習は出身高等学校や中学校でお願いすることになるので、所要の手続きを怠らないよう教育実習ガイダンスや事前・事後指導の際は、必ず出席すること。理由も無く欠席した場合は、以後の実習関係の手続きは行わないので十分注意すること。

3. 補足事項

1) 編入学生の教職免許取得にかかる科目の履修

ア 編入学生は、時間割の都合により教職に関する科目や教科に関する科目が重なり、2年間で全ての十分な履修が困難な場合もあるので、綿密な履修計画をたてるなどにより、不足の単位を生じないようにすること。また、入学時のガイダンスには必ず出席すること。

イ 単位認定の科目がある場合など本学でその一部を履修する場合は、学務係や関係機関に相談すること。

2) 教育実習に関する最初のガイダンスは、2年生の4月に行うので、必ず出席すること。

4. 関係規則（抜粋）

1) 免許法別表第一（第5条関係）

大学における単位の履修

免許状の種類	基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数		
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
中学校教諭一種免許状	学士の学位を有すること	20	31	8
高等学校教諭一種免許状	学士の学位を有すること	20	23	16

2) 教育職員免許法施行規則（第3条関係）

免許法別表第1（5条関係）に規定する中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の履修方法

免許教科	教科に関する科目	最低単位数
国語	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。） 1単位以上	20単位以上
	国文学（国文学史を含む。） 1単位以上	
	漢文学 1単位以上	
	書道（書写を中心とする。） 1単位以上	
社会	日本史及び外国史 1単位以上	20単位以上
	地理学（地誌を含む。） 1単位以上	
	「法学，政治学」 1単位以上	
	「社会学，経済学」 1単位以上	
	「哲学，倫理学，宗教学」 1単位以上	
英語	英語学 1単位以上	20単位以上
	英米文学 1単位以上	
	英語コミュニケーション 1単位以上	
	異文化理解 1単位以上	

3) 教育職員免許法施行規則（第4条関係）

免許法別表第1（5条関係）に規定する高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の
教科に関する科目の単位の履修の方法

免許教科	教 科 に 関 す る 科 目	最低単位数
国 語	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。） 1 単位以上	20単位以上
	国文学（国文学史を含む。） 1 単位以上	
	漢文学 1 単位以上	
地 理 歴 史	日本史 1 単位以上	20単位以上
	外国史 1 単位以上	
	人文地理学及び自然地理学 1 単位以上	
	地誌 1 単位以上	
公 民	「法学（国際法を含む。）,政治学（国際政治含む。）」 1 単位以上	20単位以上
	「社会学，経済学（国際経済を含む。）」 1 単位以上	
	「哲学，倫理学，宗教学，心理学」 1 単位以上	
英 語	英語学 1 単位以上	20単位以上
	英米文学 1 単位以上	
	英語コミュニケーション 1 単位以上	
	異文化理解 1 単位以上	

外国語（ドイツ語，フランス語，中国語）の場合は，英語の場合に準ずる。

教員免許状取得に関する「教科に関する科目」一覧

(注) 授業科目の左の○印は、教員免許状を取得する場合の必修科目を表している。「履修方法」の欄に記されているのは、他学科の開講科目を履修する場合や、科目の内容についておよその枠組みがある場合についてである。

社 会 学 科		免 許 状 の 種 類		
		中一種免（社会）		
免許法施行規則に定める科目区分				
科 目	開 設 授 業 科 目	単位数	履 修 方 法	
日 本 史 及 び 外 国 史	○歴 史 学 概 論	2		
	○日 本 史 概 論	2		
	○外 国 史 概 論	2		
	日 本 史 概 説	2		
	日 本 中 世 社 会 史	2		
	日 本 中 世 文 化 史	2		
	日 本 近 世 社 会 史	2		
	日 本 近 世 地 域 史	2		
	考 古 学 概 論	2		
	考 古 学 概 説	2		
	農 耕 文 化 論	2		
	農 耕 社 会 論	2		
	先 史 文 化 論	2		
	先 史 社 会 論	2		
	ア ジ ア 史 概 説	2		
	ア ジ ア 文 明 史Ⅰ	2		
	ア ジ ア 文 明 史Ⅱ	2		
	ア ジ ア 社 会 史Ⅰ	2		
	ア ジ ア 社 会 史Ⅱ	2		
	西 洋 史 概 説	2		
	ヨ ー ロ ッ パ 文 明 史Ⅰ	2		
	ヨ ー ロ ッ パ 文 明 史Ⅱ	2		
	西 洋 社 会 史Ⅰ	2		
	西 洋 社 会 史Ⅱ	2		
地 理 学（地誌を含む。）	○人 文 地 理 学	2		
	○自 然 地 理 学	2		
	○地 誌 学	2		

免許法施行規則に定める科目区分				
科	目	開設授業科目	単位数	履修方法
「法律学，政治学」		憲法総論・統治機構	2	法学科 法学科 学部共通専門科目
		法学入門	2	
		○政治学概論	2	
「社会学，経済学」		○社会学概論	2	
		○文化人類学概論	2	
		社会学基礎理論Ⅰ	2	
		社会学基礎理論Ⅱ	2	
		福祉社会学	2	
		自己と関係の社会学	2	
		ジェンダー社会学	2	
		教育現象の社会学	2	
		共生の社会学	2	
		環境社会学	2	
		仕事の社会学	2	
		ケアの社会学	2	
		家族社会学	2	
		文化人類学入門	2	
		文化人類学学説史Ⅰ	2	
		文化人類学学説史Ⅱ	2	
		地域社会論Ⅰ	2	
		地域社会論Ⅱ	2	
		現代文化論Ⅰ	2	
		現代文化論Ⅱ	2	
		民族文化論Ⅰ	2	
		民族文化論Ⅱ	2	
		人間環境論Ⅰ	2	
		人間環境論Ⅱ	2	
「哲学，倫理学，宗教学」		○人間学概論	2	
		哲学の歴史Ⅰ	2	
		○哲学概論	2	
		日本宗教思想	2	
		哲学の歴史Ⅱ	2	
		日本思想概説	2	
		言葉と論理	2	
		倫理学基礎論	2	
		芸術文化思想	2	

社 会 学 科	免 許 状 の 種 類		
	高一種免（公民）		
免許法施行規則に定める科目区分			
科 目	開 設 授 業 科 目	単位数	履 修 方 法
「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む）」	憲法総論・統治機構	2	法 学 科
	法 学 入 門	2	法 学 科
	○政 治 学 概 論	2	学部共通専門科目
	国 際 法	4	法 学 科
	国 際 政 治	4	法 学 科
「社会学，経済学（国際政治を含む。）」	○社 会 学 概 論	2	
	○文 化 人 類 学 概 論	2	
	社会学基礎理論Ⅰ	2	
	社会学基礎理論Ⅱ	2	
	福祉社会学	2	
	自己と関係の社会学	2	
	ジェンダー社会学	2	
	教育現象の社会学	2	
	共生の社会学	2	
	環境社会学	2	
	仕事の社会学	2	
	ケアの社会学	2	
	家族社会学	2	
	文化人類学入門	2	
	文化人類学学説史Ⅰ	2	
	文化人類学学説史Ⅱ	2	
	地域社会論Ⅰ	2	
	地域社会論Ⅱ	2	
	現代文化論Ⅰ	2	
	現代文化論Ⅱ	2	
	民族文化論Ⅰ	2	
	民族文化論Ⅱ	2	
	人間環境論Ⅰ	2	
	人間環境論Ⅱ	2	
「哲学，倫理学，宗教学，心理学」	○人 間 学 概 論	2	
	哲 学 の 歴 史 Ⅰ	2	
	○哲 学 概 論	2	
	日 本 宗 教 思 想	2	
	哲 学 の 歴 史 Ⅱ	2	

免許法施行規則に定める科目区分				
科	目	開設授業科目	単位数	履修方法
		日本思想概説	2	
		言葉と論理	2	
		倫理学基礎論	2	
		芸術文化思想	2	
		○心理学概論	2	
		基礎心理学	2	
		神経心理学	2	
		社会心理学Ⅰ	2	
		社会心理学Ⅱ	2	
		臨床社会心理学Ⅰ	2	
		臨床社会心理学Ⅱ	2	
		発達心理学Ⅰ	2	
		発達心理学Ⅱ	2	
		発達臨床心理学Ⅰ	2	
		発達臨床心理学Ⅱ	2	
		人格心理学Ⅰ	2	
		人格心理学Ⅱ	2	
		臨床心理学Ⅰ	2	
		臨床心理学Ⅱ	2	
		異常心理学Ⅰ	2	
		異常心理学Ⅱ	2	

社 会 学 科		免 許 状 の 種 類			
		高一種免（地理歴史）			
免許法施行規則に定める科目区分					
科	目	開 設 授 業 科 目	単位数	履 修 方 法	
日	本	史	○歴 史 学 概 論 ○日 本 史 概 論 日 本 史 概 説 日 本 中 世 社 会 史 日 本 中 世 文 化 史 日 本 近 世 社 会 史 日 本 近 世 地 域 史 考 古 学 概 論 考 古 学 概 説 農 耕 文 化 論 農 耕 社 会 論 先 史 文 化 論 先 史 社 会 論	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
外	国	史	○外 国 史 概 論 ア ジ ア 史 概 説 ア ジ ア 文 明 史Ⅰ ア ジ ア 文 明 史Ⅱ ア ジ ア 社 会 史Ⅰ ア ジ ア 社 会 史Ⅱ 西 洋 史 概 説 ヨ ー ロ ッ パ 文 明 史Ⅰ ヨ ー ロ ッ パ 文 明 史Ⅱ 西 洋 社 会 史Ⅰ 西 洋 社 会 史Ⅱ	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
人文地理学及び自然地理学		○人 文 地 理 学 ○自 然 地 理 学	2 2		
地	誌	○地 誌 学	2		

言語文化学科 (国語コース)		免許状の種類		
		中一種免(国語) 高一種免(国語)		
免許法施行規則に定める科目区分				
科目	開設授業科目	単位数	履修方法	
国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。)	○日本語学概論Ⅰ	2	音声言語及び文章表現を含む 音声言語及び文章表現を含む 音 声 学 国 文 法 国 語 史	
	○日本語学概論Ⅱ	2		
	日本語文化各論Ⅳ	2		
	日本語文化基礎講読Ⅴ	2		
	日本語文化基礎講読Ⅵ	2		
	日本語学演習Ⅰ	4		
	日本語学演習Ⅱ	4		
国文学(国文学史を含む。)	○日本文学概論Ⅰ	2	国文学史を含む 国文学史を含む	
	○日本文学概論Ⅱ	2		
	日本文学史Ⅰ	2	日本の古典文学 日本の近代文学 日本の文学と思想 日本の文学と文化 名作解釈の理論 古典文学読解 近代文学読解 古典文学の解釈と鑑賞 近代文学の解釈と鑑賞	
	日本文学史Ⅱ	2		
	日本文学史Ⅲ	2		
	日本文学史Ⅳ	2		
	日本語文化各論Ⅰ	2		
	日本語文化各論Ⅱ	2		
	日本語文化各論Ⅲ	2		
	日本語文化各論Ⅴ	2		
	日本語文化各論Ⅵ	2		
	日本語文化基礎講読Ⅰ	2		
	日本語文化基礎講読Ⅱ	2		
	日本語文化基礎講読Ⅲ	2		
	日本語文化基礎講読Ⅳ	2		
	日本文学講読Ⅰ	4	名作解釈の実践	
	日本文学講読Ⅱ	2		
	日本文学講読Ⅲ	2		
	日本文学講読Ⅳ	2		
	日本語文化基礎演習	4		
	日本文学演習Ⅰ	4		
	日本文学演習Ⅱ	4		
	日本文学演習Ⅲ	4		
	日本文学演習Ⅳ	4		
漢文学	○中国文学概論Ⅰ	2	漢文学を含む	
	中国文学史Ⅰ	2		
	中国言語文化講読Ⅳ	2		

免許法施行規則に定める科目区分				
科	目	開設授業科目	単位数	履修方法
		中国言語文化基礎演習Ⅲ	2	
		中国言語文化演習Ⅳ	2	
		中国言語文化各論Ⅴ	2	
		中国言語文化各論Ⅵ	2	
書道（書写を中心とする。）	○書道Ⅰ		2	中学校のみ
	○書道Ⅱ		2	中学校のみ

言語文化学科 (英語コース)		免許状の種類		
		中一種免(英語) 高一種免(英語)		
免許法施行規則に定める科目区分				
科目	開設授業科目	単位数	履修方法	
英語学	○英語学概論Ⅰ ○英語学概論Ⅱ 英語史 英語学各論Ⅰ 英語学各論Ⅱ 英語学基礎読解Ⅰ 英語学基礎読解Ⅱ 英語学読解Ⅰ 英語学読解Ⅱ	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		
英米文学	○英米文学史Ⅰ ○英米文学史Ⅱ イギリス文学文化各論Ⅰ アメリカ文学文化各論Ⅰ イギリス文学文化基礎読解Ⅰ アメリカ文学文化基礎読解Ⅰ イギリス文学文化読解Ⅰ アメリカ文学文化読解Ⅰ	2 2 2 2 2 2 2 2		
英語コミュニケーション	オーラル・イングリッシュⅠ オーラル・イングリッシュⅡ ○英語表現法Ⅰ ○英語表現法Ⅱ 英語プレゼンテーションⅠ 英語プレゼンテーションⅡ アカデミックライティングⅠ アカデミックライティングⅡ 専門英語基礎Ⅰ 専門英語基礎Ⅱ	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		
異文化理解	○英米言語文化基礎論 ○英米事情 イギリス文学文化各論Ⅱ アメリカ文学文化各論Ⅱ イギリス文学文化基礎読解Ⅱ アメリカ文学文化基礎読解Ⅱ イギリス文学文化読解Ⅱ アメリカ文学文化読解Ⅱ 比較文化概論Ⅱ	2 2 2 2 2 2 2 2 2 4	比較文化を含む 英語圏を中心に	

言語文化学科 (ドイツ語コース)		免許状の種類		
		中一種免(ドイツ語) 高一種免(ドイツ語)		
免許法施行規則に定める科目区分				
科目	開設授業科目	単位数	履修方法	
ドイツ語学	○ドイツ語学概論	4	選択科目から6単位以上選択必修	
	ドイツ語音声学	2		
	ドイツ語史	2		
	ドイツ言語文化各論Ⅲ	4		
	ドイツ言語文化各論Ⅳ	2	接続法 体験話法 ドイツ語の読解力 不変化詞 独現代文化と社会	
	ドイツ言語文化基礎演習Ⅱ	4		
	ドイツ言語文化演習Ⅲ	4		
	ドイツ言語文化講読Ⅰ	4		
ドイツ文学	○ドイツ文学概論	4	ドイツ詩論 現代独文学 文学理論 古典文学 抒情詩講読 近代文学	
	ドイツ文学史Ⅰ	4		
	ドイツ文学史Ⅱ	4		
	ドイツ文学演習Ⅰ	4		
	ドイツ文学演習Ⅱ	4		
	ドイツ言語文化各論Ⅰ	4		
	ドイツ言語文化各論Ⅱ	4		
	ドイツ言語文化各論Ⅴ	2		
	ドイツ言語文化基礎演習Ⅰ	4		
	ドイツ言語文化演習Ⅰ	4		
	ドイツ言語文化演習Ⅱ	4		
ドイツ語コミュニケーション	○独会話・作文Ⅰ	2		
	独会話・作文Ⅱ	2		
	独会話・作文Ⅲ	2		
	独会話・作文Ⅳ	2		
	ドイツ語表現法Ⅰ	2		
	ドイツ語表現法Ⅱ	2		
	ドイツ語表現法Ⅲ	2		
	ドイツ語コミュニケーション論Ⅰ	2		
	ドイツ語コミュニケーション論Ⅱ	2		
異文化理解	○ドイツ事情Ⅰ	4		
	ドイツ事情Ⅱ	4		
	ドイツ事情Ⅲ	2		
	ドイツ事情Ⅳ	2		
	ドイツ言語文化講読Ⅱ	4		
	ドイツ言語文化各論Ⅵ	2		
	比較文化概論Ⅲ	4		

言語文化学科 (フランス語コース)		免許状の種類		
		中一種免（フランス語） 高一種免（フランス語）		
免許法施行規則に定める科目区分				
科目	開設授業科目	単位数	履修方法	
フランス語学	○フランス語学概論	4		
	フランス言語文化演習Ⅰ	2		
	フランス言語文化演習Ⅱ	2		
	フランス言語文化演習Ⅲ	2		
	フランス言語文化演習Ⅳ	2		
	フランス言語文化演習Ⅴ	2		
	フランス言語文化演習Ⅵ	2		
	フランス言語文化基礎演習Ⅲ	2		
	フランス言語文化基礎演習Ⅳ	2		
フランス文学	○フランス文学概論Ⅰ	2		
	○フランス文学概論Ⅱ	2		
	フランス文学演習Ⅰ	2		
	フランス文学演習Ⅱ	2		
	フランス文学演習Ⅲ	2		
	フランス文学演習Ⅳ	2		
	フランス文学演習Ⅴ	2		
	フランス文学演習Ⅵ	2		
	フランス言語文化各論Ⅰ	2		
	フランス言語文化各論Ⅱ	2		
	フランス言語文化各論Ⅲ	2		
	フランス言語文化各論Ⅳ	2		
	フランス言語文化各論Ⅴ	2		
	フランス言語文化各論Ⅵ	2		
	フランス言語文化特論Ⅰ	2		
	フランス言語文化特論Ⅱ	2		
	フランス言語文化特論Ⅲ	2		
	フランス言語文化特論Ⅳ	2		
	フランス言語文化特論Ⅴ	2		
	フランス言語文化特論Ⅵ	2		
	フランス言語文化基礎演習Ⅰ	2		
	フランス言語文化基礎演習Ⅱ	2		

免許法施行規則に定める科目区分				
科	目	開設授業科目	単位数	履修方法
フランス語コミュニケーション		○仏会話・作文Ⅰ	2	
		仏会話・作文Ⅱ	2	
		仏会話・作文Ⅲ	2	
		仏会話・作文Ⅳ	2	
		フランス語コミュニケーション論Ⅰ	2	
		フランス語コミュニケーション論Ⅱ	2	
異文化理解		○フランス事情Ⅰ	2	
		○フランス事情Ⅱ	2	
		フランス事情Ⅲ	2	
		フランス事情Ⅳ	2	

言語文化学科 (中国語コース)	免許状の種類		
	中一種免(中国語) 高一種免(中国語)		
免許法施行規則に定める科目区分			
科目	開設授業科目	単位数	履修方法
中国語学	○中国語学概論	4	音声学を含む 北京語の成立と発展 談話・文章と情報伝達 言葉と社会・文化 言葉の構造と意味 中・日語の対照分析 音声と文章の相関性
	中国語史	2	
	中国言語文化各論Ⅰ	2	
	中国言語文化各論Ⅱ	2	
	中国言語文化講読Ⅰ	2	
	中国言語文化講読Ⅱ	2	
	中国言語文化演習Ⅰ	4	
	中国言語文化演習Ⅱ	2	
中国文学	○中国文学概論Ⅱ	2	古典中国語入門 中国の文化 中国近現代文学 中国の思想 中国現代文学翻訳 中国の古典文学
	中国文学史Ⅱ	2	
	中国言語文化基礎講読Ⅲ	2	
	中国言語文化各論Ⅲ	2	
	中国言語文化講読Ⅲ	2	
	中国言語文化講読Ⅴ	2	
	中国言語文化演習Ⅲ	2	
	中国言語文化演習Ⅴ	2	
中国語コミュニケーション	○中国語会話・作文Ⅰ	2	
	中国語会話・作文Ⅱ	2	
	中国言語文化基礎演習Ⅰ	2	
	中国言語文化基礎演習Ⅱ	2	
	中国語コミュニケーション論	2	
異文化理解	○中国事情	2	
	日本・アジア言語文化基礎論Ⅱ	2	

法 学 科 (昼 間 コ ー ス)	免 許 状 の 種 類		
	中一種免 (社会)		
免許法施行規則に定める科目区分			
科 目	開 設 授 業 科 目	単位数	履 修 方 法
日 本 史 及 び 外 国 史	法 制 史 I	2	社 会 学 科 社 会 学 科 社 会 学 科 社 会 学 科 社 会 学 科 社 会 学 科 社 会 学 科 社 会 学 科
	法 制 史 II	2	
	国 際 政 治 史	4	
	歴 史 学 概 論	2	
	○日 本 史 概 論	2	
	○外 国 史 概 論	2	
	日 本 史 概 説	2	
	ア ジ ア 史 概 説	2	
	西 洋 史 概 説	2	社 会 学 科
地 理 学 (地 誌 を 含 む 。)	○人 文 地 理 学	2	社 会 学 科 社 会 学 科 社 会 学 科
	○自 然 地 理 学	2	
	○地 誌 学	2	
「 法 律 学 , 政 治 学 」	法 学 入 門	2	社 会 学 科 社 会 学 科
	○政 治 学 I	2	
	○政 治 学 II	2	
	憲 法 総 論 ・ 統 治 機 構	2	
	人 権 総 論	2	
	民 法 総 論	4	
	刑 法 総 論 I	2	
	刑 法 総 論 II	2	
	刑 法 各 論 I	2	
	刑 法 各 論 II	2	
	行 政 法 総 論	2	
	行 政 作 用 法	2	
	国 際 法	4	
	債 権 総 論 I	2	
	債 権 総 論 II	2	
	債 権 各 論	2	
	不 法 行 為 法	2	
	会 社 法	4	
	人 権 各 論	2	
	行 政 救 済 法	2	
	刑 事 訴 訟 法 I	2	
	刑 事 訴 訟 法 II	2	

免許法施行規則に定める科目区分			
科	目	開設授業科目	履修方法
		刑事政策 2 国際人権法 2 親族・相続法 2 物権総論 2 担保物権法 2 民事訴訟法 4 知的財産法 2 労働法 4 社会保険法 4 行政学 4 比較政治Ⅰ 2 比較政治Ⅱ 2 政治過程論 2 国際政治 4 国際関係論 4 地方自治論 2	
「社会学，経済学」		○法社会学 2 ○経済法 2 国際経済法 2 税法 2 商法総則・商行為法 2 手形小切手法 2 金融商品取引法 2 保険法 2	
「哲学，倫理学，宗教学」		○政治思想Ⅰ 2 ○法哲学 2	

法 学 科 (昼 間 コ ー ス)		免 許 状 の 種 類		
		高一種免（公民）		
免許法施行規則に定める科目区分				
科 目	開 設 授 業 科 目	単位数	履 修 方 法	
「法律学（国際法を含む。）, 政治学（国際政治を含む。）」	法 学 入 門	2	国際政治を含む	
	○政 治 学 I	2		
	○政 治 学 II	2		
	憲法総論・統治機構	2		
	人 権 総 論	2		
	民 法 総 論	4		
	刑 法 総 論 I	2		
	刑 法 総 論 II	2		
	刑 法 各 論 I	2		
	刑 法 各 論 II	2		
	行 政 法 総 論	2		
	行 政 作 用 法	2		
	国 際 法	4		
	債 権 総 論 I	2		
	債 権 総 論 II	2		
	債 権 各 論	2		
	不 法 行 為 法	2		
	会 社 法	4		
	人 権 各 論	2		
	行 政 救 済 法	2		
	刑 事 訴 訟 法 I	2		
	刑 事 訴 訟 法 II	2		
	刑 事 政 策	2		
	国 際 人 権 法	2		
	親 族 ・ 相 続 法	2		
	物 権 総 論	2		
	担 保 物 権 法	2		
	民 事 訴 訟 法	4		
	知 的 財 産 法	2		
	労 働 法	4		
	社 会 保 障 法	4		
	行 政 学	4		
	比 較 政 治 I	2		
	比 較 政 治 II	2		
	政 治 過 程 論	2		

免許法施行規則に定める科目区分				
科	目	開設授業科目	単位数	履修方法
		国 際 政 治 国 際 関 係 論 地 方 自 治 論	4 4 2	
「社会学，経済学（国際経済を含む。）」		○法 社 会 学 ○経 済 法 国 際 経 済 法 税 法 商 法 総 則 ・ 商 行 為 法 手 形 小 切 手 法 金 融 商 品 取 引 法 保 険 法	2 2 2 2 2 2 2	
「哲学，倫理学，宗教学，心理学」		哲 学 概 論 応 用 倫 理 学 社 会 心 理 学 I 人 格 心 理 学 I 発 達 心 理 学 I ○政 治 思 想 I ○法 哲 学	2 2 2 2 2 2 2	社 会 学 科 社 会 学 科 社 会 学 科 社 会 学 科 社 会 学 科 社 会 学 科 社 会 学 科

法 学 科 (夜 間 主 コ ー ス)		免 許 状 の 種 類		
		中一種免（社会）		
免許法施行規則に定める科目区分				
科 目	開 設 授 業 科 目	単位数	履 修 方 法	
日 本 史 及 び 外 国 史	法 制 史 I	2	社 会 学 科 社 会 学 科 社 会 学 科 社 会 学 科 社 会 学 科	
	法 制 史 II	2		
	歴 史 学 概 論	2		
	○日 本 史 概 論	2		
	○外 国 史 概 論	2		
	日 本 史 概 説	2		
	ア ジ ア 史 概 説	2		
	西 洋 史 概 説	2		
地 理 学 （地誌を含む。）	○人 文 地 理 学	2	社 会 学 科	
	○自 然 地 理 学	2	社 会 学 科	
	○地 誌 学	2	社 会 学 科	
「 法 律 学 , 政 治 学 」	法 学 入 門	2		
	憲 法 総 論 ・ 統 治 機 構	2		
	○政 治 学 I	2		
	○政 治 学 II	2		
	人 権 総 論	2		
	民 法 総 論	4		
	刑 法 総 論 I	2		
	刑 法 総 論 II	2		
	刑 法 各 論 I	2		
	刑 法 各 論 II	2		
	行 政 法 I	2		
	行 政 法 II	2		
	国 際 法	4		
	刑 事 訴 訟 法 I	2		
	刑 事 訴 訟 法 II	2		
	刑 事 政 策	2		
	国 際 人 権 法	2		
	債 権 総 論 I	2		
	債 権 総 論 II	2		
	債 権 各 論	2		
	親 族 ・ 相 続 法	2		
	物 権 総 論	2		
	担 保 物 権 法	2		

免許法施行規則に定める科目区分				
科	目	開設授業科目	単位数	履修方法
		不法行為法 民事訴訟法 会社法 知的財産法 労働法 社会保障法 国際政治	2 4 4 2 4 4 4	
「社会学， 経済学」		○法社会学 ○経済法 国際経済法 税法 商法総則・商行為法 手形小切手法 金融商品取引法 保険	2 2 2 2 2 2 2	
「哲学， 倫理学， 宗教学」		○政治思想 I ○法哲学	2 2	

法 学 科 (夜 間 主 コ ー ス)		免 許 状 の 種 類	
		高一種免 (公民)	
免許法施行規則に定める科目区分			
科 目	開 設 授 業 科 目	単位数	履 修 方 法
「法律学 (国際法を含む。), 政治学 (国際政治を含む。)」	法 学 入 門	2	国際政治を含む
	憲法総論・統治機構	2	
	○政 治 学 I	2	
	○政 治 学 II	2	
	人 権 総 論	2	
	民 法 総 論	4	
	刑 法 総 論 I	2	
	刑 法 総 論 II	2	
	刑 法 各 論 I	2	
	刑 法 各 論 II	2	
	行 政 法 I	2	
	行 政 法 II	2	
	国 際 法	4	
	刑 事 訴 訟 法 I	2	
	刑 事 訴 訟 法 II	2	
	刑 事 政 策	2	
	国 際 人 権 法	2	
	債 権 総 論 I	2	
	債 権 総 論 II	2	
	債 権 各 論	2	
	親 族 ・ 相 続 法	2	
	物 権 総 論	2	
	担 保 物 権 法	2	
	不 法 行 為 法	2	
	民 事 訴 訟 法	4	
	会 社 法	4	
	知 的 財 産 法	2	
	労 働 法	4	
	社 会 保 障 法	4	
	国 際 政 治	4	
「社会学, 経済学 (国際経済を含む。)」	○法 社 会 学	2	
	○経 済 法	2	
	国 際 経 済 法	2	
	税 法	2	
	商 法 総 則 ・ 商 行 為 法	2	

免許法施行規則に定める科目区分			
科 目	開 設 授 業 科 目	単位数	履 修 方 法
	手 形 小 切 手 法	2	
	金 融 商 品 取 引 法	2	
	保 険 法	2	
「哲学，倫理学，宗教学，心理学」	哲 学 概 論	2	社 会 学 科 社 会 学 科 社 会 学 科 社 会 学 科 社 会 学 科 社 会 学 科
	応 用 倫 理 学	2	
	社 会 心 理 学 I	2	
	人 格 心 理 学 I	2	
	発 達 心 理 学 I	2	
	○政 治 思 想 I	2	
	○法 哲 学	2	

経 済 学 科 (昼 間 コ ー ス)		免 許 状 の 種 類		
		中一種免（社会）		
免許法施行規則に定める科目区分				
科 目	開 設 授 業 科 目	単位数	履 修 方 法	
日 本 史 及 び 外 国 史	歴 史 学 概 論	2	社 会 学 科 社 会 学 科 社 会 学 科 社 会 学 科 社 会 学 科 社 会 学 科 社 会 学 科 社 会 学 科 社 会 学 科	
	○日 本 史 概 論	2		
	○外 国 史 概 論	2		
	日 本 史 概 説	2		
	ア ジ ア 史 概 説	2		
	西 洋 史 概 説	2		
	日 本 経 済 史 I	2		
	日 本 経 済 史 II	2		
	経 済 学 説 史	2		
地 理 学 （地誌を含む。）	○人 文 地 理 学	2	社 会 学 科 社 会 学 科 社 会 学 科	
	○自 然 地 理 学	2		
	○地 誌 学	2		
「 法 律 学 ， 政 治 学 」	○政 治 学 I	2		
	○政 治 学 II	2		
	地 域 政 策 I	2		
	地 域 政 策 II	2		
	経 済 政 策 I	2		
	経 済 政 策 II	2		
「 社 会 学 ， 経 済 学 」	○ミ ク ロ 経 済 学 I	2	※1, ※2 から選択必修 ※1, ※2 から選択必修	
	ミ ク ロ 経 済 学 II	2		
	○マ ク ロ 経 済 学 I	2		
	マ ク ロ 経 済 学 II	2		
	政 治 経 済 学	2		
	経 済 史	2		
	※1 経 済 と 政 策 入 門	2		
	※2 企 業 経 済 論	2		
	統 計 学 I	2		
	統 計 学 II	2		
	経 済 情 報 処 理	2		
	経 済 数 学 I	2		
	経 済 数 学 II	2		
	財 政 学 I	2		
	財 政 学 II	2		

免許法施行規則に定める科目区分				
科	目	開設授業科目	単位数	履修方法
		金融論Ⅰ	2	
		金融論Ⅱ	2	
		経営学Ⅰ	2	
		経営学Ⅱ	2	
		経営情報論	2	
		マーケティングⅠ	2	
		マーケティングⅡ	2	
		国際経済学Ⅰ	2	
		国際経済学Ⅱ	2	
		経済統計学	2	
		社会統計学Ⅰ	2	
		社会統計学Ⅱ	2	
		情報経済学Ⅰ	2	
		情報経済学Ⅱ	2	
		数量経済分析Ⅰ	2	
		数量経済分析Ⅱ	2	
		計量経済学Ⅰ	2	
		計量経済学Ⅱ	2	
		環境政策Ⅰ	2	
		環境政策Ⅱ	2	
		地方財政論Ⅰ	2	
		地方財政論Ⅱ	2	
		国際金融論	2	
		社会経済論Ⅰ	2	
		社会経済論Ⅱ	2	
		都市政策	2	
		社会保障論Ⅰ	2	
		社会保障論Ⅱ	2	
		日本経済論	2	
		世界経済論Ⅰ	2	
		世界経済論Ⅱ	2	
		世界経済論Ⅲ	2	
		アジア経済論Ⅰ	2	
		アジア経済論Ⅱ	2	
		アジア経済論Ⅲ	2	
		経営分析論Ⅰ	2	
		経営分析論Ⅱ	2	
「哲学，倫理学，宗教学」		○企業倫理学	2	

経 済 学 科 (昼 間 コ ー ス)	免 許 状 の 種 類		
	高一種免（公民）		
免許法施行規則に定める科目区分			
科 目	開 設 授 業 科 目	単位数	履 修 方 法
「法律学（国際法を含む。）， 政治学（国際政治を含む。）」	○政 治 学 I	2	
	○政 治 学 II	2	
	地 域 政 策 I	2	
	地 域 政 策 II	2	
	○経 済 政 策 I	2	
	経 済 政 策 II	2	
「社会学，経済学（国際経済を含む。）」	ミ ク ロ 経 済 学 I	2	※1，※2から選択必修 ※1，※2から選択必修
	ミ ク ロ 経 済 学 II	2	
	マ ク ロ 経 済 学 I	2	
	マ ク ロ 経 済 学 II	2	
	政 治 経 済 学	2	
	経 済 史	2	
	※1 経 済 と 政 策 入 門	2	
	※2 企 業 経 済 論	2	
	統 計 学 I	2	
	統 計 学 II	2	
	経 済 情 報 処 理	2	
	経 済 数 学 I	2	
	経 済 数 学 II	2	
	財 政 学 I	2	
	財 政 学 II	2	
	金 融 論 I	2	
	金 融 論 II	2	
	経 営 学 I	2	
	経 営 学 II	2	
	経 営 情 報 論	2	
	マ ー ケ テ ィ ン グ I	2	
	マ ー ケ テ ィ ン グ II	2	
	国 際 経 済 学 I	2	
	国 際 経 済 学 II	2	
	経 済 統 計 学	2	
	社 会 統 計 学 I	2	
	社 会 統 計 学 II	2	
	情 報 経 済 学 I	2	
	情 報 経 済 学 II	2	

免許法施行規則に定める科目区分				
科	目	開設授業科目	単位数	履修方法
		数量経済分析Ⅰ	2	
		数量経済分析Ⅱ	2	
		計量経済学Ⅰ	2	
		計量経済学Ⅱ	2	
		環境政策Ⅰ	2	
		環境政策Ⅱ	2	
		地方財政論Ⅰ	2	
		地方財政論Ⅱ	2	
		国際金融論	2	
		社会経済論Ⅰ	2	
		社会経済論Ⅱ	2	
		都市政策	2	
		社会保障論Ⅰ	2	
		社会保障論Ⅱ	2	
		日本経済論	2	
		世界経済論Ⅰ	2	
		世界経済論Ⅱ	2	
		世界経済論Ⅲ	2	
		アジア経済論Ⅰ	2	
		アジア経済論Ⅱ	2	
		アジア経済論Ⅲ	2	
		経営分析論Ⅰ	2	
		経営分析論Ⅱ	2	
「哲学，倫理学，宗教学，心理学」		哲学概論	2	社会科学科
		応用倫理学	2	社会科学科
		社会心理学Ⅰ	2	社会科学科
		発達心理学Ⅰ	2	社会科学科
		人格心理学Ⅰ	2	社会科学
	○企	業倫理学	2	

経 済 学 科 (夜 間 主 コ ー ス)		免 許 状 の 種 類		
		中一種免（社会）		
免許法施行規則に定める科目区分				
科 目	開 設 授 業 科 目	単位数	履 修 方 法	
日 本 史 及 び 外 国 史	歴 史 学 概 論	2	社 会 学 科 社 会 学 科 社 会 学 科 社 会 学 科 社 会 学 科 社 会 学 科 社 会 学 科 社 会 学 科 社 会 学 科	
	○日 本 史 概 論	2		
	○外 国 史 概 論	2		
	日 本 史 概 説	2		
	ア ジ ア 史 概 説	2		
	西 洋 史 概 説	2		
	日 本 経 済 史 I	2		
	日 本 経 済 史 II	2		
	経 済 学 説 史	2		
地 理 学（地 誌 を 含 む。）	○人 文 地 理 学	2	社 会 学 科 社 会 学 科 社 会 学 科	
	○自 然 地 理 学	2		
	○地 誌 学	2		
「 法 律 学 ， 政 治 学 」	○政 治 学 I	2		
	○政 治 学 II	2		
	地 域 政 策 I	2		
	地 域 政 策 II	2		
	経 済 政 策 I	2		
	経 済 政 策 II	2		
「 社 会 学 ， 経 済 学 」	ミ ク ロ 経 済 学 I	2		
	ミ ク ロ 経 済 学 II	2		
	マ ク ロ 経 済 学 I	2		
	マ ク ロ 経 済 学 II	2		
	政 治 経 済 学	2		
	○経 済 理 論 入 門	2		
	○現 代 経 済 入 門	2		
	統 計 学 I	2		
	統 計 学 II	2		
	財 政 学 I	2		
	財 政 学 II	2		
	金 融 論 I	2		
	金 融 論 II	2		
	経 営 学 I	2		
	経 営 学 II	2		

免許法施行規則に定める科目区分				
科	目	開設授業科目	単位数	履修方法
		経営情報論	2	
		国際経済学Ⅰ	2	
		国際経済学Ⅱ	2	
		情報経済学	2	
		経済統計学	2	
		社会統計学Ⅰ	2	
		社会統計学Ⅱ	2	
		計量経済学Ⅰ	2	
		計量経済学Ⅱ	2	
		環境政策Ⅰ	2	
		環境政策Ⅱ	2	
		地方財政論Ⅰ	2	
		地方財政論Ⅱ	2	
		社会保障論Ⅰ	2	
		社会保障論Ⅱ	2	
		日本経済論	2	
		世界経済論Ⅰ	2	
		世界経済論Ⅱ	2	
		アジア経済論Ⅰ	2	
		アジア経済論Ⅱ	2	
		経営分析論Ⅰ	2	
		経営分析論Ⅱ	2	
「哲学，倫理学，宗教学」		○企業倫理学	2	

経 済 学 科 (夜 間 主 コ ー ス)		免 許 状 の 種 類		
		高一種免（公民）		
免許法施行規則に定める科目区分				
科 目	開 設 授 業 科 目	単位数	履 修 方 法	
「法律学（国際法を含む。）， 政治学（国際政治を含む。）」	○政 治 学 I	2	国際政治を含む	
	○政 治 学 II	2		
	地 域 政 策 I	2		
	地 域 政 策 II	2		
	○経 済 政 策 I	2		
	経 済 政 策 II	2		
「社会学，経済学（国際経済を含む。）」	ミ ク ロ 経 済 学 I	2		
	ミ ク ロ 経 済 学 II	2		
	マ ク ロ 経 済 学 I	2		
	マ ク ロ 経 済 学 II	2		
	○経 済 理 論 入 門	2		
	○現 代 経 済 入 門	2		
	統 計 学 I	2		
	統 計 学 II	2		
	財 政 学 I	2		
	財 政 学 II	2		
	金 融 論 I	2		
	金 融 論 II	2		
	経 営 学 I	2		
	経 営 学 II	2		
	経 営 情 報 論	2		
	国 際 経 済 学 I	2		
	国 際 経 済 学 II	2		
	情 報 経 済 学	2		
	経 済 統 計 学	2		
	社 会 統 計 学 I	2		
	社 会 統 計 学 II	2		
	計 量 経 済 学 I	2		
	計 量 経 済 学 II	2		
	環 境 政 策 I	2		
	環 境 政 策 II	2		
	地 方 財 政 論 I	2		
	地 方 財 政 論 II	2		
	社 会 保 障 論 I	2		
	社 会 保 障 論 II	2		

免許法施行規則に定める科目区分				
科	目	開設授業科目	単位数	履修方法
		日本経済論	2	
		世界経済論Ⅰ	2	
		世界経済論Ⅱ	2	
		アジア経済論Ⅰ	2	
		アジア経済論Ⅱ	2	
		経営分析論Ⅰ	2	
		経営分析論Ⅱ	2	
「哲学，倫理学，宗教学，心理学」		哲学概論	2	社会科学科
		応用倫理学	2	社会科学科
		社会心理学Ⅰ	2	社会科学科
		発達心理学Ⅰ	2	社会科学科
		人格心理学Ⅰ	2	社会科学科
		○企業倫理学	2	

11 学芸員資格取得に関する単位履修要領

昭和50年2月27日制定

平成3年2月6日改正

平成9年1月23日改正（平成9年4月1日適用）

平成15年3月10日改正

平成19年1月11日改正

平成24年4月26日改正

1. 学芸員の職務

学芸員とは博物館法に基づく専門的職員であって、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他、これに関連する事業について、専門的事項をつかさどる者をいう。

2. 学芸員の資格

学芸員の資格を取得するためには、学士の学位を有する者で、かつ大学において所定の科目の単位を取得しなければならない。

3. 必要科目及び単位

人文社会科学部において学芸員の資格を取得しようとする場合に必要科目及び単位数は次のとおりである。なお、詳細については、講義概要を参照すること。

人文社会科学部で開講する科目及び単位数				博物館法施行規則		
科 目		単位数	備 考	科 目		単位数
生涯学習概論		2		生涯学習概論		2
博物館概論		2		博物館概論		2
博物館経営論		2		博物館経営論		2
博物館資料論Ⅰ		1		博物館資料論	2	
博物館資料論Ⅱ		1				
博物館資料保存論		2		博物館資料保存論		2
博物館展示論		2		博物館展示論		2
博物館教育論		2		博物館教育論		2
博物館情報・メディア論		2		博物館情報・メディア論		2
古文書実習Ⅰ a		1	※	博物館実習	3	
古文書実習Ⅰ b		1				
考古学実習Ⅰ a		1				
考古学実習Ⅰ b		1				
博物館館務実習		1				

※博物館実習について

博物館実習は、事前・事後指導を含み、古文書実習Ⅰa・Ⅰb（両方履修すること）、もしくは考古学実習Ⅰa・Ⅰb（両方履修すること）のいずれかの組み合わせで2単位と、博物館館務実習1単位をもってあてる。

12 他の大学等において修得した単位の認定に関する規程

平成8年3月13日改正

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人静岡大学学則(昭和24年12月21日制定。以下「学則」という。)第34条に規定する他の大学等における授業科目の履修による単位の認定(以下「単位認定」という。)について必要な事項を定める。

(単位認定の対象とする他の大学等)

第2条 単位認定の対象とすることができる他の大学等は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 大学間(学部間を含む。)交流協定締結大学
- (2) 短期留学推進制度(派遣)実施要項(平成8年5月11日文部大臣裁定)に基づく派遣先大学
- (3) 放送大学
- (4) その他修学上支障がないと認められる大学又は短期大学

(事前届出)

第3条 単位認定を受ける目的をもって他の大学等において授業科目を履修しようとする学生は、事前に指導教員に届け出るものとする。

(申請手続)

第4条 単位認定を受けようとする学生(以下「申請者」という。)は、原則として学期の始めに、他の大学等において修得した単位に係る単位認定申請書(別記様式第1)に成績証明書その他必要書類を添えて、所属する学部長を経て学長に申請するものとする。

(審査)

第5条 学部長は、前条の申請があったときは、当該学部で審査する。ただし、教養科目に相当するものについては大学教育センター長と協議するものとする。

(単位認定)

第6条 単位認定は、当該授業科目の関係教員(以下「関係教員」という。)の判定に基づき、教授会の議を経て行う。

2 関係教員は、必要に応じ、申請者に対し試問を行い又は必要な資料の提出を求めることができる。

(申請者への通知)

第7条 学長は、単位認定の結果を、他の大学等において修得した単位に係る単位認定通知書(別記様式第2)により申請者に通知するものとする。

(履修指導)

第8条 単位認定を行ったときは、指導教員及び関係教員は、学則第29条の趣旨を踏まえ、本学在学中における授業科目の履修に関し適切な指導を行うものとする。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、単位認定に関し必要な事項は、静岡大学教務委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年11月19日）

この規程は、平成9年11月19日から施行する。

附 則（平成10年12月22日）

この規則は、平成10年12月22日から施行する。

附 則（平成16年4月1日規程）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年2月15日規程）

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 平成17年度以前に入学した学生については、この規程による改正後の他の大学等において修得した単位の認定に関する規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

13 大学以外の教育施設等における学修の単位の認定に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡大学学則（以下「学則」という。）第35条に規定する大学以外の教育施設等における学修による単位の認定（以下「単位認定」という。）について必要な事項を定める。
(単位認定の対象とする学修)

第2条 単位認定の対象とすることができる大学以外の教育施設等における学修は、次の各号に掲げるもののうち、修学上支障がないと認められるものとする。

- (1) 短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修
- (2) 大学の専攻科における学修
- (3) 高等専門学校の課程における学修で、大学教育に相当する水準を有するもの
- (4) 専修学校の専門課程のうち修業年限が2年以上のものにおける学修で、大学教育に相当する水準を有するもの。

2 前項に定めるもののほか、各学部が必要と認めた場合は、当該学部が別に定めるところにより、次の各号に掲げる学修の全部又は一部を単位認定の対象とすることができる。

- (1) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第6条別表第3備考第4号の規定により文部科学大臣の認定を受けて大学又は短期大学が行う講習又は公開講座における学修
- (2) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の5の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて大学又は短期大学が行う社会教育主事の講習における学修
- (3) 図書館法（昭和25年法律第118号）第6条の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて大学又は短期大学が行う司書及び司書補の講習における学修
- (4) 学校図書館法（昭和28年法律第185号）第5条第3項の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて大学又は短期大学が行う司書教諭の講習における学修
- (5) 青少年及び成人の学修活動に係る知識・技能審査事業の認定に関する規則（平成12年度文部省令第25号）又は技能審査の認定に関する規則（昭和42年文部省告示第237号）による文部科学大臣の認定を受けた技能審査の合格に係る学修
- (6) アメリカ合衆国の営利を目的としない法人であるエデュケーション・テスト・サービスが英語の能力を判定するために実施するトフル及びトーイックにおける成果に係る学修（事前届出）

第3条 単位認定を受ける目的をもって他の大学以外の教育施設等において学修しようとする学生は、事前に指導教官に届け出るものとする。

(申請手続)

第4条 単位認定を受けようとする学生（以下「申請者」という。）は、原則として学期の始めに、大学以外の教育施設等における学修に係る単位認定申請書（別記様式第1）に成績証明書

その他必要書類を添えて、所属する学部長を経て学長に申請するものとする。

(審査)

第5条 学部長は、前条の申請があったときは、当該学部で審査する。ただし、教養科目に相当する単位については大学教育センター長と協議するものとする。

(単位認定)

第6条 単位認定は、当該授業科目の関係教員（以下「関係教員」という。）の判定に基づき、教授会の議を経て行う。

2 関係教員は、必要に応じ、申請者に対し試問を行い又は必要な資料の提出を求めることができる。

(申請者への通知)

第7条 学長は、単位認定の結果を、大学以外の教育施設等における学修に係る単位認定通知書（別記様式第2）により申請者に通知するものとする。

(履修指導)

第8条 単位認定を行ったときは、指導教員及び関係教員は、学則第29条の趣旨を踏まえ、本学在学中における授業科目の履修に関し適切な指導を行うものとする。

(補則)

第9条 この規定に定めるもののほか、単位認定に関し必要な事項は、静岡大学教務委員会が別に定める。

附 則

この規定は、平成8年4月1日から施行する。

〈以下平成10年から平成16年までの改正附則は省略〉

附 則（平成16年4月1日規程）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月17日改正）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

〈様式は省略〉

附 則（平成18年1月18日改正）

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 平成17年度以前に入学した学生については、この規程による改正後の大学以外の教育施設等における学修の単位の認定に関する規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

14 入学前の既修得単位等の単位の認定に関する規程

平成 8 年 3 月 13 日改正

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人静岡大学学則（昭和 24 年 12 月 21 日制定。以下「学則」という。）第 36 条に規定する入学前の既修得単位等の認定（以下「単位認定」という。）について必要な事項を定める。

(単位認定の対象とする入学前の既修得単位等)

第 2 条 単位認定の対象とすることができる入学前の既修得単位等は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 学則第 36 条第 1 項の規定による大学又は短期大学（外国の大学又はこれに相当する高等教育機関を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）

(2) 学則第 36 条第 2 項の規定による大学以外の教育施設等における学修のうち、次に掲げるものの

ア 短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修

イ 大学の専攻科における学修

ウ 高等専門学校の課程における学修で、大学教育に相当する水準を有するもの

エ 専修学校の専門課程のうち修業年限が 2 年以上のものにおける学修で、大学教育に相当する水準を有するもの

2 前項に定めるもののほか、各学部が必要と認めた場合は、当該学部が別に定めるところにより、次の各号に掲げる学修の全部又は一部を単位認定の対象とすることができる。

(1) 教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）別表第 3 備考第 6 号の規定により文部科学大臣の認定を受けて大学又は短期大学が行う講習又は公開講座における学修

(2) 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 9 条の 5 の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて大学又は短期大学が行う社会教育主事の講習における学修

(3) 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 6 条の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて大学又は短期大学が行う司書及び司書補の講習における学修

(4) 学校図書館法（昭和 28 年法律第 185 号）第 5 条第 3 項の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて大学又は短期大学が行う司書教諭の講習における学修

(5) 青少年及び成人の学習活動に係る知識・技能審査事業の認定に関する規則（平成 12 年文部省令第 25 号）又は技能審査の認定に関する規則（昭和 42 年文部省告示第 237 号）による文部科学大臣の認定を受けた技能審査の合格に係る学修

(6) アメリカ合衆国の営利を目的としない法人であるエデュケーション・テスト・サービスが英語の能力を判定するために実施するトフル及びトイックにおける成果に係る学修

(申請手続)

第3条 単位認定を受けようとする学生（以下「申請者」という。）は、入学年度の前学期の始めまでに、入学前の既修得単位等に係る単位認定申請書（別記様式第1）に成績証明書その他必要書類を添えて、所属する学部長を経て学長に申請するものとする。

(審査)

第4条 学部長は、前条の申請があったときは、当該学部で審査する。ただし、教養科目に相当する単位については大学教育センター長と協議するものとする。

(単位認定)

第5条 単位認定は、当該授業科目の関係教員（以下「関係教員」という。）の判定に基づき、教授会の議を経て行う。

2 関係教員は、必要に応じ、申請者に対し試問を行い又は必要な資料の提出を求めることができる。

(申請者への通知)

第6条 学長は、単位認定の結果を、入学前の既修得単位等に係る単位認定通知書（別記様式第2）により申請者に通知するものとする。

(履修指導)

第7条 単位認定を行ったときは、指導教員及び関係教員は、学則第29条の趣旨を踏まえ、本学在学中における授業科目の履修に関し適切な指導を行うものとする。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、単位認定に関し必要な事項は、大学教育センターが別に定める。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成10年12月22日）

この規則は、平成10年12月22日から施行する。

附 則（平成13年4月11日）

この規則は、平成13年4月11日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則（平成16年2月18日規程）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日規程）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月13日規程）

この規程は、平成17年4月13日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成18年2月15日規程）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

人文社会科学部入学前既修得単位の認定基準に関する取り扱い要項

平成13年 6月21日制定

静岡大学人文社会科学部規則第17条の2に基づき、入学前の既修得単位の認定基準に関する取り扱いを次のように定める。

- 1 入学前の既修得単位の認定は、教養科目、専門科目併せて60単位を超えないものとする。
- 2 入学前の既修得単位の認定に当たっては、全学教育科目を認定したうえ、専門科目を認定する。
- 3 教養科目の認定については、全学教育センターが行ない、全学教育科目規定第10条に基づく「入学前の既修得単位等の取り扱い等について」による。
- 4 専門科目の認定は、以下の要領で各学科において審査し、教務委員会の議を経て行う。認定科目の通知については、教授会の承認を得て行う。
 - ① 演習形式の科目は認定しない。
 - ② 教養科目と専門教育科目との異種科目区分間の認定は行わない。
 - ③ ①②以外の取扱については、各学科ごとの個別的認定基準に従って認定を行う。

(平成18年 3月 9日改正)

この要項は、平成18年 4月 1日から施行し、18年度入学生から適用する。

15 静岡大学人文社会科学部及び教育学部並びに 静岡県立大学国際関係学部及び経営情報学部間 における単位互換に関する協議書についての覚書

(平成 7 年12月 4 日)

1 受入れ手続き

- (1) 学生の所属する学部（以下「派遣学部」という。）は希望学生を取りまとめ、受講する学部（以下「受入れ学部」という。）へ受入れを依頼する。
- (2) 受入れ学部は、派遣学部と協議の上受入れ学生を決定する。
- (3) 受入れ学部は、受入れ学生を派遣学部へ通知する。

2 履修科目及び単位数

- (1) 特別聴講学生が履修できる授業科目は、派遣学部と受入れ学部で次の 4 項目を考慮し、毎年度協議の上定める。
 - ① 派遣学部に開設されていない授業科目及び同一授業科目であっても講義主題の異なるもの
 - ② 専任教員担当の科目
 - ③ 専門科目
 - ④ 特別の時間割は組まない。
- (2) 履修できる単位数は、通算して12単位を超えないものとする。

3 履修期間

特別聴講学生としての履修期間は、当該学生の聴講する授業科目の開設年度又は開設学期とする。

4 試験の実施方法

受験上の取り扱い及び追・再試験の実施については、受入れ学部規則の定めるところによる。

5 成績評価及び単位の授与の方法

特別聴講学生が履修した授業科目の成績の評価及び単位の授与については、受入れ学部規則の定めるところによる。

6 成績管理

受入れ学部は、特別聴講学生の成績原簿を保管する。

7 施設等の利用

特別聴講学生の履修上必要な施設・設備の利用については、便宜を供与する。

8 連絡会議

連絡会議の構成は、各学部から 2 名ずつ選出された委員をもって構成する。

16 追試験及び再試験に関する内規

昭和42年2月9日制定

昭和47年4月1日改正

昭和53年4月1日改正

平成18年7月13日改正

平成25年3月14日改正

1. 次の各項の理由で、試験を欠席した者については、追試験を行うことができる。

- (1) 病気（ただし、医師の診断書を要する）
- (2) 忌引（1・2親等に限り死亡の日より1週間以内）
- (3) 就職に関する事由（ただし、具体的に事情の具申あるもの）
- (4) その他やむを得ない事故（ただし、具体的に事情の具申あるもの）

上の事情により追試験を希望する者は、試験日より1週間以内に、所定の様式により学務係に届け出なければならない。

2. 追試験は、原則として試験日以後1か月以内に行う。

3. 試験の不合格者に対しては、原則として再試験は行わない。ただし、特にやむを得ない事情により担当教官が再試験の必要を認める場合は、教授会の承認を得た上でこれを行うものとする。

4. 前項のただし書の場合における再試験は、次の要領によるものとする。

- (1) 再試験は、試験終了後2か月以内に行う。2か月を経過した後における再試験は、これを認めない。
- (2) 再試験の成績は、最低合格点（60点）又はそれ以下とする。

17 試験等において不正行為をした学生の取扱いに関する内規

平成23年 7月14日制定

(趣旨)

第1条 この内規は、「静岡大学単位認定等に関する規定」(平成18年2月15日)第6条及び「試験等において、不正行為をした学生に対する取扱い」(平成23年5月18日教育研究評議会承認。以下「取扱い」という。)に基づき、試験等において不正行為を行った学生に対する人文社会科学部の対応・措置等に関し、必要な事項を定める。

(不正行為に対する措置手続)

第2条 学務係は、取扱いに定める不正行為報告書の提出があったときは、速やかに、その旨を学部長並びに教務委員長及び学生委員長に報告するとともに、当該学生の指導教員に連絡する。

2 教務委員会は、前項の報告を受けたときは、速やかに、試験監督教員及び当該学生から事情を聴取の上、別紙様式による「不正行為調査書」を作成しなければならない。

なお、事情聴取にあたっては、学生委員長がオブザーバーとして同席する。

3 学生委員会は、当該試験期間の終了後、取扱い及び「不正行為調査書」に基づき、当該学生に対する不正行為の措置案を決定し、これを各学科に報告する。

なお、措置案の決定にあたっては、教務委員長がオブザーバーとして同席する。

4 教務委員会は、不正行為の措置案に基づく当該学生に対する教務上の措置案を各学科に報告するものとする。

5 教授会は、「不正行為調査書」に基づく不正行為の措置案および教務上の措置案を審議し、当該学生に対する措置を決定しなければならない。

附 則

1 この内規は、平成23年7月1日から施行する。

2 「試験等における不正行為に対する教務上の取り扱いに関する内規」(平成10年6月25日制定)は廃止する。

別紙様式

(略)

18 言語文化学科履修コースに関する内規

昭和42年2月9日制定 昭和43年3月8日改正 昭和46年5月13日改正

昭和53年4月1日改正 昭和54年4月18日改正 平成4年5月1日改正

平成16年3月18日改正 平成25年11月14日改正

1. 言語文化学科の履修コースの決定は、在学第2年次の初めに行う。
2. 言語文化学科の学生は、在学第1年次の2月1日から2月15日（当日が土曜日又は日曜日の場合は別に定める）までの間にその履修コースを申請するものとする。ただし、申請期間の1、2か月前に説明会を行い、志望調査を行うことがある。
3. 言語文化学科の学生の履修コースの決定は、1年次の成績及び面接の結果を考慮して、学科で審査のうえ決定する。
4. 前条の場合1年次における履修科目の成績において希望する履修コースと関係のある科目の成績が不良又は単位不足のもの又は取得単位の合計が15単位にみたぬものについては、履修コース決定を保留し、これを履修コース未決定者として取り扱うものとする。
5. 履修コース未決定者は原則として翌年度の履修コース決定の機会に、改めて履修しようとするコースを申請して、その審査を受けなければならない。
6. 履修コースの変更に関しては、一度履修コースを決定したのちにそれを変更することができないのが原則であるが、やむを得ない事情があると認められるときは、これを受け入れることがある。その場合、学生は指導教員に履修コースの変更を願い出て、所属を希望するコースの面接審査を受けたのちに、学科の承認を経なければならない。
7. 前項により、履修コースを変更した言語文化学科学生は、原則として新コースに2年以上在学しなくてはならない。

附 則

1. この内規は、平成26年4月1日から施行し、平成24年4月1日以降入学生から適用する。

19 経済学科進級基準に関する内規

平成23年1月13日制定

1. この内規は、経済学科昼間コースにおける学生の2年次から3年次生への進級（以下「進級」という）の基準について、必要な事項を定める。
2. 2年次から3年次への進級が認められる者は、在学期間を24ヶ月以上有し、進級基準表中の進級基準を満たした者とする。
3. 3年次生への進級とは、人文社会科学部規則別表第Iに示す3～4年次生対象科目を履修できることをいう。

ただし、進級が認められない場合でも、進級基準に満たない単位が4単位以下の場合は、10単位を限度として3～4年次生対象科目を履修することができる（経済学演習Ⅱa, Ⅱbおよび経済学演習Ⅲa, Ⅲb, 卒業論文を除く。）

4. 卒業については、3年次進級後に24ヶ月以上在学し、かつ進級基準表の「卒業に必要な単位数」を修得して卒業の認定が得られる。

進級基準法

科目区分	学年	3年次への進級	卒業に必要な単位数	
教養科目 (履修については全学教育科目履修案内を参照)		基準単位数は設定しない	28単位以上	
学部共通専門科目		基準単位数は設定しない	4単位以上	
専門必修科目		1) 社会科学基礎演習(2単位), 経済学演習Ⅰa(2単位)および経済学演習Ⅰb(2単位)を修得していること。 2) ミクロ経済学Ⅰ(2単位)またはマクロ経済学Ⅰ(2単位)のいずれかを修得していること。	22単位以上	
専門選択必修科目		1, 2年次に経済学科において開講される選択必修科目 ※ 注1から16単位以上修得	24単位以上	58単位以上
専門選択科目		基準単位数は設定しない	34単位以上	上
自由科目		基準単位数は設定しない	12単位以上	
合計			124単位以上	

注1) 1, 2年次に開講される選択必修科目（経済と政策入門，企業経済論，簿記Ⅰ，簿記Ⅱ，統計学Ⅰ，統計学Ⅱ，ミクロ経済学Ⅱ，マクロ経済学Ⅱ，経済学説史，経済政策Ⅰ，経済政策Ⅱ，金融論Ⅰ，金融論Ⅱ，日本経済論，経営学Ⅰ，経営学Ⅱ，会計学Ⅰ，会計学Ⅱ）

附 則

- この内規は、平成23年4月1日から施行する。
- 平成23年3月31日において現に在学する者については、この内規は適用せず、従前のとおりとする。

附 則

- この内規は、平成26年4月1日から施行する。
- 平成26年3月31日において現に在学する者については、この内規は適用せず、従前のとおりとする。

転学部，転学科による経済学科進級基準の特例

平成23年1月13日制定

1. 3年次へ転学部，転学科した者については，3年次への進級基準を適用しない。なお，経済学演習Ⅱa，bは，4年次で履修すること。

附 則

- 1 この内規は，平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日において現に在学する者については，この内規は適用せず，従前のとおりとする。

20 社会学科進級基準に関する内規

平成22年3月5日制定

- 1 この内規は、社会学科における学生の3年次生から4年次生への進級（以下「進級」という。）の基準について、必要な事項を定める。
- 2 4年次生への進級とは、人文社会科学部規則別表第Ⅰに示す4年次生対象科目を履修できるようになることをいう。
- 3 進級は、原則として4月1日（以下「基準日」という。）をもって、可否を判定する。
- 4 進級は、次の各号に掲げる基準のすべてを満たす学生について認める。
 - (1) 基準日において在学中であり、かつ、在学期間が36月以上であること。なお、3年次編入学生の在学期間の通算については、編入学時点で24月在学したものとみなし、以降の本学在学期間を加算する。
 - (2) 基準日において、人文社会科学部規則別表第Ⅱに定める社会学科の卒業所要単位数（以下「卒業所要単位数」という。）のうち、総計93単位以上を修得していること。
- 5 9月卒業を希望する学生に対しては、当該学生からの事前の中請に基づき、特例として、基準日を10月1日とする10月進級の可否について判定する。なお、9月卒業については、「前学期末における卒業（9月卒業）に関する内規」に従う。

附 則

この内規は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度入学生から適用する。

附 則

この内規は、平成25年4月1日から施行し、平成22年度入学生から適用する。

21 転学科等に関する内規

昭和42年2月9日制定

平成4年5月1日改正

平成6年2月24日改正

平成16年3月18日改正

1. 転学科は、在学第2年相当年次又は在学第3年相当年次に限り許可することがある。

なお、転学科を志望する学生は、所定の期間にその理由を付して、その旨を指導教員を経て学部長に願い出るものとする。

2. 転学科は、各学科及び教務委員会で審査の上、教授会の議を経て学部長がこれを許可する。
3. 前項の場合、必要があると認めたときは、学科試験を行なう。
4. 転学科に当たり同一学年に転学科することを不適当と認めたときは下級学年に転学科させることがある。
5. 転学科希望学生は、現在所属する学科の正規の課程を履修していなくてはならない。

附 則

1. この内規は、平成23年4月1日から施行する。
2. 平成23年3月31日において現に在学する者については、この内規は適用せず、従前のとおりとする。

附 則

この内規は、平成26年4月1日から施行し、平成24年4月1日より適用する。

22 転学部生の既修得単位の認定に関する内規

平成20年2月14日制定

- 1 この内規は、静岡大学人文社会科学部規則第19条第2項及び第21条の規定に基づき、転学部を許可された者（以下「転学部生」という。）単位の認定に関し、必要な事項を定める。

なお、入学前に修得した単位については、転部の時点で「人文社会科学部入学前既修得単位の認定基準に関する取り扱い要項」を準用する。

- 2 転学部生が転学部前に本学で取得した専門科目の単位は、申請に基づき、転学部生の属する学科の専門科目の選択科目を履修したものとして、個別に認定することができる。
- 3 この内規に定める単位の認定は、学科会及び教務委員会の判定に基づき、教授会の議を経て行う。

附 則

1. この内規は平成24年4月1日から施行する。
2. 平成24年3月31日以前の転学部生については、改正後のこの内規の規定にかかわらず、なお従前の例による。
3. 平成24年4月1日の学部名称の変更については、転学部生の相当する履修年度の他の在学生と同様に適用する。

23 転学科生の既修得単位の認定に関する内規

平成20年2月14日制定

- 1 この内規は、静岡大学人文社会科学部規則第19条第2項及び第21条及び転学科等に関する内規の規定に基づき、転学科を許可された者（以下「転学科生」という。）が転学科前に他の学科で修得した専門科目の単位の認定に関し、必要な事項を定める。

なお、入学前に修得した単位については、転学科の時点で「人文学部入学前既修得単位の認定基準に関する取り扱い要項」を準用する。

- 2 転学科生が転学科前に本学で修得した専門科目の単位は、申請に基づき、転学科生の属する学科の専門科目の選択科目を履修したものとして、個別に認定することができる。
- 3 この内規に定める単位の認定は、学科会及び教務委員会の判定に基づき、教授会の議を経て行う。

附 則

1. この内規は平成24年4月1日から施行する。
2. 平成24年3月31日以前の転学科生については、改正後のこの内規の規定にかかわらず、なお従前の例による。
3. 平成24年4月1日の学部名称の変更については、転学科生の相当する履修年度の他の在校生と同様に適用する。

24 転入学及び編入学に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、静岡大学人文社会科学部規則第19条第2項の規定に基づき、転入学及び編入学の選抜方法等について定める。

(選抜方法)

第2条 転入学を志望する者の選考は、一般入試により行い、選抜方法は、書類選考、学力検査及び面接とする。

2 編入学を志望する者の選考は、一般入試と社会人入試により行い、選抜方法は、書類選考、学力検査及び面接とする。

(学力検査)

第3条 学力検査を行う科目は、次のとおりとする。

[一般入試]

区 分	学 力 検 査 科 目
社会学科	1. 英語 2. 専門科目（人間学，社会学，心理学（注1），文化人類学（注2），日本史，世界史，考古学から1科目課す）
言語文化 学 科	1. 英語，ドイツ語，フランス語，ロシア語，中国語，小論文から2科目選択 2. 専門科目（希望するコース，分野について，1科目課す）
法 学 科	1. 英語，ドイツ語，フランス語，ロシア語の中から1科目選択 2. 専門科目（法律学と政治学のいずれか1科目課す）
経済学科	1. 英語 2. 経済学
	受験生が外国人留学生の場合 1. 日本語 2. 経済学

[社会人入試]

区 分	学 力 検 査 科 目
社会学科	専門科目（人間学，社会学，心理学（注1），文化人類学（注2），日本史学，世界史（注3），考古学から1科目課す）
言語文化 学 科	1. 英語，ドイツ語，フランス語，ロシア語，中国語，小論文から1科目選択 2. 専門科目（志願するコース，分野について，1科目課す）
法 学 科	1. 小論文
経済学科	1. 総合問題
法 学 科 夜間主コース	1. 小論文
経済学科 夜間主コース	1. 小論文

（注1）社会学科一般入試及び社会人入試の心理学には，英文（文献）読解・データ処理の基礎を含む。

（注2）社会学科一般入試及び社会人入試の文化人類学には，英文読解を含む。

（注3）社会学科社会人入試の世界史には，英文読解を含む。

（転学部）

第4条 本学の他の学部 に在学する学生が，本学部 に転学部 を志望する場合にも，その選考は，前各条の一般入試 に準じてこれを行うものとする。ただし，この場合は，検定料は不要とする。

（補則）

第5条 募集人員，出願手続，合格発表及び入学手続等については，教授会が決定する。

附 則

この内規は，平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成3年2月21日改正）

この内規は，平成3年2月21日から施行し，平成2年7月1日から適用する。

附 則（平成5年3月15日改正）～附 則（平成14年6月27日改正）

附 則（平成16年7月8日改正）

この内規は，平成16年8月1日から施行する。

附 則（平成17年7月14日改正）

1. この内規は，平成17年7月14日から施行する。

2. 法学科については，当分の間，第2条第1項および第2項の一般選抜にかかる募集をしない。

附 則（平成21年4月9日改正）

1. この内規は，平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年2月9日改正）

1. この内規は，平成24年4月1日から施行する。

2. 平成24年度以降の入学生に適用する学部名称及びカリキュラム適用年度については，転学部・転学科生の相当する履修年次の他の在学生と同様とする。

25 3年次編入学生の教育課程に関する内規

平成23年9月15日改正

(趣旨)

第1条 この内規は、静岡大学人文社会科学部規則（以下「人文社会科学部規則」という。）第19条第2項の規定に基づき、3年次へ編入学を許可された者（以下「編入学者」という。）の履修方法及び卒業認定等について定める。

(履修方法等)

第2条 編入学者の授業科目、単位及び履修方法等は、人文社会科学部規則に定めるところによるほか、次のとおりとする。

- (1) 編入学者が編入学前に国立大学法人静岡大学学則第44条第1項各号に掲げる他の大学等（以下「他の大学等」という。）で修得した単位のうち、本学部における教養科目の卒業所要単位数分を、本学部における教養科目の履修により修得したものとみなし、認定する。
- (2) 編入学者が編入学前に他の大学等で修得した単位のうち、本学部における自由科目の卒業所要単位数分を、本学部の自由科目の履修により修得したものとみなし、認定する。
- (3) 前2号によるほか、編入学者が編入学前に他の大学等で修得した単位のうち、14単位（法学科にあっては8単位、経済学科にあっては22単位、法学科夜間主にあっては10単位、経済学科夜間主にあっては4単位）を限度とし、編入学者の属する学科の専門科目の選択科目として、個別に認定することができる。
- (4) 経済学科にあっては、前号で定める22単位に、4単位までを、担当教員による書類審査の上、必修科目のミクロ経済学Ⅰ及びマクロ経済学Ⅰの単位を含むことができる。

(卒業認定)

第3条 編入学者の卒業認定において必要な単位は、次のとおりとする。

区 分	卒業に必要な単位数	本学において修得すべき単位数
教養科目	人文社会科学部規則別表第Ⅱ卒業所要単位数（15条関係）による	—
専門科目		62～76（社会学科・言語文化学科） 62～70（法学科） 62～84（経済学科） 62～72（法学科夜間主） 62～66（経済学科夜間主）
自由科目		—
計	124	62～76（社会学科・言語文化学科） 62～70（法学科） 62～84（経済学科） 62～72（法学科夜間主） 62～66（経済学科夜間主）

(補則)

第4条 教育職員免許状取得を希望するものは人文社会科学部規則第16条に定める科目を履修しなければならない。

ただし、編入学前の大学等で修得した科目のうち、前項に規定する科目を本学で修得したものととして、申請に基づき個別に認定を行うことができる。

第5条 この内規に定めるもののほか、必要な事項については、教授会が決定する。

附 則

- 1 この内規は、平成16年1月15日から施行し、平成14年4月1日以降編入学生から適用する。
- 2 平成13年度以前に編入学した学生については、改正後の内規の規定は適用せず、なお従前の例による。
- 3 経済学科については、第2条第2号にある12単位を10単位と読み替え、同条第3号にある15単位を17単位に読み替えるものとする。

附 則

- 1 この内規は、平成18年9月14日から施行し、平成19年4月1日以降編入学生から適用する。
- 2 平成18年度以前に編入学した学生については、改正後の内規の規定は適用せず、なお従前の例による。
- 3 経済学科については、第2条第2号にある12単位を8単位と読み替え、同条第3号にある15単位を19単位に読み替えるものとする。同条第3号による単位のうち8単位まで、担当教員による書類審査の上、必修科目のミクロ経済学Ⅰ、マクロ経済学Ⅰ、政治経済学、経済史についても含めることができるものとする。

附 則

- 1 この内規は、平成21年1月15日から施行し、平成21年4月1日以降編入学生から適用する。

附 則

- 1 この内規は、平成23年4月1日から施行し、平成25年4月1日以降編入学生から適用する。
- 2 平成25年3月31日以前の編入学生については、改正後のこの内規の規程にかかわらず、なお従前の例による。ただし、第2条第2号については、平成23年度以降編入生から適用する。
- 3 経済学科については、第2条第2号にある12単位を8単位と読み替え、同条第3号にある15単位を19単位に読み替えるものとする。同条第3号による単位のうち4単位まで、担当教員による書類審査の上、必修科目のミクロ経済学Ⅰ、マクロ経済学Ⅰについても含めることができるものとする。

附 則

- 1 この内規は、平成24年4月1日から施行し、平成24年4月1日以降の編入学者から適用する。
- 2 平成24年3月31日以前の編入学者については、改正後のこの内規の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この内規は、平成26年4月1日から施行し、平成27年4月1日以降の編入学者から適用する。
- 2 平成27年3月31日以前の編入学者については、改正後この内規の規定に関わらず、なお従前の例による。

26 前学期末における卒業（9月卒業）に関する内規

平成20年3月7日制定

平成20年6月12日改正

第1条 この内規は、前学期末における卒業（以下「9月卒業」という。）を希望する者が前学期末において静岡大学人文社会科学部規則第15条に規定する卒業の認定を受けるために必要な事項を定める。

第2条 前学期末（9月末）に卒業に必要な要件を満たしている者は、本内規の定めるところにより9月卒業をすることができる。

第3条 前年度末において未修得の卒業所要単位は、次の各号によって修得することができる。

- (1) 前学期に開講される科目（通年科目及び集中講義形式で開講される科目を除く。）の履修
- (2) 卒業論文を提出し、合格の評価を受ける（9月卒業のための提出、審査等の日程については別に定める。）

第4条 経済学科においては前条の規定に基づき9月卒業を希望する者が前学期において修得した科目のうち、9月卒業に必要な単位として認定できる単位数は、16単位（卒業論文等の単位数を含む。）を超えないものとする。

第5条 この規定に定めるもののほか、9月卒業に関し必要な事項は、静岡大学人文社会科学部教務委員会が別に定める。

附 則

- 1 この内規は、平成20年3月7日から施行し、平成10年4月1日以降に入学した学生から適用する。

附 則（平成20年6月12日改正）

この内規は、平成20年4月1日から施行し、平成10年4月1日以降に入学した学生から適用する。

27 社会学科卒業論文に関する内規

昭和59年11月8日制定

平成4年5月1日改正

平成10年6月11日改正

平成20年1月10日改正

平成20年7月10日改正

平成23年4月1日改正

1. 人文社会科学部規則第11条に基づき、社会学科の卒業論文（以下「論文」という。）の提出に関する規定を次のとおり定める。

2. 論文題目（以下「題目」という。）を届け出するためには、原則として卒業演習Ⅰの単位を修得済みで、かつ、卒業演習Ⅱの単位を修得済み若しくは履修中でなければならない。

なお、履修計画上、卒業演習Ⅰを後学期に、若しくは、卒業演習Ⅱを前学期に履修する必要がある場合は、指導教員の了承を得て、科目履修登録手続き期限内に、当該科目の受講を学務係に願い出なければならない。

3. 題目は、指導教員の承認を得て、原則として論文を提出する学期の11月25日正午（前学期提出の場合は5月25日正午。当日が土曜日又は日曜日の場合は別に定める。）までに学務係に届け出なければならない。

なお、届け出た題目は、論文提出前であれば、指導教員の承認を得て取り下げることができる。

4. 論文提出要領は次のとおりとする。

(1) 提出期限 1月10日正午（前学期提出の場合は7月10日正午。当日が土曜日又は日曜祝日の場合は別に定める。）

(2) 提出場所 人文社会科学部学務係

(3) 提出要件 題目を届け出済みであること。なお、論文には、学務係備付の用紙に必要事項を記入し、論文表紙の裏面に添付しなければならない。

5. 論文の審査に当たっては、併せて次の要領で口述試験を行う。

(1) 試験期間 1月下旬～2月下旬（前学期提出の場合は7月下旬～8月上旬）

(2) 試験場所 学科所定の研究室等

6. 論文の審査は、一の論文につき、学科の複数の教員が行い、協議により判定する。

7. 卒業要件に論文の単位のみを残して休学中の者が論文を提出する場合は、次の要領によるものとする。

(1) 復学手続き 論文提出期限の日を含む月から復学しなければならない。なお、原則として復学する1か月前までに所定の復学手続きを行うこと。

(2) 題目届け出の特例 復学手続きの際に、題目を届け出ることができる。

附 則

この内規は、平成23年4月1日から施行する。

28 言語文化学科卒業論文に関する内規

昭和42年2月9日制定

昭和49年10月17日改正

昭和57年3月13日改正

平成4年5月1日改正

平成16年3月18日改正

平成20年1月10日改正

平成20年7月10日改正

1. 人文社会科学部規則第11条に基づき、言語文化学科の卒業論文の提出に関する規定を次のとおりとする。
2. 卒業論文を提出する者は、提出する年度の4月1日の時点で本学部に3年以上（前学期末卒業の場合3年6月以上）在学していなくてはならない。
なお、3年次編入学生については、卒業論文を提出する年度の4月1日の時点で、本学部に1年以上（前学期末卒業の場合1年6月以上）在学していなければならない。
3. 卒業論文提出予定者は、論文の題目を当該年度の6月中に指導教員に提出しなければならない。
4. 卒業論文の提出
 - (1) 提出期限 1月10日正午（前学期提出の場合、7月10日正午）（当日が土曜日または日曜日の場合は別に定める）
 - (2) 提出場所 人文社会科学部学務係
 - (3) 論文には所定の用紙を学務係において受領の上、必要事項を記入し、卒業論文の表紙の裏面に貼付しなくてはならない。
5. 卒業論文の審査にあたっては、次の要領で口述試験をあわせて行うものとする。
 - (1) 試験期日 1月下旬～2月中旬（前学期提出の場合は7月下旬～8月上旬。）
 - (2) 試験場所 履修コースの研究室
6. 卒業論文の審査には、該当する履修コースの各教員が担当するほか、必要に応じて関連学科目の担当教員がこれに加わるものとする。

附 則

この内規は、平成21年4月1日から施行する。

29 経済学科卒業論文に関する内規

平成16年3月18日制定

平成22年11月18日改正

平成25年12月12日改正

1. 人文社会科学部規則第11条に基づき、経済学科の卒業論文の提出に関する規定を次のとおりとする。
2. 卒業論文とは、20,000字数以上を満たした『卒業論文』、または概ね同等の条件を満たした調査研究レポートなどの作成やプログラムなどの作成を内容とする卒業研究レポートをいう。
3. 卒業論文は、次項に定める提出時に、「経済学演習Ⅲa」又は「経済学演習Ⅲb」のいずれかの単位を修得している場合に提出することができる。
4. 卒業論文の提出
 - (1) 提出期限 1月10日正午（当日が土曜日または日曜日の場合は別に定める。）
なお、前学期に卒業論文を提出する者の提出期限については別に定める。
 - (2) 提出場所 人文社会科学部学務係
 - (3) 卒業論文には所定の用紙を学務係において受領の上、これに必要事項を記入し、卒業論文または卒業研究レポートの表紙の裏面に貼付しなくてはならない。
5. 卒業論文の審査にあたっては、次の要領で口述試験を行うものとする。
 - (1) 試験期日 2月中旬まで
なお、前学期に卒業論文を提出する者の試験期日については別に定める。
 - (2) 試験場所 各ゼミナールの指定する場所
6. 卒業論文の審査には、関連学科目を担当する教員がこれに加わるものとする。
7. 卒業要件に卒業論文の単位のみを残して休学中のものが卒業論文を提出する場合は、提出期限の日を含む月から復学しなければならない。
なお、原則として復学する1か月前までに所定の復学手続きを行うこと。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度以前に入学した学生については、本内規の規定にかかわらず、卒業要件に卒業論文の単位のみを残して休学中のものが卒業論文を提出する場合に関する規定を除き、なお従前の例による。

附 則

- 1 この内規は、平成23年4月1日から施行し、平成20年度入学者から適用する。
- 2 平成19年度以前の入学者については、改正後の静岡大学人文社会科学部経済学科卒業論文に関する内規の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この内規は，平成24年4月1日から施行し，平成20年度入学者から適用する。ただし，平成22年度以前入学者については，「卒業演習a」および「卒業演習b」を「卒業研究a」および「卒業研究b」にそれぞれ読み替えて適用する。
- 2 平成19年度以前の入学者については，本内規の規定にかかわらず，卒業研究の題目提出に関する規定を除き，なお従前の例による。

附 則

- 1 この内規は，平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度以前の入学者については，本内規の規定にかかわらず，なお従前の例による。

30 静岡大学研究生規程

(昭和33年 5月17日制定)

第1条 学則第67条の規定に基づいて、この規程を定める。

第2条 研究生を志望する者は、所定の願書に、研究事項を記載し、履歴書を添えて、学部長又は附置研究所長を経て、学長に提出しなければならない。

2 研究生を志望する者が、現職教育のため任命権者の命により派遣される教員等であるときは、前項に定める書類のほか、当該任命権者の派遣委託書を提出しなければならない。

第3条 研究生の入学の時期は、学年の初めとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

第4条 研究生の選考は、当該学部又は附置研究所において行う。

第5条 授業料は、国立大学法人静岡大学授業料等料金体系規則に定める額とし、在学予定期間に応じ6月分に相当する額を当該期間の当初の月に納めなければならない。ただし、在学予定期間が6月未満であるときはその期間分に相当する額とする。

第6条 研究生を志望する者は、検定料として、国立大学法人静岡大学授業料等料金体系規則に定める額を納めなければならない。

第7条 研究生の入学選考に合格した者は、入学科として国立大学法人静岡大学授業料等料金体系規則に定める額を納めなければならない。

第7条の2 現職教育のため任命権者の命により派遣される教員等については、前3条の規定にかかわらず、授業料、入学科及び検定料は徴収しない。

第8条 納付した授業料、入学科及び検定料は、いかなる事情があっても還付しない。

第9条 研究生は、途中で退学しようとするときは、その旨を学部長又は附置研究所長に願い出て、学長の許可を受けなければならない。

第10条 研究生に適しないと認めた者は、教授会の議に基づき、学部長又は附置研究所長の申請により、学長がこれを除籍する。

附 則

この規程は、昭和33年4月1日から実施する。

〈以下、昭和37年5月29日から平成3年7月17日までの改正の附則省略〉

附 則（平成16年4月1日規程）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

31 人文社会科学部研究生に関する内規

昭和42年2月9日制定

- 1 人文社会科学部研究生に関しては、静岡大学研究生規程に定めるもののほか、次の規約に従うものとする。
- 2 本学部における研究生は、その研究事項の指導教員とその専攻課程とも支障ない場合に限り、選考の上入学を許可するものとする。
- 3 本学部における研究生の入学資格は、その研究事項につき大学学部卒業者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。本学部卒業生以外の場合は、関係ある学科目の選考試験を行うことがある。
- 4 研究生を希望する者は、所定の願書に検定料（国立大学法人静岡大学授業料等料金体系規則に定める額）、卒業（見込み）証明書、成績証明書、履歴書、研究計画書を添えて提出するものとする。
- 5 研究期間は、原則としてその年度内で半期若しくは通年とする。
- 6 研究生は、担当教員の許可を得て、関係ある授業科目を聴講することができる。ただし、単位は取得することができない。
- 7 研究生は、研究期間満了（第5項による研究期間を短縮する場合を含む。）とともに修了を希望する場合、研究成果報告書を研究期間満了の日の1月前までに人文社会科学部学務係へ提出するものとする。ただし、後学期にあっては、研究成果報告書を2月20日正午（当日が土曜日又は日曜日の場合は別に定める）までに提出するものとする。
- 8 研究生の修了認定は、研究期間中の勉学状況及び研究成果報告書の成績を考慮して、教授会がこれを行う。
- 9 他学部の研究生が本学部の授業の聴講を希望する場合は、教授会の承認を得た上で、第6項に準じ聴講を許可するものとする。

附 則（平成16年4月1日改正）

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

32 静岡大学科目等履修生規程

(平成4年3月19日制定)

第1条 国立大学法人静岡大学学則第67条の規定に基づいて、この規程を定める。

第2条 科目等履修生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

第3条 科目等履修生を志望する者は、入学願書に検定料及び所定の書類を添えて、学部長を経て学長に提出しなければならない。

第4条 前条の入学志望者については、別に定めるところにより選考を行う。

第5条 前条の選考結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、入学金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

第6条 授業料、入学金及び検定料の額は、国立大学法人静岡大学授業料等料金体系規則に定める額とする。

2 授業料は、その年度内の履修予定期間に応じ6月分に相当する額を当該期間の当初の月に納めなければならない。ただし、在学予定期間が6月未満であるときはその期間分に相当する額とする。

3 特殊教育内地留学生及び現職教育のため任命権者の命により派遣された教員等が併せて科目等履修生として入学する場合は授業料を徴収し、入学金及び検定料は徴収しない。

4 受託事業により科目等履修生として受け入れる者の授業料、入学金及び検定料は徴収しないことができる。

[改正・平20年9月4日]

第7条 納付した授業料、入学金及び検定料は、いかなる事情があっても還付しない。

第8条 科目等履修生に適しないと認めた者は、教授会の議に基づき学部長の中請により、学長がこれを除籍する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年10月18日) 抄

この規則は、平成7年10月18日から施行し、平成7年10月1日から適用する。

附 則 (平成16年4月1日規程)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年9月4日規程)

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

33 人文社会科学部科目等履修生に関する内規

- 1 人文社会科学部科目等履修生に関しては、静岡大学科目等履修生規程に定めるもののほか、次の規約に従うものとする。
- 2 本学部における科目等履修生は、その学科に支障がない場合、選考の上入学を許可するものとする。
- 3 本学部における科目等履修生として入学することのできる者は、静岡大学学則第42条の各号の一に該当する者又は、当該授業科目を履修する学力があると認めた者とする。
- 4 履修を希望する者は、所定の願書に検定料、履歴書、写真、健康診断書、最終学校の卒業又は修了証明書、成績証明書を添えて提出する。
- 5 出願の期限は別に定める。
- 6 1年間における履修単位の限度は設けないものとする。
- 7 履修期間は1年以内とする。ただし、事情によりその期間を延長する場合は、改めて、3月末日までに履修期間更新願を提出するものとする。
- 8 科目等履修生は、履修した科目について試験を受け単位を修得することができる。
- 9 人文社会科学部規則は、科目等履修生にもこれを準用する。

附 則

この内規は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

34 静岡大学特別聴講学生規程

(昭和49年 7月17日制定)

第1条 学則第67条の規定に基づき、この規程を定める。

第2条 特別聴講学生を志望する者は、所定の願書に授業科目名及び履修期間を記載し、所属する大学又は短期大学の許可書を添えて、学部長を経て学長に提出しなければならない。

第3条 特別聴講学生の入学の時期は、学期の初めとする。

第4条 特別聴講学生の授業料は、国立大学法人静岡大学授業料等料金体系規則に定める額として、在学予定期間に応じ、6月分に相当する額を当該期間の当初の月に納めなければならない。ただし、次の各号に掲げる特別聴講学生の授業料は、徴収しない。

(1) 国立大学又は国立短期大学の学生

(2) 大学間相互単位互換協定に基づき、授業料を不徴収とする公立の大学若しくは短期大学又は私立の大学若しくは短期大学の学生

(3) 大学間交流協定に基づき、授業料等を不徴収とする外国人留学生

2 特別聴講学生の検定料及び入学科は、徴収しない。

第5条 納付した授業料は、いかなる事情があっても返還しない。

第6条 特別聴講学生は、履修した授業科目につき、試験を受け、単位を修得するものとする。

附 則

この規程は、昭和49年7月17日から施行する。

附 則（昭和51年4月21日）

この規程は、昭和51年4月21日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

附 則（平成3年7月17日）

この規程は、平成3年7月17日から施行し、平成3年7月1日から適用する。

附 則（平成4年5月20日）

この規程は、平成4年5月20日から施行する。

附 則（平成7年6月21日）

この規程は、平成7年6月21日から施行する。

附 則（平成7年10月18日）抄

この規則は、平成7年10月18日から施行し、平成7年10月1日から適用する。

附 則（平成9年3月13日）

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日規程）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年10月2日規程）

この規程は、平成18年10月2日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

35 静岡大学外国人学生規程

(昭和37年12月22日制定)

第1条 国立大学法人静岡大学学則（以下「学則」という。）第68条第2項の規定に基づいて、この規程を定める。

第2条 外国人学生とは、日本の国籍を有しない者で、本学に入学を許可された者をいう。

第3条 外国人で、学部学生、研究生、科目等履修生、聴講生又は特別聴講学生として入学を志望する者（以下「入学志望者」という。）があるときは、当該学部教授会の選考を経て、学長が入学を許可する。

第4条 前条の学部学生、科目等履修生、聴講生又は特別聴講学生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者

(2) 日本において、高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者

第5条 研究生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者

(2) 日本において、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者

第6条 入学の選考は一般入学志望者と同じ方法で行う。

2 第4条第1号又は第5条第1号に該当する者で前項により難い事情があると認めた場合は、特別の選考を行うことができる。

第7条 前条第2項により入学を許可された学部学生については定員外とすることができる。

第8条 入学志望者は、次の各号に定められた書類に所定の検定料を添え、当該学部長を経て学長に願い出なければならない。

(1) 第4条第1号に該当する者は、次の書類を提出しなければならない。

ア 外国人学生入学願書

イ 健康診断書

ウ 写真

エ 最終出身学校の学業成績証明書及び卒業（修了）証書の写し

(2) 第4条第2号に該当する者は、一般入学志望者と同じ書類を提出しなければならない。

(3) 第5条に該当する者の提出書類は前各号に準ずる。

第9条 本学に編入学及び転入学を志望する者は、第6条から第8条までに規定するところに準じて取り扱うものとするほか、特に本学所定の一般教育科目、外国語科目、保健体育科目、基礎教育科目、専門教育科目等についての学力検査を行い、既に修得した科目単位を換算して、学長は相当年次に入學を許可することができる。

第10条 本学所定の課程を履修し、又は所定の単位を修得したときは、学長は学部長の認定により学位記、修業証書又は証明書を授与することができる。

第11条 国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年1月31日文部大臣裁定）に基づく、国費外国人留学生の検定料、入学科及び授業料はこれを徴収しない。

2 大学間交流協定等に特に定めがある場合又は学長が特に必要と認める場合は、外国人学生の検定料、入学科及び授業料は徴収しない。

第12条 学部長は、教授会の議を経て、学長の承認により外国人学生に関する細則を定めることができる。

第13条 学則中学生に関する規定並びに研究生規程、科目等履修生規程、聴講生規程及び特別聴講生規程は、外国人学生に準用する。

附 則

この規程は、昭和37年12月22日から施行する。

附 則（昭和40年4月22日）

この規則は、昭和40年4月22日から施行し、昭和40年4月1日から適用する。

附 則（昭和41年11月19日）

この規程は、昭和41年11月19日から施行する。

附 則（昭和53年1月10日）

この規則は、昭和53年1月10日から施行する。

附 則（昭和58年5月25日）

この規程は、昭和58年5月25日から施行する。

附 則（平成4年3月19日）

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成9年4月16日）

この規則は、平成9年4月16日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日規程）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成21年6月10日規程）

この規程は、平成21年6月10日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成21年12月2日規程）

この規程は、平成21年12月2日から施行する。

附 則（平成22年7月21日規程）

この規程は、平成22年7月21日から施行する。

36 静岡大学授業料等免除及び徴収猶予の取扱いに関する規則

(昭和38年4月1日制定)

改正 平成23年10月12日

目次

第1章 総 則 (第1条・第2条)

第2章 授業料の免除 (第3条—第6条)

第3章 入学料の免除 (第7条—第8条)

第4章 寄宿料の免除 (第9条・第10条)

第5章 授業料及び入学料の徴収猶予 (第11条—第14条)

第6章 補 則 (第15条—第18条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 授業料、入学料及び寄宿料の免除又は授業料及び入学料の徴収猶予の取扱いについては、本学学則に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(適用範囲)

第2条 この規則の適用を受ける者は、学部及び大学院の学生（以下「学生」という。）並びに学部及び大学院に入学する者（聴講生、研究生等として入学する者を除く。以下「入学する者」という。）とする。

第2章 授業料の免除

(経済的理由による場合)

第3条 経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者については、本人の申請に基づき、全学学生委員会（以下「委員会」という。）の議を経て、学長は授業料を免除することができる。

2 前項に該当した免除を受けようとする者は、各期ごとの授業料の納期限以前の指定された期限までに、次の書類を、学長に提出しなければならない。

(1) 授業料免除申請書（別紙様式(1)）

(2) 経済的理由による納付困難な事情を認定するに足りる学生又は当該学生の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）の居住地の市町村長の証明書

(3) その他授業料免除申請書に記載されている事項を証明する書類

ア 課税証明書。ただし、必要により経済状況等を証明する書類

イ 身体障害者がある場合は、その手帳の写し

ウ 長期療養者がある場合は、長期療養を確認できる診断書

エ その他必要な書類

- 3 第1項の授業料免除は、年度を2期に分けた区分によるものとし、当該期分ごとに許可する。
- 4 免除の額は、原則として各期分の授業料についてその全額又は半額とする。
- 5 授業料の免除を申請した者については、免除の許可又は不許可とするまでの間、授業料の徴収を猶予する。

(休学の場合)

第4条 学生が休学を許可された場合は、授業料の年額の12分の1に相当する額（以下「月割額」という。）に、休学する日の属する月の翌月（休学する日が月の初日にあたるときは、その月）から復学する日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額の授業料を免除する。ただし、休学する日が授業料の当該期の納付期限後であり、授業料の徴収を猶予されていない者又は月割分納を許可されていない者の当該期の授業料については、免除しない。

(死亡、行方不明又は除籍の場合)

第5条 死亡、行方不明又は授業料の未納を理由として学籍を除いた場合は、未納の授業料の全額を免除することができる。

(災害等の場合)

第6条 次の各号のいずれかに該当する特別な事情により授業料の納付が著しく困難であると認められる場合には、委員会の議を経て、学長は、当該事由の発生した日の属する期の翌期に納付すべき授業料を免除することができる。ただし、当該事由発生が当該期の授業料の納付期限以前であり、かつ、当該期分の授業料を納付していない場合においては、当該期分の授業料を免除することができる。

- (1) 授業料の各期ごとの納付期限前6月以内（新入学生に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前1年以内）において、学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは当該学生の学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
 - (2) 前号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合
- 2 前項に該当し免除を受けようとする者は、各期ごとの授業料の納付期限までに、次の書類を、学長に提出しなければならない。
- (1) 授業料免除申請書（別紙様式(1)）
 - (2) 第3条第2項第2号及び第3号に規定する書類
 - (3) 学資負担者が死亡した場合は、戸籍謄本又は死亡を証明する書類
 - (4) 災害を受けた場合は、罹災証明書

- 3 第1項の授業料免除は、年度を2期に分けた区分によるものとし、当該期分ごとに許可する。
- 4 免除の額は、原則として各期分の授業料についてその全額又は半額とする。
- 5 授業料の免除を申請した者については、免除の許可又は不許可とするまでの間、授業料の徴収を猶予する。

第3章 入学料の免除

(経済的理由による場合)

第7条 本学の大学院に入学する者であって、経済的理由によって入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者については、委員会の議を経て、学長は、入学料を免除することができる。

2 前項に該当し免除を受けようとする者は、入学手続終了の日までに、次の書類を、学長に提出しなければならない。

(1) 入学料免除申請書（別紙様式(2)）

(2) 第3条第2項第2号及び第3号に規定する書類

（災害等の場合）

第7条の2 前条第1項に該当する者のほか、大学院に入学する者並びに学部に入学者であって、次の各号のいずれかに該当する特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められる場合には、委員会の議を経て、学長は、入学料を免除することができる。

(1) 入学前1年以内において、学資負担者が死亡した場合又は入学する者若しくはその学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

(2) 前号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合

2 前項に該当し免除を受けようとする者は、入学手続終了の日までに、次の書類を、学長に提出しなければならない。

(1) 入学料免除申請書（別紙様式(2)）

(2) 第3条第2項第2号及び第3号に規定する書類

(3) 学資負担者が死亡した場合は、戸籍謄本又は死亡を証明する書類

(4) 災害を受けた場合は、罹災証明書

（免除の額）

第7条の3 入学料の免除の額は、原則として全額又は半額とする。

（死亡又は除籍の場合）

第8条 第13条第1項及び第4項の規定により、入学料の徴収を猶予した期間中に死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。

2 第13条第5項の規定により、入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者若しくは半額免除を許可された者であって、入学料を納付すべき期間中に死亡した場合、又は納付すべき入学料を納付しないことにより学籍を除いた場合は、未納の入学料の全額を免除する。

3 前項の場合において、授業料又は寄宿料が未納である場合は、その者に係る未納の授業料又は寄宿料の全額を免除することができる。

第4章 寄宿料の免除

（死亡、行方不明又は除籍の場合）

第9条 死亡、行方不明、授業料又は寄宿料の未納を理由として学籍を除いた場合は、未納の寄宿料の全額を免除することができる。

（災害の場合）

第10条 学生又は当該学生の学資負担者が、風水害等の災害を受け、寄宿料の納付が著しく困難であると認められる場合には、委員会の議を経て、学長は、災害の発生した日の属する月の翌月から6月間の範囲内において必要と認める期間に納付すべき寄宿料の全額を免除することができる。ただし、必要と認める期間が翌年度にわたる場合の免除の許可は、年度ごとに分けて行うものとする。

2 前項に該当し免除を受けようとする者は、次の書類を、その都度学長に提出しなければならない。

- (1) 寄宿料免除申請書（別紙様式(3)）
- (2) 第3条第2項第2号及び第3号に規定する書類
- (3) 罹災証明書

第5章 授業料及び入学料の徴収猶予

（授業料の徴収猶予）

第11条 学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、本人（学生が行方不明の場合は学生に代る者）の申請に基づき、委員会の議を経て、学長は授業料の徴収を猶予することができる。

- (1) 経済的理由によって、納期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- (2) 行方不明の場合
- (3) 学生又は当該学生の学資負担者が災害を受け、納付困難と認められる場合
- (4) その他やむを得ない事情があると認められる場合

2 前項の許可を受けようとする者は、各期ごとの授業料の納期限までに、次の書類を、学長に提出しなければならない。

- (1) 授業料徴収猶予申請書（別紙様式(4)）
- (2) 第3条第2項第2号及び第3号に規定する書類
- (3) その他必要な書類

3 第1項の授業料の徴収猶予は、年度を2期に分けた区分によるものとし、当該期分ごとに許可する。ただし、その期限は当該年度を超えることはできない。

4 第1項の規定により授業料の徴収の猶予を許可している学生に対し、猶予期間満了前に退学することをその願い出により許可した場合は、月割計算により退学の翌月以降に納付すべき授業料の全額を免除することができる。

5 授業料の徴収猶予を許可し又は不許可とするまでの間は、徴収猶予の申請をした者に係る授業料の徴収を猶予する。

（授業料の月割分納）

第12条 特別の事情があると認められる場合は、第11条第1項に準じ授業料の月割分納を許可することができる。この場合の月割分納の額は、授業料年額の12分の1に相当する額とし、その納期限は毎月末日とする。

2 前項の許可を受けようとする者は、各期ごとの授業料の納期限までに、次の書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 授業料月割分納申請書（別紙様式(5)）
- (2) 第3条第2項第2号及び第3号に規定する書類
- (3) その他必要な書類

3 第1項の月割分納の取扱いは、年度を2期に分けた区分によるものとし、当該期分ごとに許可する。

4 授業料の月割分納を許可し又は不許可とするまでの間は、月割分納の申請をした者に係る授業料の徴収を猶予する。

（入学料の徴収猶予）

第13条 本学に入学する者であって、次の各号のいずれかに該当する場合には、本人の申請に基づき、委員会の議を経て、学長は、入学料の徴収を猶予することができる。

- (1) 経済的理由によって納期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- (2) 入学前1年以内において、学資負担者が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納期限までに納付が困難であると認められる場合
- (3) その他やむを得ない事情があると認められる場合

2 前項の徴収猶予を受けようとする者は、入学料の納期限までに、次の書類を学長に提出しなければならない。ただし、入学料の免除を申請した者については、免除の不許可又は半額免除の許可を告知された日から起算して14日以内に徴収猶予の申請を行うことができるものとする。

- (1) 入学料徴収猶予申請書（別紙様式(6)）
- (2) 第3条第2項第2号及び第3号に規定する書類
- (3) その他必要な書類

3 第1項の徴収猶予の期間は、入学後6月以内とし、4月入学者にあつては9月末日まで、10月入学者にあつては3月末日までとする。

4 入学料の免除又は徴収猶予を許可し又は不許可とするまでの間は、免除又は徴収猶予の申請をした者に係る入学料の徴収を猶予する。

5 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者（第2項のただし書きにより徴収猶予の申請をした者を除く。）は、その告知をされた日から起算して14日以内に納付すべき入学料を納付しなければならない。

（延滞金）

第14条 徴収を猶予した入学料にかかる延滞金は、その全額を免除することができる。

第6章 補則

（許可の取消し）

第15条 授業料及び寄宿料の免除又は授業料の徴収猶予の許可決定後、許可理由が消滅した場合は、その許可を取り消すものとする。

2 入学料の徴収猶予の許可決定後、徴収猶予期間を超えて、納入すべき入学料を納入しない場合は、その許可を取り消すものとする。

(申請書の様式)

第16条 第3条、第6条、第7条、第7条の2、第10条、第11条、第12条及び第13条に規定する別紙様式については、学長が別に定める。

(成績優秀者に対する措置)

第17条 学長は、成績優秀者に対する授業料及び入学料の免除に関する措置について別に定める。

(雑則)

第18条 この規則に定めるもののほか、授業料、入学料及び寄宿料の免除及び徴収猶予に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、昭和38年4月1日から施行する。

2 授業料免除ならびに減額に関する規程(昭和27年3月制定)は、廃止する。

〈以下、昭和39年4月27日から平成17年3月16日までの改正の附則省略〉

附 則(平成21年3月18日規則)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年10月12日規則第19号)

この規則は、平成23年10月12日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

37 長期にわたる教育課程の履修に関する規程

(平成16年3月17日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人静岡大学学則（昭和24年12月21日制定。以下「学則」という。）第37条及び静岡大学大学院規則（昭和39年4月27日制定。以下「規則」という。）第11条の2に規定する長期にわたる教育課程の履修（以下「長期履修」という。）について必要な事項を定める。

(申請の資格)

第2条 長期履修を申請できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 職業を有している者
- (2) その他長期履修を必要とする事由があると認められる者

(申請手続等)

第3条 長期履修を申請しようとする者は、次の各号に掲げる書類を、長期履修の許可を受けようとする学年開始の1か月前まで（入学予定者にあつては、別に定める日）に所属の学部長又は研究科長を経て学長に提出しなければならない。ただし、卒業又は課程を修了する予定の学年時における申請はできない。

- (1) 長期履修学生申請書（別紙様式1）
- (2) 理由書（別紙様式2）
- (3) 履修計画書（履修計画・研究計画）（別紙様式3）
- (4) 在職証明書（在職者のみ）
- (5) その他必要とする書類

(許可)

第4条 長期履修の許可等は、当該教授会又は研究科委員会の議を経て、学長が行う。

2 長期履修を許可した場合は、長期履修学生許可書（別紙様式4）により通知するものとする。

(授業料)

第5条 長期履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）の授業料は、別に定める。

(長期履修の期間)

第6条 長期履修できる期間は、1年を単位とし、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 入学者のうち、長期履修学生として認められた者については、学則第28条に定める修業年限及び規則第8条に定める標準修業年限の2倍に相当する年数を限度とする。
- (2) 在学途中から長期履修学生として認められた者の長期履修期間は、未修学年数の2倍に相当する年数を限度とする。

(長期履修学生の在学期間)

第7条 学則第4条に定める学部にあつては、長期履修学生の在学期間は、12年を超えることが

できない。ただし、在学途中から長期履修学生になった者は、第6条第2号の長期履修期間に
既在学年数及び4年を加えた年数を超えることはできない。

- 2 規則第4条第1項に定める修士課程及び教育学研究科専門職学位課程にあつては、長期履修
学生の在学期間は6年を、博士課程及び法務研究科専門職学位課程にあつては、9年を超える
ことができない。ただし、在学途中から長期履修学生になった者は、第6条第2号の長期履修
期間に、修士課程及び教育学研究科専門職学位課程にあつては既在学年数及び2年を、博士課
程及び法務研究科専門職学位課程にあつては既在学年数及び3年を加えた年数を超えることは
できない。

(在学期間の変更)

第8条 長期履修学生が、在学期間の延長又は短縮を希望する場合は、次の各号に掲げる書類を
許可を受けようとする学年開始の1か月前までに当該教授会又は研究科委員会の議を経て、学
長に提出しなければならない。ただし、長期履修学生の在学期間の変更は1回限りとし、卒業
又は課程を修了する予定の学年時における延長の申し出はできない。

(1) 長期履修学生在学期間変更願(別紙様式5)

(2) その他必要とする書類

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、長期履修に関し必要な事項は、静岡大学大学教育センター
及び静岡大学大学院委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成18年2月15日規程)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月18日規程)

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度以前に長期履修学生として認められた者については、この規定による改正後の第
6条第2号の規程にかかわらず、なお従前の例による。

38 人文社会科学部棟管理・使用等要項

平成18年11月9日

(趣 旨)

- 1 人文社会科学部棟（共通教育L棟の管理・使用を含む）の管理・使用等については、関係規則の定めによるほか、この要項による。

(建物出入口の開錠・施錠)

- 2 建物出入口は、特別な場合を除き休日は開錠しない。
- 3 休日以外の日の建物出入口の開錠・施錠時刻は、特別な場合を除き次のとおりとする。

ただし、静岡大学学則第26条に定める春季休業、夏季休業、冬季休業期間中は、17時20分（共通教育L棟は18時00分）に施錠する。

		開 錠	施 錠	備 考
A棟	玄 関（東扉）	8：00	18：00	タイマーにより作動
	玄 関（西扉・自動扉）	8：30	18：00	
	西側自動扉	8：30	18：00	
	大講義室への通路（1階）	8：30	18：00	
	1階東南出入口	8：30	18：00	
	1階東北出入口	8：30	18：00	
B棟	玄 関	8：30	18：00	
	大講義室への通路（2階）	8：30	18：00	
	学生リフレッシュスペース南出入口	8：30	18：00	
	学生リフレッシュスペース北出入口	8：30	18：00	
C棟	玄 関（自動扉）	8：00	18：00	タイマーにより作動
大 講 義 室		（使用時のみ開錠）		
共通教育L棟0階玄関 1階玄関・2階通用口		8：30	21：20	夜間主コース授業開講時の土曜日 14：00～18：00
E棟	玄 関	8：30	21：20	

(閉棟時間帯の入・退棟)

- 4 A棟玄関（西扉・自動扉）又は共通教育L棟0階玄関が施錠されている時間（以下「閉棟時間帯」という。）の入・退棟者は、A棟玄関（東扉）又はC棟玄関（自動扉）、共通教育L棟0階玄関（自動扉）又はL棟2階通用口を使用し、出入りに際して施錠を確認する。

5 閉棟時間帯の入棟は次のとおりとする。

人文社会科学部教職員及び法務研究科起用職員（H17.4.1以降）（以下、「人文社会科学部教職員等」という。） 大学院人文社会科学研究科の学生 大学院法務研究科の学生（H17.4.1以降）	特別の場合を除き制限しない。
人文社会科学部学生	学生委員会又は指導教員の指導による。
上 記 以 外 の 者	施設、設備の保守・管理その他のため学部長が特に認めた者並びに人文社会科学部教職員若しくは学生委員会又は指導教員の指導に基づく人文社会科学部学生が同行する者を除き入棟を認めない。

（室の使用）

6 人文社会科学部教職員等が次の室を使用するときは、事前に学部長の許可を得るものとする。

- (1) 講義室、演習室を本来の目的以外に使用するとき
- (2) 大会議室、第1小会議室、第2小会議室、応接室

7 人文社会科学部学生の講義室、演習室又は学生談話室の使用については、学生委員会が定める。ただし学生談話室の使用時間は閉棟時間帯以外とする。

8 人文社会科学部学生の社会学科・言語文化学科共同研究室の使用については、社会学科・言語文化学科が定める。

9 人文社会科学部学生の法経ゼミ連室の使用については、法学科・経済学科が定める。

ただし、使用時間が閉棟時間帯にかかるときは、学生談話室北側出入口から退棟するものとし、この場合、学生談話室の鍵（南側、北側各1個）を事前に教員を通じて借用し、事後速やかに教員を通じて返却する。

10 人文社会科学部学生が閉棟時間帯に室を使用し、A棟玄関入構用カードを必要とする場合は、事前に総務係で借用し、事後速やかに返却する。

11 人文社会科学部の教職員及び学生以外の使用は、規則等に基づいて学部長が認めたものに限る。

12 人文社会科学部教職員が、閉棟時間帯に室を使用するに当たりA棟玄関（西扉）又はB棟玄関の開錠を必要とする場合は、当該教職員が下記のように対応する。

- (1) 開錠を守衛に依頼する。
- (2) 室の使用の終了と関係者の退出を確認した後、すみやかに守衛に連絡し、施錠を依頼する。

（その他）

13 エレベーターは特別な場合を除き、常時運転する。

- 14 非常口（A棟東側2階～6階、C棟東側1階～4階及び北側1階）は、非常時を除き原則として開扉してはいけない。止むを得ない事情で開扉したときは速やかに閉扉する。
- 15 省エネルギーに心がけ、退棟（退室）時には火気の始末、消灯、窓・扉の施錠を必ず確認する。

附 則

この要項は、平成3年1月10日から施行する。

附 則（平成10年10月1日改正）

この要項は、平成10年10月1日から施行する。

附 則（平成17年2月24日改正）

この要項は、平成17年2月24日から施行する。

附 則（平成18年11月9日改正）

この要項は、平成18年11月9日から施行する。

人文社会科学部庁舎管理・使用等要項細目

人文社会科学部学生の社会学科・言語文化学科共同研究室の使用（社会学科・言語文化学科）

1 室の使用

- (1) 学生の使用は、平日18時までとする。ただし、事前に各専攻の教員の許可を得た場合は20時30分まで使用できる。
- (2) 退室時は必ず火気・電灯・戸締まり等点検の上施錠すること。

人文社会科学部学生の人文社会科学部B棟107室及び108室の使用（法学科）

- 1 学生の使用は、平日18時までとする。ただし、特別な場合でこれにより難しい時は顧問教員等に届け出の上許可を得て、20時30分まで使用することができる。

人文社会科学部学生の講義室、演習室、学生談話室の使用（学生委員会）

- 1 学生の使用は、学術研究等の自主的活動を目的とするもので、原則としてB棟2階、3階の講義室等とし、平日18時までとする。
- ただし、事前に学務係へ届け出をした場合は、学生談話室、B301、303を除き、平日20時30分まで使用できる。
- 2 土日曜日における講義室等の使用は、人文E棟及び土曜日授業開講時の共通L棟0階とし、使用する場合は事前に学務係へ届け出るものとする。
- 3 使用する場合は、所定の手続きを使用する日の1ヵ月前から原則として前日（閉棟日は除く）までに、学務係ですること。
- 4 講義室等使用については、以下の注意事項を遵守すること。

- (1) 講義室等内では、喫煙、飲食をしないこと。
 - (2) 火気に充分気をつけること。
 - (3) 他の講義室等の迷惑になるような騒音を出さないこと。
 - (4) 使用後は、移動した机、椅子等を原状に復し、ゴミを残さないこと。
 - (5) 使用後は、必ず窓を閉め消灯すること。
- 5 以上の事項を守らなかった場合は、以後の使用を認めないことがある。

人文社会科学部学生の夜間における講義室等の使用（学生委員会）

- 1 金曜日13・14時限目（19時30分～21時00分）において学生は、学術活動等の自主活動を目的とするもので、共通教育L棟、共通教育P棟、人文E棟の講義室等を使用できる。
- 2 土曜日、日曜日の使用は不可。
- 3 1項及び2項以外の人文社会科学部の行事等については、学生委員会に申請し学部長の判断で許可を得るものとする。

附 則

この細目は、平成3年1月10日から施行する。

附 則（平成10年10月1日改正）

この細目は、平成10年10月1日から施行する。

附 則（平成17年2月24日改正）

この細目は、平成17年2月24日から施行する。

附 則（平成18年11月9日改正）

この細目は、平成18年11月9日から施行する。

39 法政資料室利用規程

〈法政資料室〉

- (1) 対象 法学科・経済学科の学部生及び大学院生（以下、これを「本学科の学生」という。）
- (2) 期間 休日（土・日・祝）、春・夏・冬期休暇を除く毎日
- (3) 時間 月曜日～金曜日 9：00～16：30
（但し、12：30～13：30は貸出中止）
- (4) 方法 ①書庫に入室する際には、入室簿に所属と名前を記入すること。
②本室の資料は、閲覧室においての閲覧を原則とする。閲覧後は、所定の場所に、各自で配架する。
③コピーは原則として資料室入口に設置してあるコピー機ですること。
コピー機が込み合っている等、資料室入口のコピー機が使用できないために資料を持ち出す場合は、コピー用貸出簿に記入し、コピー終了後速やかに所定の場所に各自で配架する。
④貸出は認めない。

＊判例法令室内の判例集・加除・判例雑誌は、すべて貸出禁止

（付）研究生・科目等履修生・他学科の学生、等について

- ①閲覧：特に混雑している場合を除いて許可する。
- ②コピー：在学証明書または学生証を呈示の上持ち出しを許可する。

その他一般的注意事項

- ①書庫・閲覧室内での喫煙・飲食は禁止
- ②貴重品以外のは、ロッカーに入れて書庫に入ること。
- ③他の利用者の迷惑にならぬ様、静かに利用すること。
- ④カウンターの上に、資料室の配置図、所蔵雑誌の目録が置いてあるので、利用して下さい。

40 経済資料室利用規程

- 1 対 象 者 経済学科・法学科の学生及び大学院生等
- 2 利 用 時 間 休日（土・日・祝）春・夏・冬期休暇期間を除く毎日
- 3 資料室開室時間 9：00～16：30

但し、①12：30～13：30の間は、資料室での閲覧のみ可能

②洋書庫，0階書庫，集密書庫は閉架（終日施錠）

4 利 用 方 法

- (1) 閲 覧：資料が配架されている室内で閲覧すること。
- (2) 鍵の貸与・返却：洋書庫，0階書庫，集密書庫は閉架書庫である。利用希望者は4階資料室の係員から学生証と交換で鍵の貸与を受け，自分で開錠し責任を持って利用すること。利用後は必ず施錠のうえ，即刻鍵を返却すること。
- (3) コ ピ ー：①コピーのために雑誌等を持ち出す場合は，それぞれの部屋に備え付けである貸出簿に必要事項を記入すること。
②速やかにコピーし，コピー終了後すぐに自分でもとの場所に配架すること。
③4階の経済資料室内にあるコピー機は教員・大学院生用であり，学生は利用できない。学生は0階自習室内にあるコイン式コピー機を使用すること。
- (4) 貸 出：貸出には指導教員の承諾が必要である。
希望者は，資料室係員に申し出て，必要な手続きをとること。
貸出期間は1週間以内とする。

5 その他注意事項

- (1) 資料室・書庫内での飲食は厳禁。
- (2) 他の利用者の迷惑にならないよう，静粛を保つこと。また，配架を乱してはならない。
- (3) 資料室のカウンターに，資料配置図を置くので，それを参考に効率的活用を図ること。
- (4) 経済学科・法学科以外の学生には，閲覧とコピーに限って利用を認める。係員に学生証を提示したうえで利用する。

41 静岡大学大谷地区構内交通規制要項

(目的)

第1 この要項は、本学大谷地区構内（以下「構内」という。）における車両等の交通を規制し、もって構内における交通事故及び騒音の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2 この要項で、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる

- (1) 自動車 自動二輪車を除く自動車をいう。
- (2) 車 両 自動車、自動二輪車及び原動機付自転車を用いる。
- (3) 二輪車 自動二輪車、原動機付自転車及び自転車をいう。

(車両乗り入れ規制区域の設定)

第3 構内に、別図1のとおり車両乗り入れ規制区域（以下「規制区域」という。）を設ける。

(規制区域への乗り入れ)

第4 規制区域への車両の乗り入れは、次の各号に定めるものを除くほか、これを禁止する。

- (1) 本学の公用車両
- (2) 本学職員の通勤用の車両で、第5第1項の規定に基づき、本学が規制区域内の駐車場への駐車を許可した車両
- (3) 本学学生（人文社会科学部法学科及び経済学科の夜間主コースの学生を除く。以下同じ。）の通学用の自動車で、第5第2項の規定に基づき、本学が規制区域内の駐車場への駐車を許可した自動車
- (4) 人文社会科学部法学科及び経済学科の夜間主コースの学生の通学用の車両
- (5) 生活協同組合職員及び大学会館に勤務する委託業者従業員の通勤用の車両
- (6) 緊急自動車・バス・タクシー・郵便集配車等の車両
- (7) 生活協同組合及び大学会館関係車両その他本学が特に許可した車両

(規制区域内駐車場への駐車の許可)

第5 本学職員に対する規制区域内の駐車場への駐車の許可は、片道の通勤距離が2 km以上である者で通勤手段が車両による届出がされている者のほか、次の各号の一に該当する者のうちから、当該職員の申請に基づき、これを許可する。

- (1) 身体的な理由等の特別の事由がある者
- (2) その他病院への通院等のため日を限って車両で通勤する必要がある者

2 本学学生に対する規制区域内の駐車場への駐車の許可は、次の各号の一に該当する者のうちから、当該学生の申請に基づき、これを許可する。

- (1) 身体的な理由等の特別の事由がある者
- (2) その他病院への通院等のため日を限って自動車で通学する必要がある者

(手続及び許可期間)

第6 第5の規定により駐車の許可を受けようとする者は、所定の様式により、当該職員又は当

該学生の属する部局の担当の係に申し出なければならない。

- 2 第5の規定に該当して駐車の許可を受けている者が、当該許可の申請事由が消滅し、又は変更したときは、第7第1項の規定により交付した駐車許可証を添えて速やかに前項と同様の手続をしなければならない。
- 3 規制区域内の駐車場への駐車の許可期間は、当該許可の申請事由に応じてその都度定める。ただし、年度を越えることはできない。
- 4 第4第2号及び第5号の一に該当して規制区域へ乗り入れることができる車両の駐車の許可期間は、前項の規定にかかわらず、許可の日から3年以内の委員会が別に定める基準日までとする。

(駐車許可証の交付)

第7 第4各号の一に該当して規制区域へ乗り入れることができる車両については、その区分に応じた駐車許可証を交付する。ただし、第4第6号に該当する車両については、この限りでない。

- 2 駐車許可証は、本学が指定する箇所に標示しなければならない。

(構内駐車場及び駐車区分)

第8 構内における駐車場及びその駐車区分を別図1のとおり定める。

- 2 構内に乗り入れた車両及び自転車は、すべて前項に定める駐車場及びその駐車区分に従って駐車しなければならない。

(二輪車に対する駐車場の指定)

第9 規制区域外の各二輪車用駐車場についても、当該駐車場の駐車可能台数を勘案して、当該利用者に対しそれぞれ駐車場を指定することがある。

(通行に当たっての遵守事項)

第10 構内での通行に当たっては、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 時速20km以下で走行すること。
- (2) 二輪車の2人乗りをしないこと。
- (3) 自動二輪車及び原動機付自転車の運転に当たっては、ヘルメットをかぶること。
- (4) 構内での移動に当たっては、原則として車両を使用しないこと。
- (5) 駐車場以外の場所及び道路上に駐車しないこと。
- (6) 道路標識及び道路標示に従うこと。

(宿舍及び学生寮の環境保全)

第11 構内の宿舍及び学生寮の周辺については、その環境を保全するため、通勤又は通学のための車両の乗り入れ及び駐車を禁止する。

(違反者に対する措置)

第12 この要項に違反した者があったときは、駐車許可の取消し、氏名の提示その他必要な措置を講ずることがある。

(補則)

第13 この要項の実施に当たって必要な事項は、静岡大学大谷地区交通対策委員会が定める。

42 副専攻プログラムの履修について

1. 副専攻プログラムとは、所属する学部や学科の教育科目にとどまらず、自身の専攻（主専攻）以外に、興味や関心のある特定のテーマに沿った教育科目を横断的に学ぶ制度です。
2. 現在静岡大学で履修できる副専攻プログラムは、以下のとおりです。副専攻プログラムは選択制で、それぞれについて修了認定に必要な単位数を定めてあります。

(1) ABP*副専攻		
1	概 要	静岡大学では、社会のニーズに応えるグローバル人材を育てる取り組みとして「アジア・ブリッジ・プログラム（ABP）」を実施しています。本副専攻はアジアを中心とする留学生とともに学び、幅広い視野と国際的な感覚を身につけた日本人学生を育てるためのプログラムです。
2	受講対象学部（人数）	全学部（1学年合計60名程度とする）
3	必 要 単 位 数	15単位
4	履 修 要 件	本副専攻の履修には、申請時において、TOEIC600点以上の英語力を備えていることが求められます。
5	申 請 方 法	既定の申請書を教務課教務係（静岡）または浜松学生支援課共通教育係（浜松）へ提出

3. 対象となる科目を履修して必要な単位を修得し、副専攻の修了が認められると「副専攻修了証書」が授与されます。「副専攻修了証書」は、主専攻の他にも特定の学習テーマに基づいた科目群を履修したことを外部に証明するものです。
4. 副専攻で履修した科目の多くは卒業に必要な124単位に含めることができます。また、副専攻の修了単位に満たない場合でも、それぞれの修得科目の多くは卒業に必要な単位に算入できます。詳細は所属学部規則を確認してください。

*ABP（アジア・ブリッジ・プログラム）について

静岡大学では全学的な教育改革と組織改編によるグローバル人材育成機能の強化を掲げ、平成27年度よりアジアの国々（特に、タイ、インドネシア、ベトナム、インド）を対象とする国際プログラム（ABP）を開始しました。

学部レベルでは、上記4ヶ国からの学部留学生を毎年40名受け入れ、高度な日本語力を身につけた人材の育成を図ります。また、日本人学生については、ABP副専攻（60名）を設け、国際的な実務能力の高い人材を輩出することを目指します。大学院レベルでは、理系の修士課程を一本化した英語による修士課程（40名）を創設し、海外からの優秀な人材の獲得を目指します。また、日本人修士学生のためのABP副専攻（40名）も併設します。

このプログラムは、静岡県内の企業、自治体、NPO法人などと協力し、国際的な実務能力の高い人材を育成するものであり、静岡県内企業への国際的人材の提供が期待されています。

副専攻プログラムにかかる問い合わせ先：静岡大学 グローバル企画推進室

054-238-3063

kglobal@ipc.shizuoka.ac.jp

ABP副専攻

(教養科目)

区 分	小科目区分	授業科目	単 位	選択・必修 の別	履修 年次	必要 単位	備 考
ABP科目*	個別分野科目 〈人文・社会分野〉	哲学	2	選択必修	1～3	8単位 以上	ABP科目（英語）として指定された個別分野科目から4科目8単位必修 ※開講される科目は各年度により異なる場合がある。 TOEIC600点以上取得者が履修できる。 *ABP = (Asia Bridge Program)
		歴史と文化	2	選択必修	1～3		
		ことばと表現	2	選択必修	1～3		
		日本国憲法	2	選択必修	1～3		
		法と社会	2	選択必修	1～3		
		経済と社会	2	選択必修	1～3		
		国際社会と日本	2	選択必修	1～3		
		現代の社会	2	選択必修	1～3		
		心理学	2	選択必修	1～3		
		地域と文化	2	選択必修	1～3		
		芸術論	2	選択必修	1～3		
	〈自然科学分野〉	数学の世界	2	選択必修	1～3		
		数理の構造	2	選択必修	1～3		
		物理の世界	2	選択必修	1～3		
		自然と物理	2	選択必修	1～3		
		化学の世界	2	選択必修	1～3		
		生活の科学	2	選択必修	1～3		
		生命科学	2	選択必修	1～3		
		生物と環境	2	選択必修	1～3		
		地球科学	2	選択必修	1～3		
		進化と地球環境	2	選択必修	1～3		
		科学と技術	2	選択必修	1～3		
AL科目*	学際科目	各年度の初めに、各テーマに沿った授業科目を発表する。		選択必修	2～3	4単位 以上	AL科目として指定された学際科目から2科目4単位必修（英語・日本語のどちらの科目も履修可能） TOEIC600点以上取得者が履修できる。 *AL = (Active Learning)
海外研修 科目	英語	英語海外研修A	2	選択必修	1～4	2単位 以上	
		英語海外研修B	2	選択必修	1～4		
	学際科目	海外大学交流研修Ⅰ	2	選択必修	3		
		ABP海外研修Ⅰ	2	選択必修	2～4		
		ABP海外研修Ⅱ	2	選択必修	2～4		
		ABP海外研修Ⅲ	2	選択必修	2～4		
修了認定 科目	学際科目	ABP修了研究	1	必修	3～4	1単位	TOEIC600点以上取得者が履修できる。
合 計						15単位 以上	

注意

1. 上記科目のうち、卒業単位となる科目は所属学部規則の定めるところによる。

Ⅲ 人文社会科学部のあゆみ

静岡大学の創立 静岡大学が戦後の学制改革にもとづく新制大学の一つとして設立されたのは1949（昭24）年6月1日であった。基盤となったのは旧制静岡高等学校、浜松工業専門学校、静岡第一師範学校、静岡第二師範学校（浜松市）、静岡青年師範学校（島田市）の5校であり、大学学部構成は文理・工・教育の3学部であった。その後1951（昭26）年3月には、県立農科大学（磐田市）が国立に移管されて農学部となり、また1953（昭28）年8月には、工業短期大学部（浜松市）、1955（昭30）年7月には、法経短期大学部が併設されて、静岡大学は4学部、2短期大学部を有する総合大学に発展した。

旧制静岡高等学校 文理学部の母体は、旧制の静岡高等学校である。この旧制静岡高等学校は1922（大11）年8月24日、官立の第22番目の高等学校として、当時の静岡市北郊安東村（現在の静岡市大岩本町29番1号）に静岡市の寄付した2万坪の土地を敷地として設立されたものである。以来同校は、大学昇格に伴う廃校に至るまで、26回、4,500余名の卒業生（26回は1年にて修了）を世に送った。

文理学部の組織 文理学部は旧制静岡高等学校の有形無形の伝統を受けついで設立され、人文学部100名、理科学部60名、同乙類40名の学制定員で発足した。人文学部は哲学、史学、国文学、英文学、独文学、法学政治学、経済学の8専攻、理科学部は数学、物理学、化学、生物学、地学の5専攻のほか、医学進学課程（20名）を含み、同乙類は工学部に進む学生の課程であった。医学進学課程は1953（昭28）年4月に廃止され、その定員20名は理科専攻課程に繰入れられた。又、乙類は1959（昭34）年4月に廃止された。

1955（昭30）年人文学部は、8専攻のうち初めの6専攻を文学部、残りの2専攻を法経学科へ改組し、1957（昭32）年4月から志望別に入学させることになった。1958（昭33）年4月人文学部の学生定員が10名減の90名となった。

文理学部の改組 文理学部はこのように多くの専攻課程を擁して広範な研究と教育活動を行ってきたが、文理学部の組織と設備とは、それぞれの専門的学術の研究教育には不十分であり、地域社会の要望に応えるためには、是非ともこれを発展的に改組して、新しい学部編成に必要があった。そこで数年をかけて文理学部改組の運動がつづけられた結果、1965（昭40）

年4月をもって、これを人文学部と理学部に改組し、別に前期2年の教養課程教育のため教養部を設置することになったのである。

この間、文理学部は着々と教育の成果をあげ、1968（昭43）年までに16回、約2,100名の卒業生を世に送ったのである。

人文学部の組織と大谷移転 人文学部は、発足当初、人文学科（哲学、日本史学、外国史学、国文学、英文学、独文学、仏文学の7専攻）60名、法経学科（法学、経済学の2専攻）100名であったが、その後学生定員は、しだいに増加し、それとともに教育研究体制も改善されてきた。

大学の大谷（片山）地区への移転にともない、人文学部の建物（現在の共通L棟）は1968（昭43）年6月に完成、学部移転はその年の夏に行われ、9月より開講した。その後1981（昭56）年4月に大谷キャンパス高台に鉄筋コンクリート6階の現校舎が竣工し、移転開講した。

専攻科の設置 1971（昭46）年4月、人文学専攻科が設置された。

法経学科の改組 1978（昭53）年4月、法経学科（法学専攻、経済学専攻）を改組して法学科及び経済学科とし、学生定員は各々110名となった。学士号は法経学科の社会科学士から、改組に伴い法学科の法学士、経済学科の経済学士に変更された。

1982（昭57）年4月に経済学科に経済理論、財政金融の2大学科目が設置され、定員が130名となった。

1987（昭62）年4月、経済学科の入学定員は142名（臨時増募12名を含む）、法学科の入学定員は140名（臨時増募30名を含む）となった。1992（平4）年4月、経済学科の入学定員は157名（臨時増募12名を含む）となった。

1993（平5）年4月に2大学科目が増設され、経済理論、財政金融、比較政策、経営情報の4大学科目となった。

人文学科の構成 1979（昭54）年4月、人文学科に履修上の区分として系を置き、各系に、履修コースを設けた。これに伴い従来の哲学（心理学を含む）、日本史学（考古学）、東洋史学、西洋史学、国文学（中国文学を含む）、英文学、独文学、仏文学の8専攻はそれぞれ「哲学系」哲学・心理学、「史学系」日本史学・考古学、東洋史学、西洋史学、「文学系」国文学（中国文学を

含む)、英米文学、独文学、仏文学の3系列8履修コースとなった。

1982(昭57)年4月、社会学科の新設に伴い、人文学科の学生定員が80名となり、履修コースは日本史学(日本考古学を含む)、東洋史学、西洋史学、国文学(中国文学を含む)、英米文学、独文学、仏文学の7コースとなった。

1987(昭62)年4月、人文学科の入学定員は100名(臨時増募20名を含む)となった。

なお、1990(平2)年4月より国文学(中国文学を含む)コースが、日本文学コースと中国文学コースに分かれ8コースとなった。

1991(平3)年4月、人文学科の入学定員は、115名(臨時増募20名を含む)となり、比較言語文化コースが新しく設けられ9履修コースとなった。

社会学科の新設 1982(昭57)年4月、社会思想、社会学、人類考古学の3大学科目で構成する定員40名の社会学科が新設された。なお、1987(昭62)年4月より入学定員は50名(臨時増募10名を含む)となった。

1991(平3)年4月より入学定員は65名(臨時増募10名を含む)となった。

社会学科の改組 1992(平4)年4月、社会学科には、人間学、社会学、文化人類学、歴史学の4大学科目が設置された。学生定員は、95名(臨時増募20名を含む)となった。

法学科の改組 1988(昭63)年4月、法学科が改組され、公法、民事法、社会法、法政理論の4大学科目となった。入学定員は140名(臨時増募30名を含む)となった。

言語文化学科の構成 1992(平4)年4月、人文学科の史学系を社会学科に移し、文学系を言語文化学科に改組した。履修コースは、日本・アジア言語文化コース、欧米言語文化コース、比較言語文化コースの3コースを設けた。学生定員は85名(臨時増募10名を含む)となった。

大学院法学研究科の設置 1991(平3)年4月、修士課程大学院としての法学研究科(政策・経営法務専攻 入学定員6名)が設置された。

法学科及び経済学科夜間主コースの設置 1995(平7)年10月、法学科及び経済学科に夜間主コース(入学定員各40名)が設置された。

大学院人文社会科学研究科の設置 1997(平9)年4月、大学院法学研究

科及び人文学専攻科を廃止して、人文学部の4学科全体の修士課程大学院として人文社会科学研究科（比較地域文化専攻 入学定員12名・法律経済専攻17名）が設置された。

こころの相談室の設置 2000（平成12）年5月、静岡大学の教育研究の施設として設置された。一般の方々を対象に子供の問題、心の問題、対人関係の問題について人文学部教員（臨床心理学専門）及び教育学部教員（臨床心理学、発達心理学専門）が対応する。

大学院人文社会科学研究科臨床人間科学専攻の設置 2003（平成15）年4月、大学院人文社会科学研究科比較地域文化専攻を改組して、新たに臨床人間科学専攻（入学定員11名）を設け、併せて比較地域文化専攻（入学定員10名）の研究指導分野の改組を行った。

法科大学院の設置に伴う法学科および大学院人文社会科学研究科の改組

2005（平成17）年4月、大学院法務研究科（法科大学院）の設置に伴い、法学科の入学定員は昼80名、夜間主コース30名となり、大学院人文社会科学研究科法律経済専攻を改組して経済専攻（入学定員10名）とした。

IV 付 録

- 1 静岡地区建物配置図（静岡キャンパス）
- 2 人文社会科学部 A, B, C棟 平面図
- 3 共通教育 A, B, L, P棟,
人文社会科学部 E棟 平面図
法科大学院棟

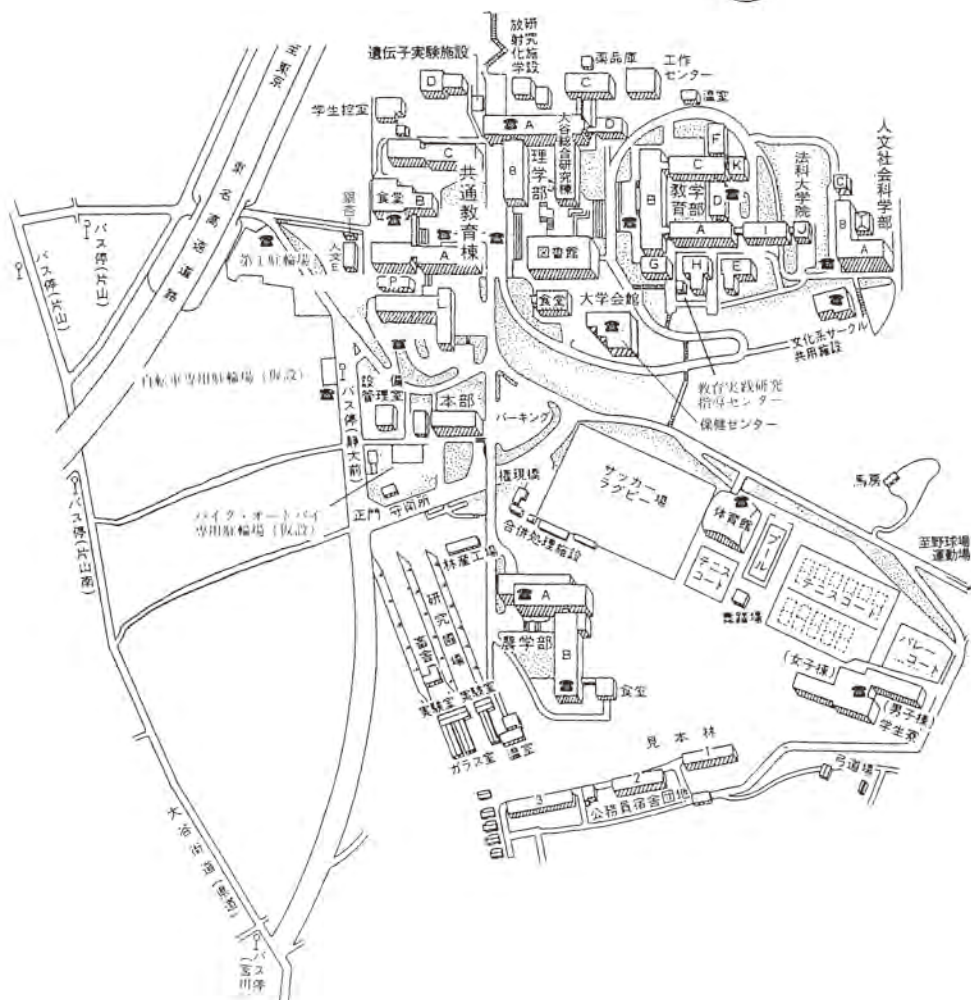
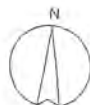
静岡地区建物配置図（静岡キャンパス）

静岡大学静岡地区（静岡キャンパス）

〒422-8529 静岡市駿河区大谷 8 3 6

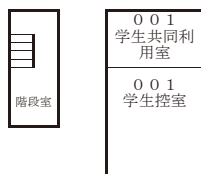
人文社会科学部
教育学部
理学部
農学部

附属図書館
本部
保健センター

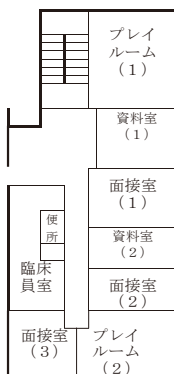


共通教育L棟校舎平面図

G階



1階【こころの相談室】



人文社会科学部E棟校舎平面図

1階



2階



法科大学院棟校舎平面図

1階



2階

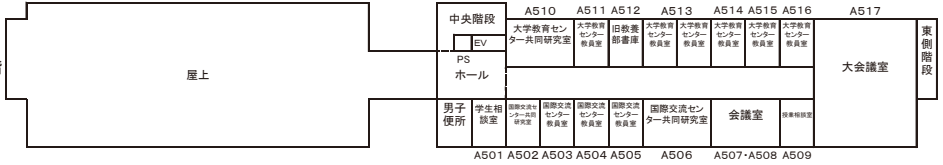


共通教育A棟平面図

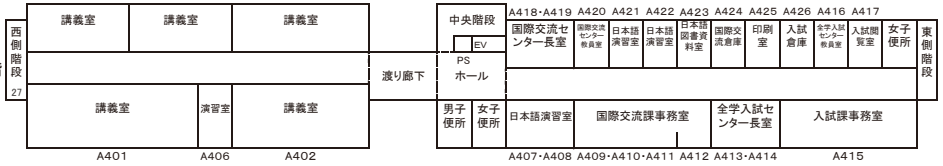
屋上



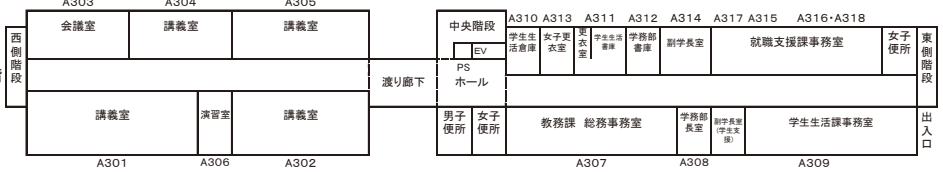
5階



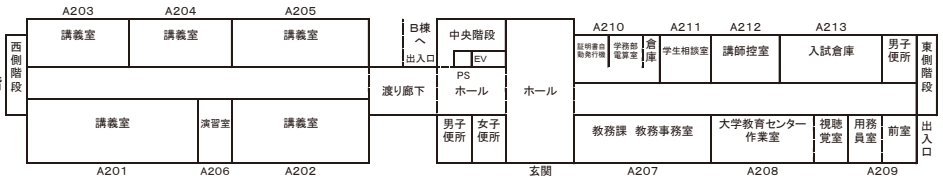
4階



3階



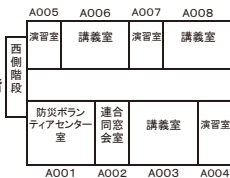
2階



1階



0階



共 通 教 育 B 棟 平 面 図

5
階



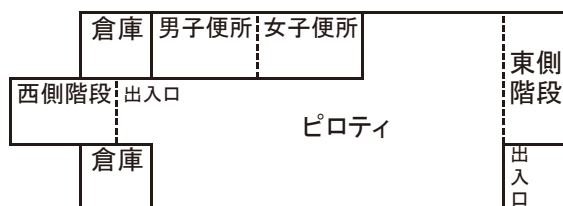
4
階



3
階

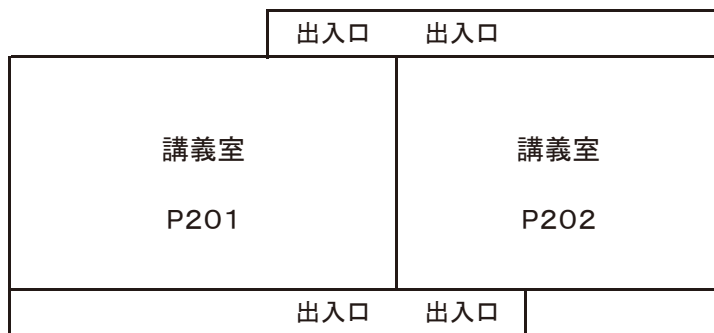


2
階



共 通 教 育 P 棟 平 面 図

2
階



1
階

